

第 3 期  
鳥取市環境基本計画  
2021▶2030



令和3年3月

鳥取市



## はじめに

本市は、豊かな自然や歴史的な遺産、伝統工芸品等数多くの魅力ある地域資源を有する鳥取県東部の中核都市です。

このような良好な環境を次の世代に引き継ぐために、本市では、平成 5（1993）年に「環境宣言」、平成 19（2007）年に「アジェンダ 21 鳥取市」、平成 24（2012）年に「第 2 期鳥取市環境基本計画」、平成 27（2015）年に「鳥取市スマートエネルギータウン構想」を策定し、環境問題に市民・事業者・市が連携して取り組んできました。

この間、本格的な人口減少や少子高齢化が進行するほか、自然災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化してきています。一方、国際的な動向としては、平成 25（2013）年に、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」やパリ協定が採択されるなど、大きな転換点を迎えています。

こうした中、本市では、第 2 期計画を見直し、気候変動による影響に事前に備える「適応」の考え方を新たに位置づけた「鳥取市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包することとした、「第 3 期鳥取市環境基本計画」を策定しました。

本計画は、本市の環境に関連する施策を体系化し、具現化するもので、第 11 次鳥取市総合計画の将来像である「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」の実現を環境面から推進するものです。

さらに、令和 3（2021）年 2 月に表明した、2050 年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにする脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）の実現に向けて、その通過点となる令和 12（2030）年の目標とその達成に向けた具体策を盛り込んだ計画でもあります。

環境施策の基本的な方向性を示す本計画を市民・事業者・市の参加・協働により推進することで、様々な環境課題の解決を図るとともに、SDGs の達成にも貢献するものと考えていますので、皆様の積極的な参加とより一層のご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケート等でご協力いただきました市民及び事業者の皆様をはじめ、約 2 年間にわたりご尽力いただきました鳥取市環境審議会の皆様等、ご協力いただきました全ての方々に心から感謝申し上げます。

令和 3（2021）年 3 月



鳥取市長 深澤 義彦



## 目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1.	計画の策定趣旨	1
2.	計画の役割	3
3.	計画の主体	4
4.	対象とする範囲	5
5.	計画の期間	5
第2章	計画の目標	6
1.	鳥取市が目指す環境像	6
2.	基本目標	6
第3章	施策の展開	10
1.	施策体系	10
2.	基本目標別の施策内容	12
第4章	重点プロジェクト	52
1.	位置づけ	52
2.	設定の視点	52
3.	重点プロジェクト	53
第5章	計画の推進	57
1.	進行管理の考え方	57
2.	進行管理の体制	58
資料編		59



# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 計画の策定趣旨

### (1) 策定の背景

#### ◆ 鳥取市のこれまでの取組と環境の変化

環境部門の最上位計画として平成24(2012)年度に策定した「第2期鳥取市環境基本計画」では、本市の総合計画を踏まえながら、本市が目指す環境像「みんなでつくろう 快適でみどりあふれる とっとりライフ」の実現に向けて市民・事業者・市が一体となり、環境の保全・創造、環境負荷低減の取組を推進してきました。

しかしながら、私たちを取り巻く生活環境、社会経済状況の急速な変化に伴って、地球温暖化に起因する気候変動や生活・自然環境悪化のリスクが高まっており、未来を見据えた持続可能な環境保全の対策が地域に強く求められてきています。

#### ◆ 地球規模での温暖化対策

地球温暖化に関する国際的な流れとして、気候変動に関する評価を行う国際的な専門組織であるIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の第5次評価報告書(平成25(2013)年9月～平成26(2014)年11月)によると、温室効果ガス濃度の上昇により、地球の平均気温は、1880年～2012年の約130年間で0.85℃上昇したと考えられ、削減対策を行わなかった場合、今世紀末までの世界平均気温の上昇は最高4.8℃に、海面水位の上昇は最高0.82mにまで及ぶ可能性が高いと予測されています。

このような状況を受けて、平成27(2015)年9月には「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、平成28(2016)年11月には、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みである「パリ協定」が発効されました。我が国も、第203回臨時国会(令和2(2020)年10月開催)で、「成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力」するとし、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言するなど、地球温暖化対策に強力に取り組んでいくこととしています。基礎自治体である本市においても温室効果ガスの排出量削減や良好な環境の維持改善を推進することが求められています。

## ◆ 鳥取市の環境に係る課題

本市の状況に視点を移すと、市民一人あたりのごみの排出量の減少や、多くの市民参加による環境保全活動実施等の好ましい傾向が見られる一方で、温室効果ガス排出量がやや増加傾向にあることや、不法投棄の増加、公害に対する苦情等が寄せられているなど、持続可能な環境保全に向けて解決すべき課題も多く見られます。（詳細は「資料編（1）鳥取市の環境」を参照）

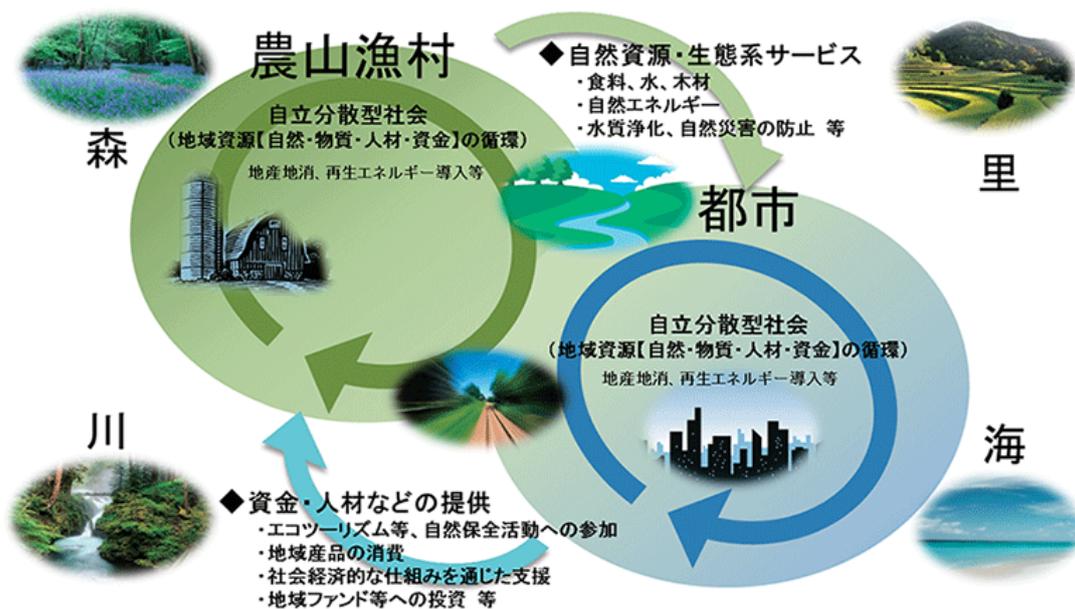
## ◆ 地域循環共生圏の構築の必要性

平成 30（2018）年 4 月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿のひとつとして、「地域循環共生圏」の創造を掲げています。

「地域循環共生圏」とは、各地域が有する自然資源、生態系サービス、資金・人材等を活かして自立・分散型の社会を形成しながらも、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合う考え方のことです。環境への取組にとどまらず、多様な課題の同時解決に繋がることが想定されるものであり、環境・社会・経済の統合的向上や「SDGs」の達成に貢献することが期待されます。

本市においても、「地域循環共生圏」の視点に基づき、豊かな自然や水辺、農村環境、再生可能エネルギー導入の可能性等の資源を活かしつつ、経済、地域社会等の諸課題の同時解決と新たな成長を目指す必要があります。

### ■ 地域循環共生圏の概念図



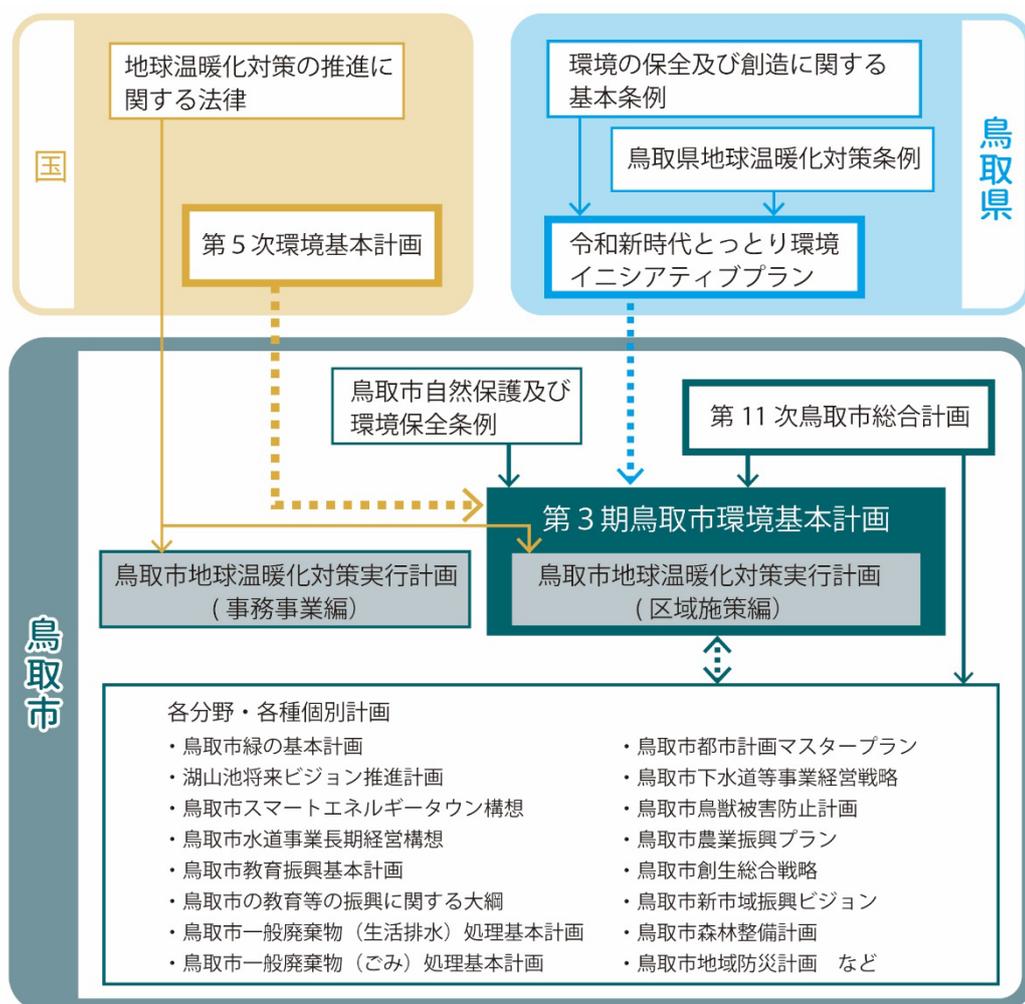
## 2. 計画の役割

本計画は、市勢振興の基本的方向を示す上位計画である「鳥取市総合計画」を環境面から総合的かつ計画的に推進する分野別計画です。本計画の推進により、本市の自然環境、生活環境、都市環境を守り育て、地球環境への負荷を最小限に抑えることを目的とします。

本計画では、地球温暖化対策に対し積極的かつ効率的に取り組むため、「鳥取市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包します。

また、「鳥取市緑の基本計画」や「鳥取市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」等の関連計画と連携して環境施策の基本的な方向性を示します。

本計画に基づく取組は、基礎自治体に期待される役割を果たすものであるとともに、地球全体の環境保全に寄与するものとなっています。



※環境基本計画…環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であって、環境基本法第15条により政府へ策定が義務付けられているもの。同法第7条により、地方公共団体は、環境保全に関し国の施策に準じた施策及び各地方公共団体の自然的社会的条件に応じた施策を策定・実施する責務を有し、その多くが独自の環境基本計画を策定している。

### 3. 計画の主体

本計画を推進する主体は、「市民」、「事業者」、「市」です。

これらの各主体は、それぞれの役割を認識し、一体となって、より良い環境を作っていくことが求められます。

#### ■ 計画の主体



## 4. 対象とする範囲

本計画の対象地域は、本市全域とします。なお、本市は平成30（2018）年4月に中核市へ移行したことから、対象地域を越えた対応が必要な場合は、国・県・近隣自治体との連携を図りながら、取組の対象範囲を鳥取県東部圏域に拡大します。

また、私たちが接する環境は、地球温暖化をはじめとする地球環境問題、自然・生態系の保全、廃棄物問題、大気質や水質、騒音・振動等の公害問題から景観や歴史的文化的資産の保全等幅広く、それぞれが複雑に関連していることから、本計画における対象の範囲は、「地球環境」、「自然環境」、「生活環境」及び「都市環境」とそれらに対する活動である「参加と協働」のあわせて5つとします。

### ■ 対象範囲

区分	対象
地球環境	地球温暖化問題を中心とした地球規模の環境
自然環境	身のまわりの動植物やそれらの生存基盤環境
生活環境	廃棄物の処理や公害問題等の日常生活に影響する環境
都市環境	景観、公園・緑地や文化財等、人の活動により整備された環境
参加と協働	上記4つの環境に関する環境教育や環境情報等を通じた取組

## 5. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。また、本市の環境や社会情勢の変化等に対応するため、取組成果や進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 計画の目標

### 1. 鳥取市が目指す環境像

本市は、鳥取砂丘や世界に認められた山陰海岸ジオパークをはじめとする「豊かな自然」、その豊かな自然が育んだ「多彩な四季の味覚」、多くの先人が築き上げてきた「歴史・伝統・文化」、心豊かな暮らしを実現できる「ゆとりある生活環境」等、魅力ある地域資源を持ったまちです。

一方、私たちの生活や社会経済活動は、環境へ多くの負荷をもたらし、自然環境や生活環境等の身近な環境だけではなく、地球温暖化等、地球環境へも大きな影響を及ぼしています。

本市の豊かな自然環境や伝統文化を守り、安全で安心な暮らしを将来に引き継いでいくためには、環境への負荷の少ない持続的な社会を築いていかなければなりません。

そこで、本市では、市民、事業者、市に共通する長期的な目標として、将来の鳥取市のあるべき環境の姿として以下のとおり定めます。

豊かな自然と快適な暮らしが調和した持続可能なまち鳥取市

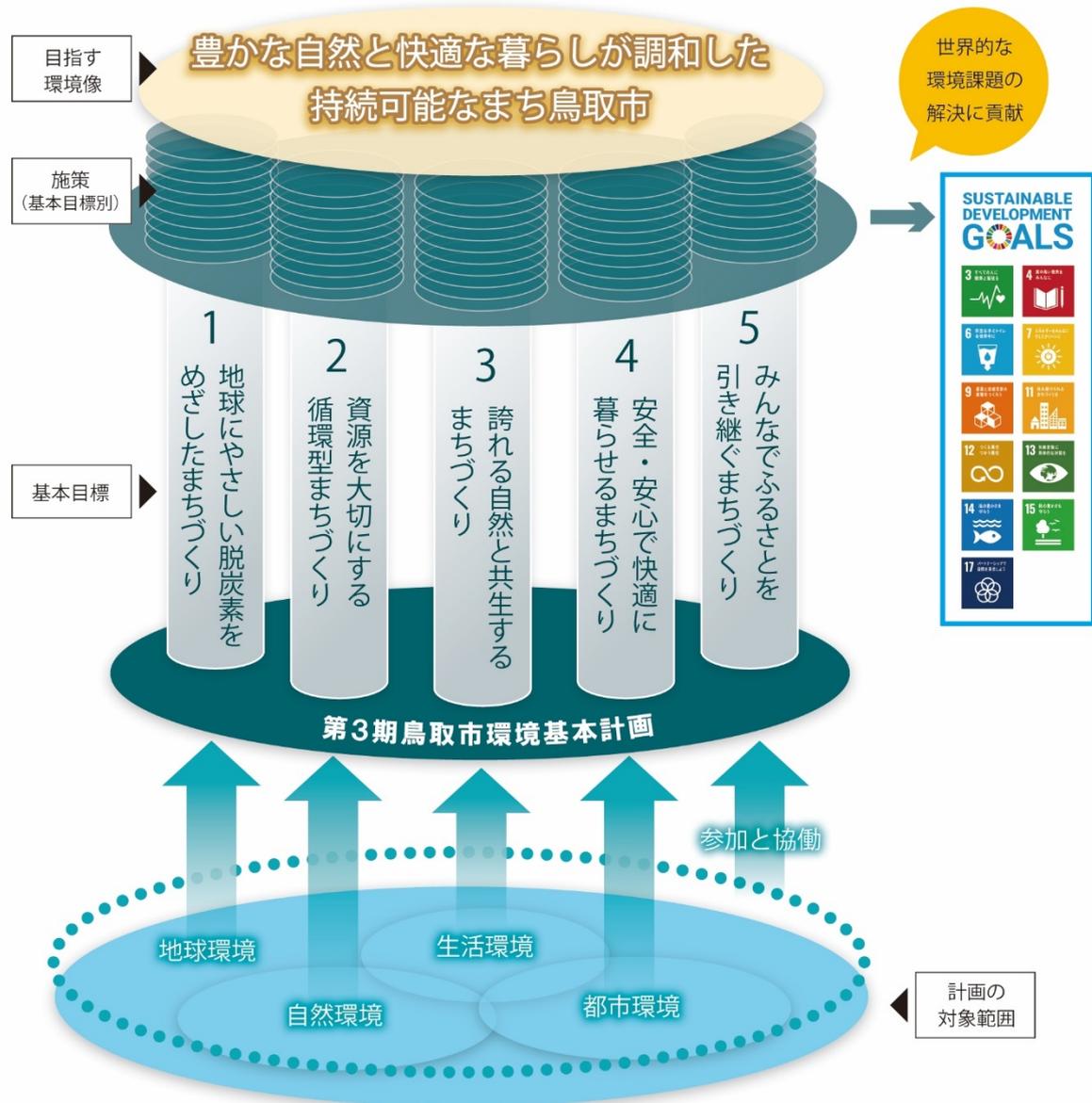
### 2. 基本目標

環境都市像を実現していくため、本計画の対象範囲の区分を踏まえて、以下の5つを基本目標として設定します。

基本目標 1	地球にやさしい脱炭素をめざしたまちづくり
基本目標 2	資源を大切に作る循環型まちづくり
基本目標 3	誇れる自然と共生するまちづくり
基本目標 4	安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
基本目標 5	みんなでふるさとを引き継ぐまちづくり

さらに、本計画で掲げる環境施策は SDGs の環境に関するターゲットの達成を見据えながら展開するものとし、本市の目指す環境像の実現によって、世界における環境課題の解決に貢献します。

■ 基本目標のイメージ



この図は、計画に基づいた様々な取組を進めることで実現する、鳥取市が目指す環境像を具現化し、イメージとして示したものです。

■ 鳥取市が目指す環境像のイメージ



## 目標実現を目指すまちの姿

### 地球にやさしい脱炭素をめざしたまちづくり

市民や事業者の再生可能エネルギー利用や省エネの取組により、脱炭素型社会を実現します。また、気候変動の影響による環境対策や災害への備えを進めます。



### 資源を大切にする循環型まちづくり

ごみの減量に向けて、リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの4R運動を定着させます。また、ごみの分別や再資源化、ごみの適正な処理を推進し、循環型の暮らしを構築します。



### 誇れる自然と共生するまちづくり

鳥取市の豊かな緑や多様な生物の生息・生育環境を保全し、人と自然の共生を進めます。また、自然とふれあう環境学習や体験等を通じて、自然を大切にすることを育みます。



### 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

大気汚染や騒音・振動等の公害の発生を防止し、誰もが健康で快適に生活できる環境を確保します。また、鳥取市の美しい景観や歴史・文化を守り継ぎます。



### みんなでふるさとを引き継ぐまちづくり

多様な活動団体や研究機関等と連携した環境学習・教育により、市民一人ひとりが鳥取市の環境を愛する心を育みます。また、次世代を担う人材を育てます。



# 第3章 施策の展開

## 1. 施策体系

目指す環境像	基本目標	施策の方向性
豊かな自然と快適な暮らしが調和した持続可能なまち鳥取市	<b>基本目標 1</b> 地球にやさしい 脱炭素をめざした まちづくり	1. 再生可能エネルギーなどの利用促進 2. 省エネルギーの推進 3. 脱炭素なまちづくりの推進 4. 気候変動の影響に対する適応策の推進
	<b>基本目標 2</b> 資源を大切に する循環型 まちづくり	1. ごみの発生・排出抑制 2. リサイクルや再利用の促進 3. 廃棄物の適正処理の推進
	<b>基本目標 3</b> 誇れる自然と 共生する まちづくり	1. 山林・農地の保全 2. 生物多様性の確保 3. 自然とのふれあいの確保
	<b>基本目標 4</b> 安全・安心で 快適に暮らせる まちづくり	1. 良好な生活環境の確保 2. 美しいまちなみの確保 3. 環境に配慮したまちづくりの推進
	<b>基本目標 5</b> みんなで ふるさとを引き継ぐ まちづくり	1. 環境学習・教育の充実 2. 環境情報の効果的な提供 3. 参加と協働の推進・活性化

本計画では、「豊かな自然と快適な暮らしが調和した持続可能なまち鳥取市」の実現に向けて、5つの基本目標ごとに施策の方向性を定め、展開します。また、これらの施策を通じてSDGsの関連目標の達成を図ります。

施策	主に関連するSDGsの目標
(1)再生可能エネルギーの利用促進 (2)環境ビジネスなどの創出支援	  
(1)市民・事業者の省エネルギー活動に対する意識啓発 (2)環境にやさしい移動手段の推進	 
(1)多極ネットワーク型コンパクトシティの推進 (2)交通ネットワークの充実 (3)二酸化炭素の吸収源の確保	 
(1)農林水産業の生産基盤の整備、維持保全 (2)災害に強いまちづくり (3)暑熱環境・熱中症対策 (4)感染症対策	 
(1)リフューズ・リデュース・リユース施策の継続的な展開 (2)ごみ減量についての効果的な周知 (3)事業者との連携によるリデュース・リユースの推進	  
(1)リサイクルの推進 (2)集団回収の推進	 
(1)適正分別・適正排出の徹底 (2)環境負荷の小さいごみ処理体制の構築	
(1)山林の保全 (2)農地の保全	
(1)野生生物の保護 (2)生息・生育環境の創造・保全 (3)外来生物対策の推進	
(1)自然とのふれあいの場の整備 (2)自然とのふれあい機会の創出	
(1)大気・水質・土壌環境の保全 (2)騒音・振動・悪臭の防止 (3)化学物質の環境リスク対策	
(1)景観・美観の保全 (2)歴史・文化的環境の保全	
(1)交通環境の整備 (2)人と環境に配慮した都市整備の推進	
(1)学習の場や機会の提供 (2)人材の育成	
(1)環境情報の提供と共有化の推進	
(1)パートナーシップの強化 (2)広域的な連携の推進	

## 2. 基本目標別の施策内容



### (1) 鳥取市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)としての役割

基本目標1は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）第20条第3項に基づき、「鳥取市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、「本実行計画」という。)として策定するものであり、平成24(2012)年度に策定した計画の内容を改訂するものです。

※地球温暖化対策実行計画(区域施策編)…温対法第21条に基づき、地方公共団体が地球温暖化対策計画に即して、その自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画。全ての都道府県、指定都市及び中核市(施行時特例市を含む。)に策定が義務付けられている。

### (2) 本実行計画の基本的事項

#### ① 策定の背景

人間の活動によって排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の増加によって引き起こされる地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、最も重要な環境問題の一つとされています。熱帯・亜熱帯にある島国への高潮による浸水被害や、農業・牧畜への影響による食糧難、生態系への影響等が予想されており、既に地球規模の平均気温の上昇・雪氷の融解・海面水位の上昇等が明らかになっています。世界中で強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波等の極端な気象現象が毎年のように観測されており、熱中症等の健康への影響や、農作物への甚大な被害等、深刻な問題となっています。

このような中、パリ協定では、世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃未満に抑えるための努力を追求することが掲げられました。SDGs においても、気候変動対策が 17 の目標の一つ（目標 13：気候変動に具体的な対策を）として位置づけられています。

我が国においては、「気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるためには、2050 年までに CO<sub>2</sub> の実質排出量をゼロにすることが必要」とされた IPCC 特別報告書（2018 年 10 月）を踏まえ、地方公共団体における脱炭素化に向けた取組が進められています。令和 2（2020）年 10 月に開催された第 42 回地球温暖化対策推進会議では、「2050 年カーボンニュートラル」に向けた取組について議論が行われ、「地球温暖化対策」、「エネルギー基本計画」、「パリ協定に基づく長期戦略」の見直しを加速することが確認されました。

## ② 2050年 脱炭素社会(ゼロカーボンシティ)の実現に向けて

地球温暖化対策としての取組をさらに強化し、同時に、今後さらなる深刻化が懸念される気候変動による影響への備えについて対策を進めていくことが求められている中で、本市は、2021年2月に、**2050年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにする脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）の実現を目指す**ことを表明しました。その達成に向けて、温室効果ガスの排出量の抑制と市域の気候変動影響への適応策を盛り込んだ、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を本目標に位置づけます。

## ③ 計画期間

本実行計画の計画期間は、第3期鳥取市環境基本計画にあわせて、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。なお、基準年度については、パリ協定の趣旨を踏まえ、国の地球温暖化対策計画で定めている基準年度及び目標年度に即するという観点から、平成 25（2013）年度に設定します。

#### ④ 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律で定められた以下の 7 種類の温室効果ガスを対象とします。

##### ■ 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス		主な排出源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	燃料の燃焼、化石燃料由来の電気の使用等
	非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	工業プロセス、廃棄物の焼却処分等
メタン (CH <sub>4</sub> )		自動車の走行、稲作、家畜の飼養及び排せつ物管理、埋め立てられた廃棄物等
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		自動車の走行、耕地における肥料の施用、排水処理等
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		スプレー、エアコンや冷蔵庫等の冷媒、化学物質の製造プロセス等
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		半導体の製造プロセス等
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )		電気機械器具や半導体素子等の製造プロセス等
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )		半導体の製造プロセス等

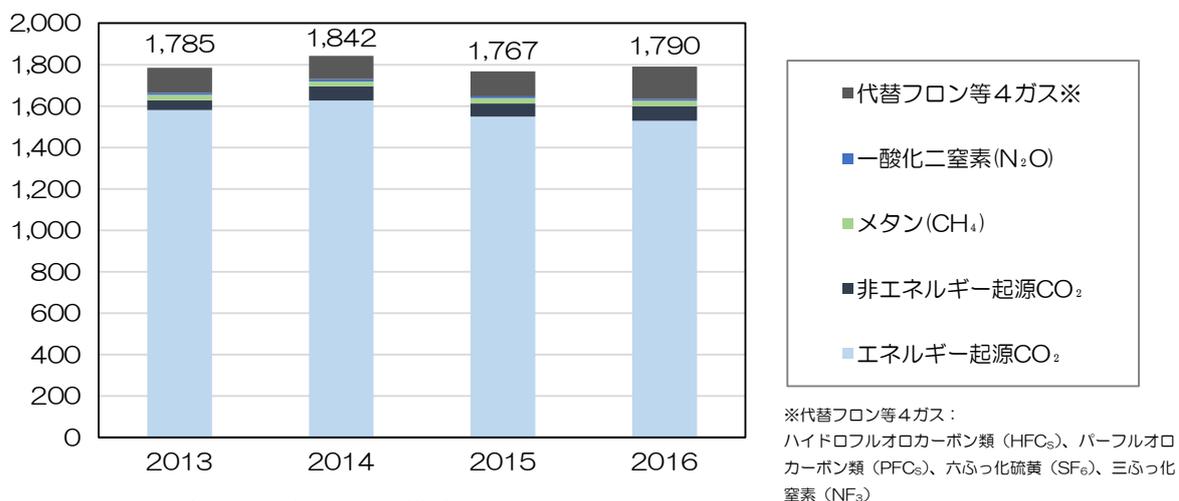
### (3) 温室効果ガス排出量の現況と将来推計

#### ① 温室効果ガス排出量の現況

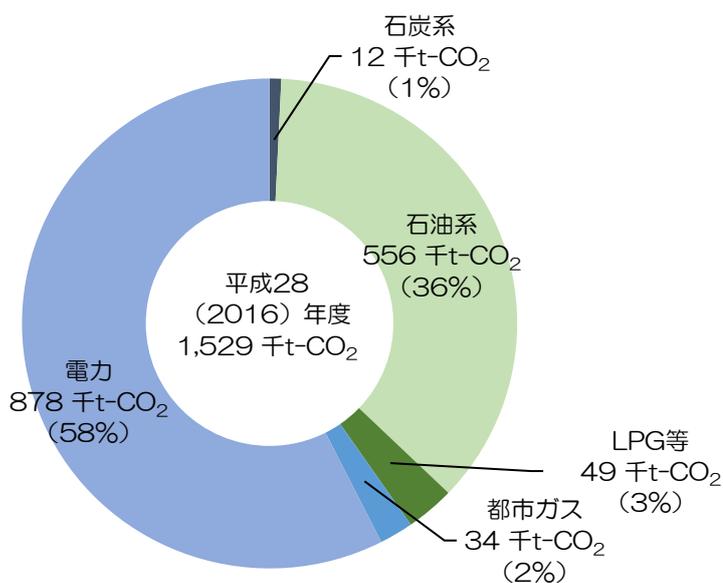
本市の平成28(2016)年度における温室効果ガス排出量は1,790千t-CO<sub>2</sub>となり、平成25(2013)年度比で約0.3%の増加となっています。エネルギー起源CO<sub>2</sub>が全体の85%と大部分を占めており、この排出量を抑制することが、全体の温室効果ガス排出量を削減するうえで重要となります。また、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の構成を見ると、電力消費に伴う排出量と、ガソリンや灯油等の石油系の燃料由来の排出量の割合が非常に高いものとなっています。

#### ■ 鳥取市における温室効果ガス排出量（ガス別）

[千t-CO<sub>2</sub>]

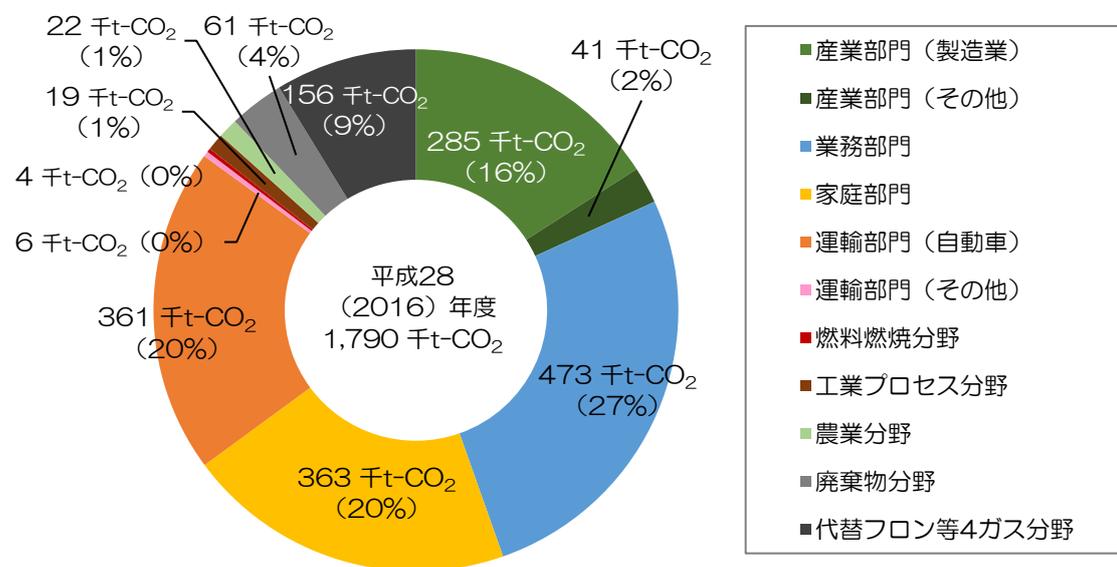


#### ■ エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の構成



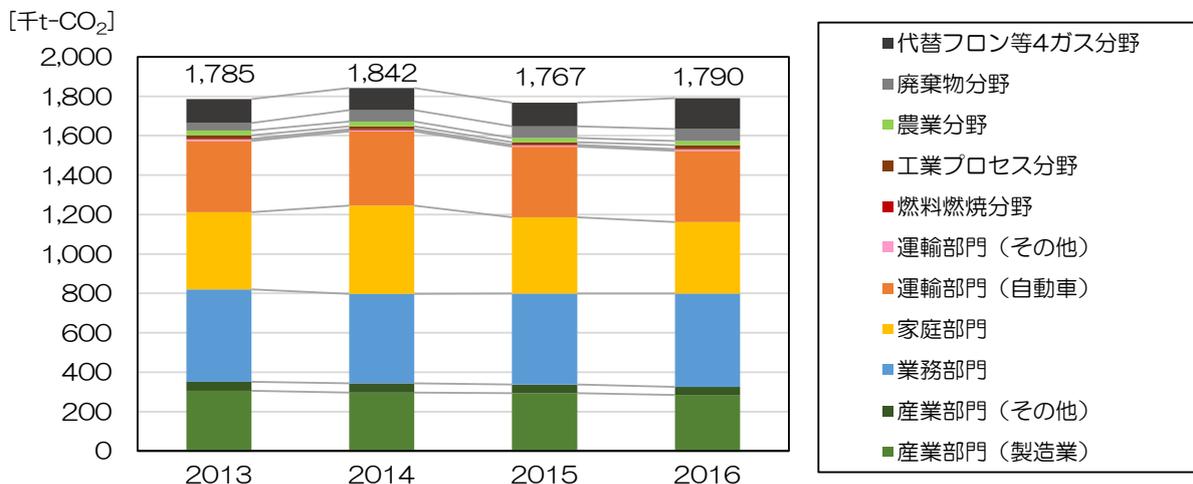
温室効果ガス排出量を部門別に見ると、業務部門が全体の 27%、次いで運輸部門（自動車）が 20%、家庭部門が 20%の順となっており、住宅やビル等建物におけるエネルギー消費や、自動車由来の排出量が特に大きくなっています。本市は電力消費に伴う CO<sub>2</sub> 排出量の割合が大きく、業務部門や家庭部門が CO<sub>2</sub> 排出量の半数程度を占めるため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入による電源の低炭素化や、断熱化・高効率設備の導入といった建物における省エネの取組を推進する必要があります。また、市民の移動手段は自家用車が中心であり、自動車由来の CO<sub>2</sub> 排出量を減らす取組も重要です。

■ 部門別温室効果ガス排出量の構成



排出量は近年横ばいの状況にあります。再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率化をより一層推し進め、市民、事業者、市が一体となって温室効果ガス排出量削減に向けて取り組むことが必要です。

■ 鳥取市における温室効果ガス排出量（部門別）



■ 鳥取市における温室効果ガス排出量（部門別内訳）

単位：千t-CO<sub>2</sub>

年度		2013	2014	2015	2016
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	産業部門（製造業）	306	297	293	285
	産業部門（その他）	45	47	45	41
	業務部門	469	454	462	473
	家庭部門	391	447	387	363
	運輸部門（自動車）	362	376	357	361
	運輸部門（その他）	7	6	6	6
	小計	1,580	1,627	1,550	1,529
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 及びその他ガス	燃料燃焼分野	4	4	4	4
	工業プロセス分野	18	16	13	19
	農業分野	24	24	22	22
	廃棄物分野	38	59	58	61
	代替フロン等4ガス分野	121	113	120	156
	小計	205	215	217	262
合計	1,785	1,842	1,767	1,790	

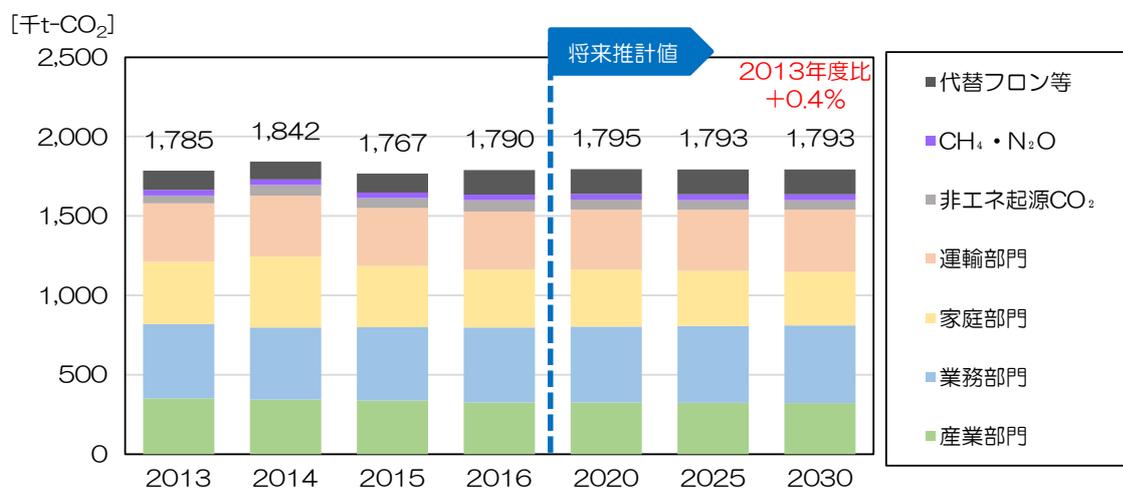
※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります

② 温室効果ガス排出量の将来推計

新たな地球温暖化対策が講じられないまま推移した場合（BAU ケース）の令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量は 1,793 千 t-CO<sub>2</sub> となり、平成 25（2013）年度比で 0.4%の増加となります。

家庭部門等では人口減少の影響による排出量の減少が見込まれていますが、業務部門の活動量の増加や運輸部門における自動車保有台数の増加による排出量の増加が見込まれるため、全体の温室効果ガス排出量はほぼ横ばいで推移します。

■ 部門別温室効果ガス排出量の将来推計結果（BAU）



## (参考) 省エネ行動はどの程度効果がある？

みなさんが問題意識を持って省エネを実践すると、全体で大きな効果が得られます。ぜひ、できることから取り組んでみましょう。

省エネ行動		年間の省エネ効果	
		CO <sub>2</sub> 削減量 (kg)	節約金額 (円)
エアコン	夏の冷房時に、室温27℃～28℃を目安に設定する。(使用時間：9時間/日) ※外気温31℃の場合	14.8	約820
	冬の暖房時に、室温21℃～20℃を目安に設定する。(使用時間：9時間/日) ※外気温6℃の場合	25.9	約1,430
	フィルターを月に1回か2回清掃する	15.6	約860
照明器具	54Wの白熱電球から9Wの電球形LEDランプに交換する(年間2000時間使用)	43.9	約2,430
	9Wの電球形LEDランプ1灯の点灯時間を1日1時間短縮する	1.6	約90
テレビ	画面の明るさを最適にする(32V型の画面の輝度を最大→中間にする)	13.2	約730
パソコン	使わない時に電源を切る(デスクトップ型で1日1時間利用時間を短縮した場合)	15.4	約850
電気冷蔵庫	全体に詰め込んだ場合と、半分にした場合との比較	21.4	約1,180
	周囲温度22℃で、設定温度を「強」から「中」にする	30.1	約1,670
電子レンジ	根菜(ジャガイモ、サトイモ)100gを1ℓの水に入れガスコンロで沸騰させて煮る場合と、電子レンジで下ごしらえをした場合を比較(365日、1日1回使用)	10.5	約950
温水洗浄便座	フタを閉めた場合と、開けっ放しの場合との比較(貯湯式)	17.0	約940
洗濯機	定格容量(洗濯・脱水容量：6kg)の4割を入れて洗う場合と、8割を入れ、洗濯回数を半分にして洗う場合との比較	2.9	約4,510
給湯器	シャワーは不必要に流したままにしない(45℃のお湯を流す時間を1分短縮)	28.7	約3,210
自動車	ふんわりアクセル「eスタート」を実施する(5秒間で20km/h程度に加速した場合)	194.0	約11,950

出典：「省エネポータルサイト 家庭向け省エネ関連情報」(経済産業省資源エネルギー庁)

## (4) 温室効果ガス排出量の削減目標

### ① 設定の考え方

国の「地球温暖化対策計画」では、令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で、温室効果ガス排出量を 26%削減するとしています。また、鳥取県をはじめとした多くの自治体においては、長期的な目標として 2050 年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを表明し、再生可能エネルギーの利用や省エネに積極的に取り組んでいます。

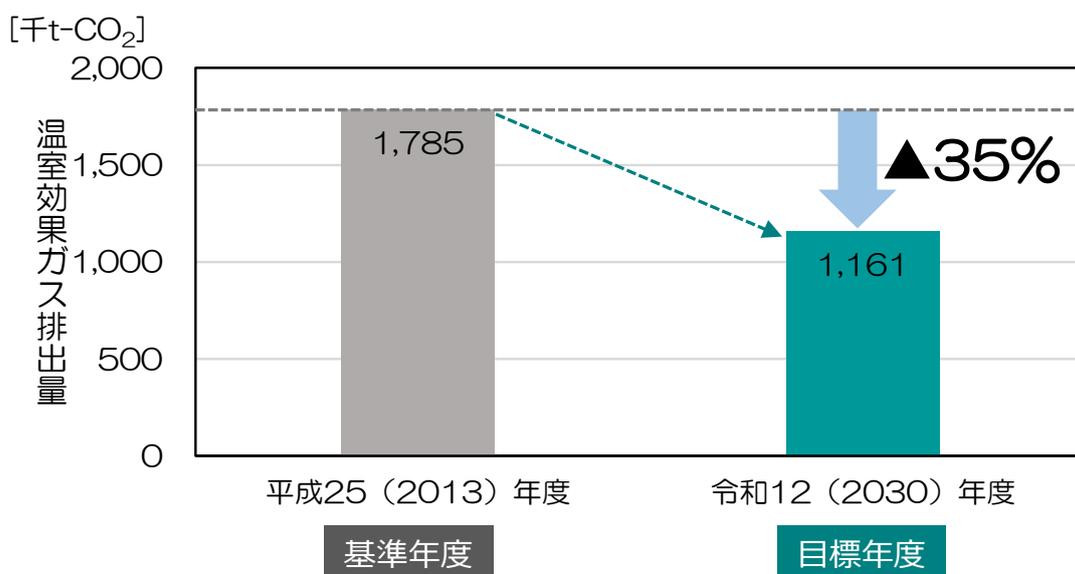
本市においても、二酸化炭素排出量の長期的な大幅削減に向けて、まずは今後 10 年間で着実に温室効果ガス排出量を削減していく必要があります。

本計画では、本市の排出特性に応じた削減対策に積極的に取り組むことを目指します。目標設定にあたっては、長期的な大幅削減を見据えた水準の削減目標を設定します。

### ② 目標値

#### ■温室効果ガス削減目標

令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量を、  
平成 25（2013）年度比で **35%削減** する。



## ◆35%削減の達成に求められる取組

本目標は、市民・事業者・市が一体となり、市民・事業者が以下のような取組を行うことを市が推進することで達成可能となります。

### 産業部門

- 高効率な空調システムや産業用 LED 照明等、省エネ技術・設備を積極的に導入する
- 事業所で使われているエネルギーを見える化し、エネルギー管理を徹底する

### 業務部門

- 新築の建築物における省エネ基準適合の推進や、既存建築物の断熱改修を行う
- LED 照明や業務用給湯器等の省エネ機器を積極的に導入する
- 照明のこまめな消灯やクールビズ・ウォームビズ等の省エネ行動に率先して取り組む

### 家庭部門

- 新築の住宅における省エネ基準適合の推進や、既存建築物の断熱改修を行う
- LED 照明や省エネ家電等の省エネ機器を積極的に導入する
- 省エネ家電への買い替えや機器の運用改善等の省エネ行動に率先して取り組む

### 運輸部門

- 低公害車等の普及を促進し、自動車由来の排出量を削減する
- 交通ネットワークの利便性を向上し、公共交通機関の利用を促進する

### エネルギー転換

- 市内における太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の導入を増やす
- 市域で作られた再生可能エネルギー由来の電力を市域の市民や事業者が消費する

### その他

- プラスチックごみの資源化やフロン類の適正管理等を推進する

⇒詳細は、資料編「(2) ③温室効果ガス排出量の削減ポテンシャルの推計」を参照

## (5) 目標達成に向けた施策

### 【施策体系】

施策の方向性	施策	重点
1. 再生可能エネルギーなどの利用促進	(1) 再生可能エネルギーの利用促進	●
	(2) 環境ビジネスなどの創出支援	●
2. 省エネルギーの推進	(1) 市民・事業者の省エネルギー活動に対する意識啓発	
	(2) 環境にやさしい移動手段の推進	
3. 脱炭素なまちづくりの推進	(1) 多極ネットワーク型コンパクトシティの推進	
	(2) 交通ネットワークの充実	
	(3) 二酸化炭素の吸収源の確保	
4. 気候変動の影響に対する適応策の推進	(1) 農林水産業の生産基盤の整備、維持保全	
	(2) 災害に強いまちづくり	
	(3) 暑熱環境・熱中症対策	
	(4) 感染症対策	

### 【成果指標】

指標	現状値	目標値（2030年度）
市域における温室効果ガス排出量削減率（H25（2013）年度比）	+0.3% （平成28年度）	▲35%

## 1. 再生可能エネルギーなどの利用促進

- 市民・事業者・市が所有する施設において、太陽光発電システム等の発電設備の設置促進や導入検討等を行うことで、環境に配慮した再生可能エネルギーの利用を促進します。
- 太陽光発電や水力発電等の再生可能エネルギーの開発を促進するため、地域新電力事業者等とも連携を図りながら、今後成長が見込まれる環境ビジネスの振興・創出支援等を行います。

施策	主な取組
(1) 再生可能エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギー設備の設置促進</li> <li>・ 市有施設における太陽光発電システム等再生可能エネルギー由来の電力の導入検討</li> <li>・ 青谷町いかり原太陽光発電施設を活用した再生可能エネルギーの利用啓発</li> <li>・ 太陽光や水力、温泉熱等の再生可能エネルギーを活用した新たな農林業の経営モデルの検討</li> <li>・ 地域新電力事業者と連携した取組による再生可能エネルギーの地産地消の促進</li> </ul>
(2) 環境ビジネスなどの創出支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境・エネルギー等、成長が見込まれる産業の振興・創出</li> <li>・ ビジネス化を図るための実証事業、設備導入に係る経費への支援</li> <li>・ 地域新電力事業者と連携したエネルギー事業の推進</li> </ul>

### 【取組指標】

指標	現状値	目標値（2030年度）
地産地消型エネルギー創出支援事業の利用件数	1件 (令和元年度実績)	10件

## 2. 省エネルギーの推進

- セミナーやイベントの開催、ホームページ等による情報発信、普及啓発活動等により、市民・事業者の省エネ活動を促進します。
- 環境にやさしい移動手段の導入・普及を進めるほか、新たな地域の公共交通網についても構築を検討していきます。

施策	主な取組
(1) 市民・事業者の省エネルギー活動に対する意識啓発	・ 地球温暖化防止に関する情報提供 ・ 地球温暖化防止活動に対する奨励や表彰の実施 ・ 地域新電力事業者と連携した省エネ診断の実施
(2) 環境にやさしい移動手段の推進	・ 低公害車等の導入推進 ・ 新たな地域公共交通網の構築の検討

### 【取組指標】

指標	現状値	目標値（2030年度）
公用車に占める低公害車等の割合	70.3% (令和元年度実績)	80%

## 3. 脱炭素なまちづくりの推進

- 中心市街地と地域生活拠点を公共交通ネットワークで効率良く結ぶ、持続可能な多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた必要な施策に取り組みます。
- 公共交通の維持・確保を図るとともに、関係機関や交通事業者、地域等との連携により持続可能な利便性の高い交通ネットワークの構築を目指すほか、低公害バス等環境にやさしい省エネ交通システムの普及も推進していきます。
- 地球温暖化防止、自然環境の創出等を目的として、適切な植林の管理や公園等の芝生化の推進、森林づくりへの参画等、市民・事業者・市の協働により二酸化炭素の吸収源となる緑地の量を増やしていきます。
- 化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業、化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減する取組とあわせて行う堆肥の施用、カバークロープ（緑肥）を作付けする取組等、土壌中に有機炭素を貯留し、地球温暖化防止に貢献する環境保全型農業を推進します。

施策	主な取組
(1) 多極ネットワーク型コンパクトシティの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地と地域生活拠点を公共交通ネットワークで効率良く結び、持続可能な多極ネットワーク型コンパクトシティを計画的に形成</li> </ul>
(2) 交通ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バス路線の再編や共助交通の推進</li> <li>・ 公共交通の利用促進運動の実施</li> <li>・ 鉄道の電化等に向けた要望活動の実施</li> <li>・ 低公害バス車両の導入促進</li> <li>・ 自動運転等に関する次世代公共交通システムの導入検討</li> </ul>
(3) 二酸化炭素の吸収源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質保全機能等の多様な効果を得るための適切な植林管理</li> <li>・ 市民活動団体や地元企業による森林づくりへの参画</li> <li>・ 都市公園、公共空地の芝生化の推進</li> <li>・ 市民との協働による公園管理の推進</li> <li>・ 人工林等の適切な管理や緑化の促進</li> <li>・ 市民活動団体等による地域の環境美化活動の促進</li> <li>・ 環境保全型農業の推進</li> </ul>

#### 【取組指標】

指標	現状値	目標値（2030年度）
鉄道利用者数の減少抑制	384 万人 (平成 30 年度実績)	326 万人
Jクレジットに取り組む市内企業数	14 社 (令和元年度実績)	30 社
市民活動団体などによる地域の環境美化活動の回数	55 回 (令和元年度実績)	60 回



<鳥取市青谷町いかり原太陽光発電施設>

## 4. 気候変動の影響に対する適応策の推進

- 気候変動により大きく影響を受ける農林水産業の生産基盤を安定的に整備するため、最新技術を用いた「スマート農業」の導入や農地・農業用施設等の計画的な維持・改修等を実施し、維持保全を図っていきます。
- これまで経験したことのない豪雨の頻発等により多大な影響を受ける河川の改修等、治水事業や土砂災害対策、浸水対策等の取組を促進し、災害に強いまちづくりを推進します。
- 鳥取市熱中症対策方針に基づいて熱中症の予防法の普及啓発に取り組み、熱中症警報や暑さ指数等の情報提供を行うなど、熱中症対策を推進します。
- 気候変動に伴う気温上昇等により、感染症を媒介する蚊等の節足動物の分布可能域が変化し、節足動物媒介性感染症のリスクを増加することが懸念されることから、蚊やダニ媒介感染症に関する知識や予防対策の普及啓発を行い、感染症発生の予防とまん延の防止に取り組みます。

施策	主な取組
(1) 農林水産業の生産基盤の整備、維持保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人工知能（AI）やIoTの活用、ロボット化、自動化等の「スマート農業」の導入</li> <li>・ 農地、農業用施設、ため池等農業生産基盤の計画的な維持、改修整備</li> <li>・ 林道や作業道等の生産基盤の整備による主伐、間伐の実施と木材の搬出の推進</li> </ul>
(2) 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川改修等の治水事業の促進</li> <li>・ 急傾斜地等の土砂災害の発生するおそれが高い区域の土砂災害対策の促進</li> <li>・ 浸水多発地域における雨水管の設置等、浸水区域の解消に向けた整備の推進</li> <li>・ 災害時の緊急輸送路の整備等を進め、災害に強い道路ネットワークを構築</li> <li>・ 森林の間伐等実施促進により下層植生の育成を図り、森林の防災機能（土砂災害防止）を強化</li> <li>・ 防風・防潮に重要な機能を果たす海岸林等の保全の推進</li> <li>・ 市民への防災情報提供体制の充実、市民、地域、行政等の連携による自助、共助、公助の体制整備</li> <li>・ 計画的な防災重点ため池の防災工事等の推進</li> </ul>
(3) 暑熱環境・熱中症対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥取市熱中症対策方針に基づき予防対策を推進</li> <li>・ 日常生活における住民への熱中症予防啓発</li> </ul>
(4) 感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症発生の予防とまん延の防止の推進</li> </ul>

【取組指標】

指標	現状値	目標値（2030年度）
木材搬出量	38,955 m <sup>3</sup> （令和元年度実績）	52,000 m <sup>3</sup>
浸水対策実施済み面積	2,132.9 ha （令和元年度実績）	2,194 ha
海岸林等の保全に係る森林病害虫の防除面積（地上散布）	35 ha （平成29年～令和元年の平均）	35 ha
保全すべき高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の面積	245 ha （平成28年4月時点）	245 ha
自主防災会活動助成件数	553件 （令和元年度実績）	605件

◆鳥取市新本庁舎

本市は、令和元年11月に新庁舎へ移転しました。新庁舎は、長期的に経済効率が高く、とっとりの気候・風土を最大限活用するエコスマート庁舎とし、自然採光や自然換気を取り入れるためのエコボイド（吹抜け）の配置や、エネルギー損失の少ない断熱効果等に優れた外装材、断熱材、高遮熱複層ガラス等の導入、年間を通して安定した温度を示す地中熱を利用した空調システムの導入といった自然エネルギーを積極的に取り入れながら、省エネ性能を発揮できる環境にやさしい庁舎となっています。

さらに、総合防災拠点にふさわしい安全性能を備えるとともに、災害対策本部を中心とし災害時に迅速かつ継続的に市民の生活を守る拠点となる庁舎となっています。



〈新庁舎外観〉

## 【各主体の役割】

### 市民の役割

#### ●日々の生活において

- ・省エネ行動や環境配慮行動に取り組む
- ・クールビズ・ウォームビズを実施する
- ・日除けや遮熱シート、緑のカーテン等を取り入れ、暑さをやわらげる工夫をする
- ・熱中症を予防するため、適切に空調を使用する

#### ●外出するとき

- ・徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する
- ・アイドリングストップ等、エコドライブに取り組む

#### ●買い替え・建て替えのとき

- ・省エネ性能が高い建築材や空調・照明器具、家電製品等を選択する
- ・太陽光発電システムや太陽熱温水器等の再生可能エネルギーを導入する
- ・HEMS、家庭用燃料電池、蓄電池等を導入し、エネルギーを効率的に使う
- ・電気自動車やハイブリッド自動車等、環境負荷の少ない自動車を選択する

### 事業者の役割

#### ●日々の業務において

- ・日除けの設置や窓への遮熱材導入、ドライ型（微細）ミスト等の実施、緑のカーテンの育成等、身近な暑さ対策を行う
- ・冷暖房の温度を適正に設定し、クールビズ・ウォームビズを実施する
- ・効率の良い配送や運送に取り組む
- ・エネルギーマネジメントを実施しエネルギー使用量の把握と省エネに取り組む
- ・環境マネジメントシステムの取得と適切な運用に取り組む
- ・使用電力における再生可能エネルギーの割合向上に取り組む

#### ●外出するとき

- ・徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する
- ・アイドリングストップ等、エコドライブに取り組む
- ・環境負荷の少ない自動車を利用する

#### ●買い替え・建て替えのとき

- ・オフィス機器は、省エネタイプのものを導入する
- ・環境負荷の少ない自動車を選択する

## 基本目標 2

# 資源を大切に作る循環型まちづくり

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



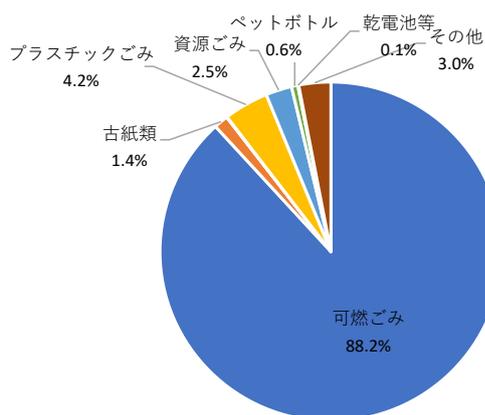
### 【現状と課題】

令和元（2019）年度の本市のごみ総排出量（家庭から出るごみと事業所から出る一般廃棄物の合計）は59,495トンで、そのうち家庭ごみ排出量は33,135トンとなっています。過去5年間でみると、総排出量・家庭ごみ排出量ともにやや減少傾向にあります。

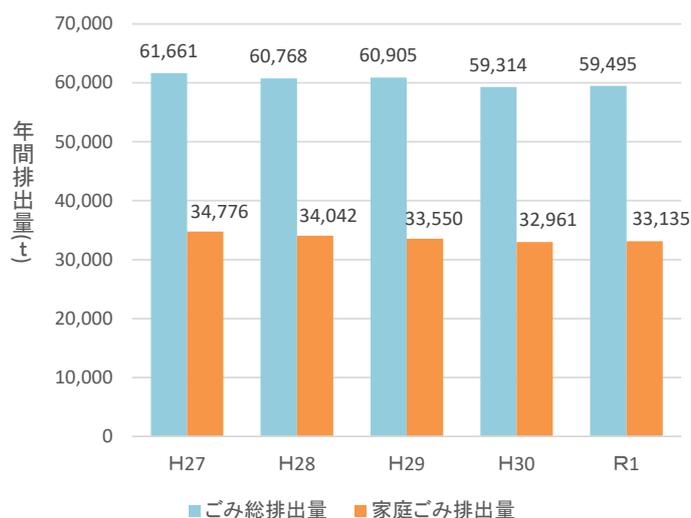
回収した資源ごみは、鳥取県東部環境クリーンセンターの資源回収工場で再資源化されています。リサイクルできない不燃ごみ、焼却灰等については、同センターの最終処分場に埋立処分しています。

今後も継続して、家庭や事業所において、ごみの削減、再使用、分別・資源回収を定着させていくことが必要です。特に、家庭ごみは減少傾向が続いていることから、事業所から発生するごみの削減について積極的に取り組むことが必要です。

### ■ 鳥取市のごみ排出量の内訳（令和元年度）



### ■ 鳥取市のごみ総排出量及び家庭ごみ排出量の推移



【施策体系】

施策の方向性	施策	重点
1. ごみの発生・排出抑制	(1) リフューズ・リデュース・リユース施策の継続的な展開	●
	(2) ごみ減量についての効果的な周知	
	(3) 事業者との連携によるリデュース・リユースの推進	
2. リサイクルや再利用の促進	(1) リサイクルの推進	●
	(2) 集団回収の推進	
3. 廃棄物の適正処理の推進	(1) 適正分別・適正排出の徹底	
	(2) 環境負荷の小さいごみ処理体制の構築	

【成果指標】

指標	現状値	目標値（2030 年度）
市民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量	875 g (令和元年度実績)	845 g

◆新可燃物処理施設「リンピアいなば」

本市は、東部 4 町と組織する鳥取県東部広域行政管理組合が進めている新可燃物処理施設「リンピアいなば」の建設を推進しています。新可燃物処理施設は、公害防止性能に優れた信頼性の高い処理システムによる確実な排ガス対策が実施されるとともに、ごみを燃やした際の熱を利用し、蒸気タービンにより発電が行われます。発電した電気は施設内で利用され、余った電気は売電されます。また、環境学習・啓発機能として、見学設備には体験型学習設備を多く取り入れ、主体的な学習を促す施設となります。



〈新可燃物処理施設の完成イメージ〉

## 1. ごみの発生・排出抑制

- 市民に向けて、リフューズ（いらないものは断る）、リデュース（ごみを出さない）、リユース（繰り返し使う）に係る活動を継続的に推進し、ごみの発生を抑制していきます。
- 市の広報紙やホームページにおいてごみの減量を呼びかけるほか、説明会・講習会を開催し、効果的な周知を行います。
- ごみ減量等推進優良事業所認定制度を継続して実施するほか、事業者への指導を推進するなど、市と事業者が連携してリデュース、リユースを推進します。

施策	主な取組
(1) リフューズ・リデュース・リユース施策の継続的な展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの発生抑制や削減活動の推進</li> <li>・家庭における生ごみの堆肥化の普及推進</li> <li>・マイバック持参運動の推進</li> </ul>
(2) ごみ減量についての効果的な周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量について広報やホームページへ掲載</li> <li>・ごみ分別説明会・講習会の開催</li> </ul>
(3) 事業者との連携によるリデュース・リユースの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系一般廃棄物を排出する事業者への減量に向けた指導、意識啓発の推進</li> <li>・ごみ減量等推進優良事業所認定制度の実施</li> <li>・土壌中の微生物によって分解される農業資材（生分解性マルチ）の利用促進</li> </ul>

### 【取組指標】

指標	現状値	目標値（2030年度）
生ごみ堆肥化容器等購入費補助金申請件数	25件 (令和元年度実績)	50件
ごみ分別説明会・講習会の開催数	18回 (令和元年度実績)	25回
ごみ減量等推進優良事業所の認定事業所数	22事業所 (令和元年度実績)	25事業所

## 2. リサイクルや再利用の促進

- ごみの分別を徹底するほか、再生品やエコマーク商品等環境への負荷が少ない製品を購入する、循環型農業を促進するなど、市民・事業者・市の協働によりリサイクルを推進します。
- 地域で実施している集団資源回収を拡大して推進するほか、古紙類（新聞、雑誌、段ボール等）のステーション回収を推進します。

施策	主な取組
(1) リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リサイクルプラザ等の情報提供</li> <li>・ ごみの分別の徹底</li> <li>・ 環境への負荷が少ない製品の購入や利用の推進</li> <li>・ 使用済小型電子機器等の分別収集による資源の有効利用の推進</li> <li>・ 畜産農家と稲作農家の連携による堆肥利用や飼料生産を一貫して行う循環型農業の促進</li> <li>・ リサイクルに関する情報や知識を得る機会の提供</li> <li>・ 公共工事におけるリサイクル品や再使用品の使用推進</li> </ul>
(2) 集団回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域での集団資源回収事業の拡大推進</li> <li>・ 古紙類のステーション回収の推進</li> </ul>

### 【取組指標】

指標	現状値	目標値（2030年度）
リサイクル率	15.3% （令和元年度実績）	17.0%
使用済小型電子機器等の分別収集による資源回収量	69 t （令和元年度実績）	70 t
エコ研修会開催数	4回 （令和元年度実績）	4回
地域での集団資源回収事業の年間回収実績	2,312 t （令和元年度実績）	2,000 t
年間古紙類収集量	639 t （令和元年度実績）	600 t

### 3. 廃棄物の適正処理の推進

- 市内で出された廃棄物を適正に処理するため、一層のごみの資源化に向けてごみの分別排出の徹底を図るほか、不法投棄監視による不法投棄をなくす取組等を積極的に進めます。
- 多量排出事業者が策定する産業廃棄物処理計画に対して、実行性のある計画の策定や計画の着実な実施が行われるよう、指導・助言を行い、再生利用率の向上や最終処分量の低減等の取組を支援します。
- ごみの収集・処理作業も環境負荷の大きい行為であることから、収集体制の効率化や環境にやさしい車両の導入等により、環境負荷の小さいごみ処理体制を構築します。

施策	主な取組
(1) 適正分別・適正排出の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの適正処理及び一層の資源化に向けた、ごみの分別排出の徹底</li> <li>・不法投棄に対する不法投棄監視員を中心とした適切な対応</li> </ul>
(2) 環境負荷の小さいごみ処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的で環境に配慮した収集体制の確立</li> <li>・収集車両に低公害車等の導入検討</li> </ul>

#### 【取組指標】

指標	現状値	目標値（2030年度）
不法投棄監視員による不法投棄の早期発見報告件数	153件 (令和元年度実績)	150件
不法投棄監視員による不法投棄報告案件の早期処理件数	150件 (令和元年度実績)	150件



<ステーション回収の様子>



<不法投棄監視の様子>

## 【各主体の役割】

### 市民の役割

#### ●日々の生活において

- 食品ロスを減らすために、食べ残しを出さない工夫をする
- エコクッキング等で料理の創意工夫をする
- 賞味期限と消費期限を正しく理解する
- できるだけ水分を切り、生ごみの重さを減らす

#### ●外出するとき

- 地域の行事におけるバザーやフリーマーケット等を有効に活用し、資源の再利用・有効活用に取り組む
- 使用済みのペットボトルやプラスチックのトレイ、牛乳パック等はスーパー等の店頭（自主回収）を利用する

#### ●買い物のとき

- マイバックを持参しレジ袋の使用を控える、簡易な包装をお願いするなど、ごみの減量に取り組む
- リサイクル資源を利用した製品等、環境にやさしい製品を購入する

### 事業者の役割

#### ●日々の業務において

- グリーン購入を推進する
- 梱包材や容器包装等の減量化に取り組む
- 節水やペーパーレス化等、省資源化に取り組む

#### ●食品の販売、食事の提供において

- 食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組む
- 消費期限内の食品廃棄削減に取り組む
- 必要な量だけ買うことができるよう、ばら売りや量り売りを進める

#### ●商品・サービスの販売、提供において

- 買い物客のマイバック持参を推進する
- 流通時の梱包材を必要最小限にし、製品の販売時は簡易な包装にする
- 販売した製品のリサイクル回収を行う

## 基本目標 3

# 誇れる自然と共生するまちづくり

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 【現状と課題】

本市の沿岸は、千代川の河口を中心に海岸砂丘が発達し、特に、鳥取砂丘には幅 1.2km に及ぶ砂丘が保全され、ハマゴウ、ウンラン、コウボウムギ等多様な砂丘植物が見られます。

標高 500m以上の山林がブナ帯域となりますが、大半がスギやヒノキの植林地やアカマツ、クヌギ、コナラ等の二次林となっています。河原町から佐治町にかけての三国山塊や国府町の扇ノ山の一部には、かなりの規模のブナ林が残っています。

鳥取県では、カジカガエルを「その他の保護上重要な種」、ヒメハルゼミを「準絶滅危惧種」にそれぞれ指定しています。野生鳥獣についても、保護や繁殖を図るため、保護区や銃猟禁止区域等が設定されています。本市では、鳥取市自然保護及び環境保全条例に基づき、野生動植物を保護するための地区を指定しています。(下表「動植物保護地区一覧」参照)

本市は地域ごとに多様な自然環境を有しており、これらの地域資源や地域特性を活かしたうえで、市内の貴重な動植物を保全することに加え、生物多様性の視点も考慮し、人と生物の共生への配慮を進めることが大切です。

### ■ 動植物保護地区一覧

名称	カジカガエル	シャクナゲ	ヒメハルゼミ
写真	 出典) レッドデータブックとっとり改訂版	 出典) レッドデータブックとっとり改訂版	 出典) レッドデータブックとっとり改訂版
保護地区	野坂川上流 (河内～安蔵)	安蔵一帯	大和佐美命神社 (上砂見)、高路神社、河内神社、小原神社の各社叢

【施策体系】

施策の方向性	施策	重点
1. 山林・農地の保全	(1) 山林の保全	●
	(2) 農地の保全	●
2. 生物多様性の確保	(1) 野生生物の保護	
	(2) 生息・生育環境の創造・保全	
	(3) 外来生物対策の推進	
3. 自然とのふれあいの確保	(1) 自然とのふれあいの場の整備	●
	(2) 自然とのふれあい機会の創出	●

◆湖山池ナチュラルガーデン “とっとり晴れやか庭園”

湖山池公園は山陰海岸ジオパークエリアのジオサイトである湖山池を取り囲む湖畔に整備された総合公園です。

湖山池公園の東側に位置する「湖山池ナチュラルガーデン」は、平成 25（2013）年に開催された第 30 回全国都市緑化とっとりフェアのメインガーデンとして、ガーデンデザイナーであるポール・スミザー氏が監修し、3 年以上かけて制作した「地元の素材にこだわった山野草を中心とする庭園」です。

庭園内には約 200 種類の植物がありますが、その 9 割以上が日本原産の自生種です。植物の特性を活かし、より自然に見せることをテーマとし、特に宿根草のライフサイクル（芽が出る→葉が開く→花が咲く→実が成る→地上部が枯れる→地下で越冬）が観察できるよう展示・育成・管理することを目指しています。



〈湖山池ナチュラルガーデン〉

## 1. 山林・農地の保全

- 市域面積の 70%以上を占める森林を適切に整備するため、間伐や適切な植林管理を進めるほか、植林地等の保全により雨水の地下浸透等の維持を図ります。
- 農業の担い手の育成やスマート農業・再生可能エネルギーの導入促進等により、農業経営の安定化を図るとともに、農地・農業用施設等の計画的な維持・改修等を実施します。
- 日本型直接支払制度を活用した、自然環境の保全に資する農業生産活動により、農業・農村の多面的機能を維持・発揮に向けた取組の着実な推進を図ります。

施策	主な取組
(1) 山林の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植林地等の保全による雨水の地下浸透、保水機能の維持の推進</li> <li>・間伐等により発生した木材を有効利用する体制の整備</li> </ul>
(2) 農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本型直接支払制度を活用した農業生産活動（農地、農業用施設の保全管理と農地の遊休化、耕作放棄地化の防止）の推進</li> <li>・新規就農者や認定農業者、農業生産法人等の担い手の育成・確保</li> <li>・人工知能（AI）やIoTの活用、ロボット化、自動化等の「スマート農業」の導入の促進</li> <li>・農地・農業用施設等の計画的な改修等の推進</li> <li>・温泉熱、木質バイオマス、ソーラーシェアリング等の再生可能エネルギーを導入する農業生産の普及促進</li> </ul>

### 【取組指標】

指標	現状値	目標値（2030年度）
間伐面積	303 ha (令和元年度実績)	303 ha
再生可能エネルギーを活用する生産者数	4 件 (令和元年度実績)	10 件

## 2. 生物多様性の確保

- 「レッドデータブックとっとり」に記載されている絶滅のおそれのある動植物等を保護するため、動植物保護地区の指定や市民への学習・普及啓発活動等を進めます。
- 野生生物の生息・生育環境を適切に保全するために、雑木林や水辺の保全を推進します。
- 野生生物の生息域との緩衝帯である里山の維持対策となる取組を推進するとともに、個体数の適切な管理に努めることで、人と野生生物の共存を図ります。
- ノートリアやアライグマ等の外来生物の生息・生育状況を把握し、生態系等への影響を低減するための対策を推進します。
- 化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業、化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減する取組とあわせて行う冬季湛水管理の取組等、多様な生きものが育まれる環境保全型農業を推進します。

施策	主な取組
(1) 野生生物の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥取市自然保護及び環境保全条例に基づく動植物保護地区の適切な指定</li> <li>・ 市内に生息・生育する貴重な動植物を保護し、良好な生態系の保全</li> <li>・ 緑地や河川等の所有者・管理者と連携した野生生物保護の推進</li> <li>・ 市民の生物多様性に対する理解や関心を高めるための環境学習や普及啓発活動の推進</li> </ul>
(2) 生息・生育環境の創造・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雑木林や水辺の保全</li> <li>・ 里山保全の推進</li> <li>・ 野生生物被害への対策充実や支援</li> <li>・ 環境保全型農業の推進</li> </ul>
(3) 外来生物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外来生物の生息・生育状況や被害状況の把握</li> </ul>

### 【取組指標】

指標	現状値	目標値（2030年度）
鳥獣による農業被害額	18,316千円 (令和元年度実績)	10,000千円以内

### 3. 自然とのふれあいの確保

■鳥取を代表する観光地の鳥取砂丘や白兎海岸のほか、自然公園に指定された山陰海岸国立公園、氷ノ山後山那岐山国定公園、西因幡県立自然公園、ユネスコ世界ジオパークとして認定された山陰海岸ジオパーク等、市内に多く存在する自然とのふれあいの場を適切に整備し、将来へ継承していきます。

■豊かな自然や歴史・文化等の地域資源を活用するため、市街地住民と中山間地域住民との交流を促進するなど、自然とふれあう機会を創出します。

施策	主な取組
(1) 自然とのふれあいの場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥取市緑の基本計画」に基づく緑豊かな潤いのあるまちづくりの推進</li> <li>・市民・事業者・市が一体となった鳥取砂丘や白兎海岸等の保全と活用の推進</li> <li>・人と自然とのふれあいの場となる市民農園の活用</li> <li>・天然記念物の保全に努め、貴重な自然とのふれあいの場の将来への継承</li> </ul>
(2) 自然とのふれあい機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の活用や農業体験等による市街地住民と中山間地域住民との交流促進</li> <li>・「鳥取市グリーンツーリズム連絡会」による一元的な情報発信と相互連携の推進</li> <li>・農産物生産の体験機会の支援</li> <li>・こどもエコクラブの支援による自然体験参加者の増加</li> </ul>

#### 【取組指標】

指標	現状値	目標値（2030年度）
市街地における公共公益施設の緑化率	17 % (平成30年度実績)	20 %
市街地における街路の緑化率	90 % (平成30年度実績)	100%
鳥取砂丘ボランティア除草参加人数	3,927人 (令和元年度実績)	5,000人
天然記念物関連事業数（補助・管理・整備・公開等）	6件 (令和元年度実績)	8件
鳥取市輝く中山間地域創出事業補助事業数（里山交流）	3件 (令和元年度実績)	10件 (令和3～12年累計)
鳥取市グリーンツーリズム連絡会会員数	9人 (令和元年度実績)	15人

## 【各主体の役割】

### 市民の役割

#### ●自宅や職場などで

- ・緑のカーテンを育て、夏の日差しをやわらげる
- ・道路沿いや庭、ベランダ、屋上等、身近な場所でみどりを作り育てる
- ・身近な街路や公園の緑等に関心を持ち、地域のみどりを育てる活動に積極的に参加する
- ・ペットは責任を持って飼う
- ・外来生物について理解し、外から持ち込んだり、地域へ放したりしないようにする

#### ●休日を利用して

- ・野外や旅行先でのアクティビティを通して自然と親しむ
- ・自然観察会や環境のイベント等に参加する
- ・地域の美化活動、環境保全活動等に参加する

### 事業者の役割

#### ●日々の業務において

- ・事業所内を積極的に緑化し、適切に維持管理する
- ・自然環境に配慮した土地利用や事業活動に取り組む
- ・自然環境に関する法令等に基づき、動植物の生息環境への影響を軽減する

#### ●地域とのかかわりのなかで

- ・地域で行われる自然環境の管理・保全活動に積極的に参加する
- ・地域の生態系に配慮する
- ・事業所内のオープンスペースを開放するなど、地域の人と一緒に楽しめるみどりづくりを行い、地域社会に貢献する

#### ●事業所の設置・増改築等のとき

- ・屋上・壁面緑化等、事業所内の緑化を進める

## 基本目標 4

# 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり



### 【現状と課題】

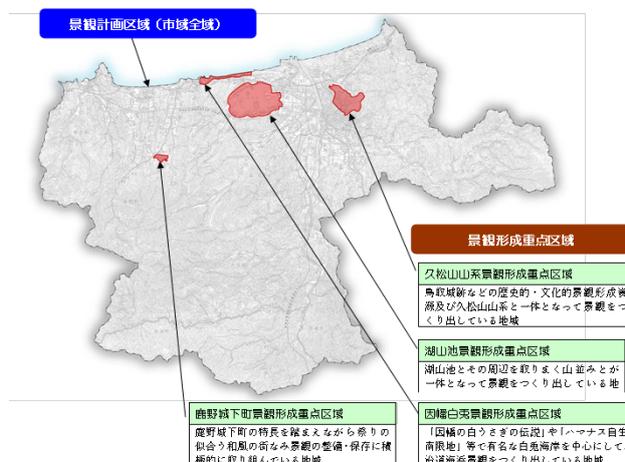
本市の生活環境のうち、大気汚染に係る物質は、市内の2地点で測定しており、環境基準が適用される二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質は、令和元（2019）年度の測定結果では、いずれも環境基準に適合していました。また、道路騒音についても5地点で測定を行い、同年度の測定結果では昼夜とも91.9%で基準値以下となっています。

日本最大の天然池であり市民の憩いの場である湖山池は、現在、汽水域としての再生に取り組むことで、さらなる環境改善を図っています。

本市は鳥取砂丘をはじめとした豊かな自然景観を多数有しており、本市の骨格となる景観の保全や周辺との調和を重視した景観形成が必要となります。特に、地域ごとに多様な文化的資源を有していることから、これらの地域資源や地域特性を活かしていくことが重要です。空家等の適切な管理についても、安全性の向上、不法投棄の減少や景観保持の点で必要です。

また、市民が安心して快適に生活し、様々な活動・交流を行うために、中心市街地や鉄道周辺など交通利便性の高いエリアへ人口を誘導し、持続可能な利便性の高い交通ネットワークの構築を目指すことが必要です。さらに、日々の生活において、環境負荷を小さく抑えることも求められており、環境に配慮したまちづくりを進めることで、快適に生活できる都市空間を作ることが求められています。

### ■ 鳥取市の景観区域及び景観形成重点区域



【施策体系】

施策の方向性	施策	重点
1. 良好な生活環境の確保	(1) 大気・水質・土壌環境の保全	
	(2) 騒音・振動・悪臭の防止	
	(3) 化学物質の環境リスク対策	
2. 美しいまちなみの確保	(1) 景観・美観の保全	●
	(2) 歴史・文化的環境の保全	●
3. 環境に配慮したまちづくりの推進	(1) 交通環境の整備	
	(2) 人と環境に配慮した都市整備の推進	

◆山陰海岸ジオパーク

山陰海岸ジオパークは、鳥取県、兵庫県、京都府にまたがる山陰海岸国立公園とその周辺からなるジオパーク（地球活動の営みが身近に体験できる、科学的に見て重要で貴重な自然公園）です。本市では、鳥取砂丘、湖山池、雨滝等がエリアに含まれます。

平成22（2010）年には、国連教育科学文化機構（ユネスコ）が提唱する「世界ジオパーク」に認定され、日本海形成から現在に至る多様な地質や地形が存在し、それらを自然背景とした特色ある文化・歴史を体験・学習できます。本市では、住民による学術的なジオガイド活動や、市民や地元企業の協力のもと実施している鳥取砂丘除草ボランティア、一斉清掃等の取組等、雄大な自然景観の保全と活性化に積極的に取り組んでいます。



〈鳥取砂丘〉



〈湖山池〉



〈雨滝〉

## 1. 良好な生活環境の確保

- 大気汚染の常時監視を継続して実施するとともに、工場・事業場等への指導による大気汚染防止対策を推進するほか、良質な水環境の構築や土壌汚染対策についても積極的に取り組みます。
- 騒音・振動の防止に向けて、発生源となる自動車や工場、事業場等への対策を推進し、悪臭についても適正管理の指導等を行います。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」によるPRTR 制度に基づいた化学物質の管理を適正に行い、ダイオキシン類等の化学物質に関する環境リスクの低減を図ります。

施策	主な取組
(1)大気・水質・土壌環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車排出ガス対策の推進</li> <li>・工場・事業場等への大気汚染防止対策の推進</li> <li>・公共下水道の整備による水質改善</li> <li>・下水道等の接続率向上による水質改善</li> <li>・湖山池の「湖山池将来ビジョン」「湖山池水質管理計画」に基づく水質浄化の推進</li> <li>・土壌汚染対策の推進</li> <li>・建築物の解体等の工事におけるアスベスト粉じんの飛散防止に関する監視・指導</li> </ul>
(2)騒音・振動・悪臭の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通騒音・振動対策の推進</li> <li>・工場・事業場等への騒音・振動対策の推進</li> <li>・悪臭防止対策の推進</li> </ul>
(3)化学物質の環境リスク対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質の管理の強化</li> <li>・ダイオキシン類対策の推進</li> </ul>

### 【取組指標】

指標	現状値	目標値（2030 年度）
公共下水道整備率	95.3% (令和元年度実績)	98%
公共下水道接続率	96.6% (令和元年度実績)	97.8%
集落排水接続率	95.7% (令和元年度実績)	100%
公共下水道供用開始後3年目接続率	51.9% (令和元年度実績)	80%

## 2. 美しいまちなみの確保

■本市には、山地や丘陵地、河川・海浜・砂丘等の自然景観と商業地・住宅地等の市街地で構成される都市景観に加えて、因幡国庁跡・鳥取城跡・鹿野城下町等の歴史的な景観が存在していることから、市民とともにこれらの景観・美観の保全を進めます。

■市内に存在する国・県・市指定文化財をはじめとした貴重な文化財を保存・継承・活用し、歴史的環境や文化的環境の保全を図ります。

施策	主な取組
(1) 景観・美観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥取市景観計画」に基づく地域特性を活かした良好な景観の保全・形成</li> <li>・官民協働による一斉清掃やボランティア除草等による鳥取砂丘の美しい景観の保全</li> <li>・市民活動団体等による地域の環境美化活動の促進、モラル・マナーの向上の啓発</li> <li>・アダプトプログラム等による湖山池の清掃活動の実施と支援</li> <li>・ごみのポイ捨て等に対する監視体制の整備</li> <li>・公共空地の適正管理の推進</li> <li>・空家の適正管理の推進</li> <li>・地域住民との協働による河川の清掃、河川浄化等の美化活動の実施</li> <li>・海岸漂着ごみ対策として地域住民や周辺自治体との連携に基づく取組</li> </ul>
(2) 歴史・文化的環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物や伝統文化、貴重な文化財の保存・継承・活用推進、人材の発掘、担い手育成</li> <li>・日本遺産等地域の歴史文化資源を活かしたまちづくりの推進</li> <li>・魅力ある食、物産品の磨き上げや掘り起こしの推進</li> </ul>

### 【取組指標】

指標	現状値	目標値（2030年度）
市民活動団体等による地域の環境美化活動の回数	55回 (令和元年度実績)	60回
鳥取砂丘ボランティア除草参加人数（再掲）	3,927人 (令和元年度実績)	5,000人
文化財関連事業実施数（補助・管理・整備・調査・公開等）	65件 (令和元年度実績)	75件

### 3. 環境に配慮したまちづくりの推進

- 公共交通機関の利用を促進するため、路線バスやコミュニティバス等地域の公共交通の利便性向上を図るとともに自転車の利用環境の整備を進めます。
- コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながることから、「鳥取市中心市街地活性化基本計画」に基づき、官民が一体となった中心市街地の再生への取組を進めます。

施策	主な取組
(1) 交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の日常生活の移動手段である路線バス・コミュニティバスネットワークによる適切な公共交通のサービス水準の維持</li> <li>・自転車を利用しやすい環境整備の推進</li> </ul>
(2) 人と環境に配慮した都市整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中心市街地活性化基本計画」に基づく中心市街地エリアの賑わい創出</li> </ul>

#### 【取組指標】

指標	現状値	目標値（2030年度）
鳥取駅高架下自転車駐車場利用台数	965 台/日 (令和元年度実績)	982 台/日
中心市街地の居住人口（社会増減）の5年間平均	60 人 (令和元年度実績)	5年間の平均をプラスにします



<鳥取砂丘の一斉清掃>



<湖山池アダプトプログラムの様子>



<高砂屋>



<鹿野城下町>

## 【各主体の役割】

### 市民の役割

#### ●日々の生活において

- ・緑のカーテンを育て、夏の日差しをやわらげる（再掲）
- ・使用済みの油を排水口に捨てず、新聞紙等に吸い取って適切に処理する
- ・道路沿いや庭、ベランダ、屋上、壁面等、身近な場所でみどりをつくり育てる（再掲）
- ・身近な街路や公園の緑等に関心を持ち、地域のみどりを育てる活動に積極的に参加する（再掲）

#### ●外出するとき

- ・徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する
- ・アイドリングストップを実践するなど、排気ガスの少ない運転に取り組む
- ・野外や旅行先でのアクティビティを通して自然に親しむ（再掲）
- ・自然観察会や環境イベント等に参加する（再掲）
- ・地域の美化活動、環境保全活動などに参加する

### 事業者の役割

#### ●日々の業務において

- ・周辺地域や地域住民の生活環境に配慮する
- ・工場・事業所等からの汚染物質の排出を抑制する
- ・化学物質の環境中への放出・漏出を防止する
- ・廃棄物の集積所を清潔に維持・管理する

#### ●外出するとき

- ・徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する
- ・アイドリングストップを実践するなど、排気ガスの少ない運転に取り組む

#### ●買い替え・建て替えのとき

- ・騒音・振動・悪臭を発生させない構造、配置等を採用し、周辺の環境に配慮する
- ・屋上・壁面緑化等、事業所内の緑化を進める（再掲）
- ・雨水貯留設備を設置するなど、雨水の利用を進める

## 基本目標 5

# みんなでふるさとを引き継ぐまちづくり

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 【現状と課題】

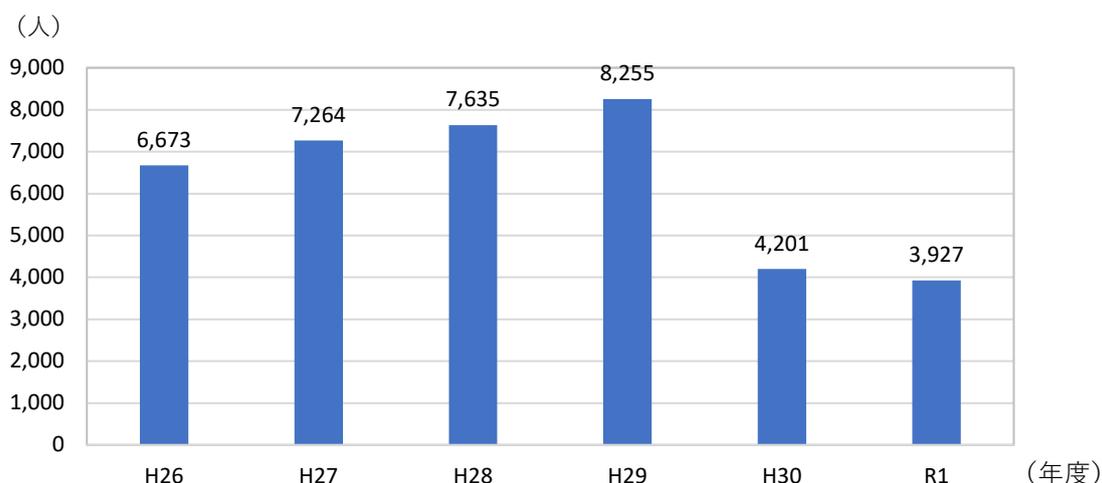
本市では、市民・事業者・市の協働による取組を実践することにより、鳥取市の環境保全・向上を目指しています。

平成 16（2004）年から実施されている鳥取砂丘ボランティア除草には、市民、企業・団体、行政から多くのボランティアが参加し、一体となって砂丘の環境維持に努めています。

また、本市は環境教育連携機関を設置しており、各主体と連携・協働して、環境教育を推進しています。

今後、これら環境教育機関と一層連携した環境学習の充実を図ることが必要であり、特に、既存の環境教育資源を有効活用することが求められています。

### ■ 鳥取砂丘ボランティア除草参加人数（直近 6 カ年）



## 【施策体系】

施策の方向性	施策	重点
1. 環境学習・教育の充実	(1) 学習の場や機会の提供	●
	(2) 人材の育成	
2. 環境情報の効果的な提供	(1) 環境情報の提供と共有化の推進	
3. 参加と協働の推進・活性化	(1) パートナーシップの強化	
	(2) 広域的な連携の推進	

### ◆市民活動拠点アクティブとっとり

本市は、「地域づくり」の主役である市民のみなさんとの「協働」をキーワードに、市民参画による市政を進めており、ボランティア、NPO、町内会等多くの市民のみなさんと行政との「協働」による新しい「地域づくり」のため、「市民活動拠点アクティブとっとり」を設置しています。

「市民活動拠点アクティブとっとり」は、ボランティア、NPO等の活動促進と交流を図る活動拠点施設です。会議室等活動に必要な場所の提供や、広報資料の作成、情報収集・発信が行える場を設けています。活動支援、相談、情報提供、情報収集・発信を行うとともに、市民活動グループ間の交流やネットワークの場を提供しています。



〈アクティブとっとりにおける活動の様子〉

## 1. 環境学習・教育の充実

- 公民館や鳥取県東部広域行政管理組合のリファレンいなば及び令和4（2022）年稼働予定の可燃物処理施設（リンピアいなば）等を活用して環境関連の講座等を開催するほか、自然や文化の体験活動等を通して環境について学ぶ場や機会を提供します。
- 子どもから大人、家庭から地域へと広がりをもせる環境教育や環境学習を推進するため、これらを実践する人材の育成に努めます。

施策	主な取組
(1) 学習の場や機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民館等を活用した環境関連の講座、観察会、イベント等の開催</li> <li>・ 本市の豊かな自然や文化に直接ふれる体験活動の実施</li> <li>・ 環境講座等への講師派遣事業の実施</li> <li>・ 学校教育における環境美化活動の取組</li> <li>・ 環境学習の充実、人材の育成</li> </ul>
(2) 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境学習プログラムの企画・運営・指導等を担うことができる人材の育成や組織の整備の推進</li> <li>・ 「こどもエコクラブ」による環境学習活動の支援</li> </ul>

### 【取組指標】

指標	現状値	目標値（2030年度）
環境美化活動等実施校	86% (50校/58校) (令和元年度実績)	100%
環境教育講座の実施	2件 (令和元年度実績)	5件



<リファレンいなば見学の様子>



<環境教育（段ボールコンポスト作成）>

## 2. 環境情報の効果的な提供

■市民の環境意識の向上や環境保全活動の充実を図るため、大気環境や水質環境等のデータや連携機関が保有する情報等、環境に関するあらゆる情報を収集し、市民に公表し共有化を図ります。

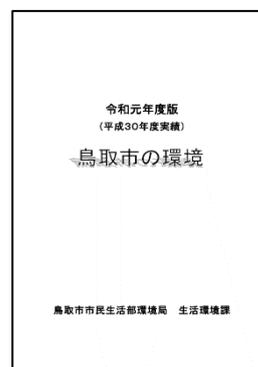
施策	主な取組
(1) 環境情報の提供と共有化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染や水質汚濁等に関する環境監視・測定システムの充実</li> <li>・国、県、大学、研究機関等との連携による環境に関する情報の収集・提供</li> <li>・本市の環境の現況や取組の実績をまとめた年次報告書「鳥取市の環境」の公表</li> <li>・広報紙やホームページ等の様々な広報媒体を活用した情報発信の推進</li> <li>・市民や事業者と双方向コミュニケーションによる情報の共有化</li> <li>・事業者に対する環境マネジメントシステムの認証取得の推進</li> </ul>

### 【取組指標】

指標	現状値	目標値（2030年度）
市公式ウェブサイト（環境分野）の年間アクセス件数	305,348件 （令和元年度実績）	350,000件

### ◆ 「鳥取市の環境」

「鳥取市の環境」は、「鳥取市自然保護及び環境保全条例」に基づき、毎年度の本市における環境の現況と施策の実施状況について、年次報告書として取りまとめたものです。



<鳥取市の環境>

### 3. 参加と協働の推進・活性化

- 自治会や町内会、市民活動団体等と市が一体となって環境保全活動に取り組むための支援を行います。
- 本市と岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県香美町、新温泉町において「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成し、「環境にやさしい圏域」を目指す将来像の一つとして位置づけ、広域連携の取組により、持続可能で魅力ある圏域の発展に取り組みます。

施策	主な取組
(1) パートナーシップの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会や町内会、市民活動団体等身近な集まりによる環境保全活動の支援</li> <li>・鳥取砂丘ボランティア除草等による鳥取砂丘の美しい景観の保全</li> </ul>
(2) 広域的な連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョン」に基づく広域的な連携の推進</li> </ul>

#### 【取組指標】

指標	現状値	目標値（2030年度）
環境保全活動のためのごみ袋の支給枚数	145,000枚 (令和元年度実績)	160,000枚
連携中枢都市圏域人口	253,325人 (令和元年度実績)	234,786人

#### ◆連携中枢都市圏

連携中枢都市圏とは、地域において、生活圏や経済圏を一体とする自治体がそれぞれの資源や特徴を活かしつつ、連携・協力することで、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するために形成された圏域です。

本市は中心市として、圏域における地方創生の一層の拡充・発展を図り、圏域全体の活性化・持続的発展を目指します。



〈兵庫県香美町が令和2年3月に圏域に参画〉

## 【各主体の役割】

### 市民の役割

#### ●自宅や職場・学校などで

- ・環境に関する書籍や記事、市の広報紙やホームページ等を用いて、環境に関する理解を深める
- ・学校・地域・職場等の環境活動や美化・清掃等に取り組む

#### ●休日を利用して

- ・環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等へ参加する
- ・環境リーダー育成の講座を受講する
- ・環境リーダーとして地域で活動を実施する

### 事業者の役割

#### ●日々の業務において

- ・事業活動内容、事業に伴う環境負荷の状況、環境保全のための取組内容等について、情報を公開・発信する
- ・環境に関する社会貢献活動に取り組む
- ・環境配慮技術・製品の開発や製造等、新たな環境ビジネスに挑戦する
- ・海外からの視察の受け入れや、展示会への出展等により、環境技術・製品を世界に紹介する

#### ●地域とのかかわりのなかで

- ・地域で行われる自然環境の管理・保全活動に積極的に参加する
- ・地域の生態系に配慮する
- ・行政が実施する環境講座やイベントに参加・協力する

# 第4章 重点プロジェクト

## 1. 位置づけ

本計画に位置づける5つの基本目標に沿った取組の方向性や事業の中には、本市の現状や社会動向等を踏まえて特に重視すべきものや、計画の取組全体の底上げを図るうえで重点的に取り組むべきものがあります。

そこで、本市が目指す環境像を実現するために、全庁的な推進体制のもとで優先的に取り組んでいくべき主要な施策・事業を重点プロジェクトとして位置づけます。

## 2. 設定の視点

重点プロジェクトは、以下の視点で設定します。

### ◆ 鳥取市版「地域循環共生圏」を具現化する

本計画は、「地域循環共生圏」の視点に基づき、豊かな自然や水辺、農村環境、再生可能エネルギーの可能性等の資源を活かしつつ、経済、地域社会等の諸課題の同時解決と新たな成長を目指すものとしています。

そこで、「地域循環共生圏」を具現化するうえで、高い効果をもたらすことが期待できる事業を重点プロジェクトとします。

### ◆ 異なる分野へ相乗的な効果を発揮する

地球規模から身近な生活の環境の問題が複雑化する中、各基本目標を実現するための様々な取組を一つの施策パッケージとして総合的に進めていくことによって、分野横断的な視点で目標を同時に達成し、限られた計画期間内における相乗的な効果の発揮できる事業を重点プロジェクトとします。

### ◆ 確実かつ早期に実施する

本市が自ら主導することで取組の確実な進捗管理と成果の可視化ができ、当初の5年間で早期に取り組むことができる事業を重点プロジェクトとします。

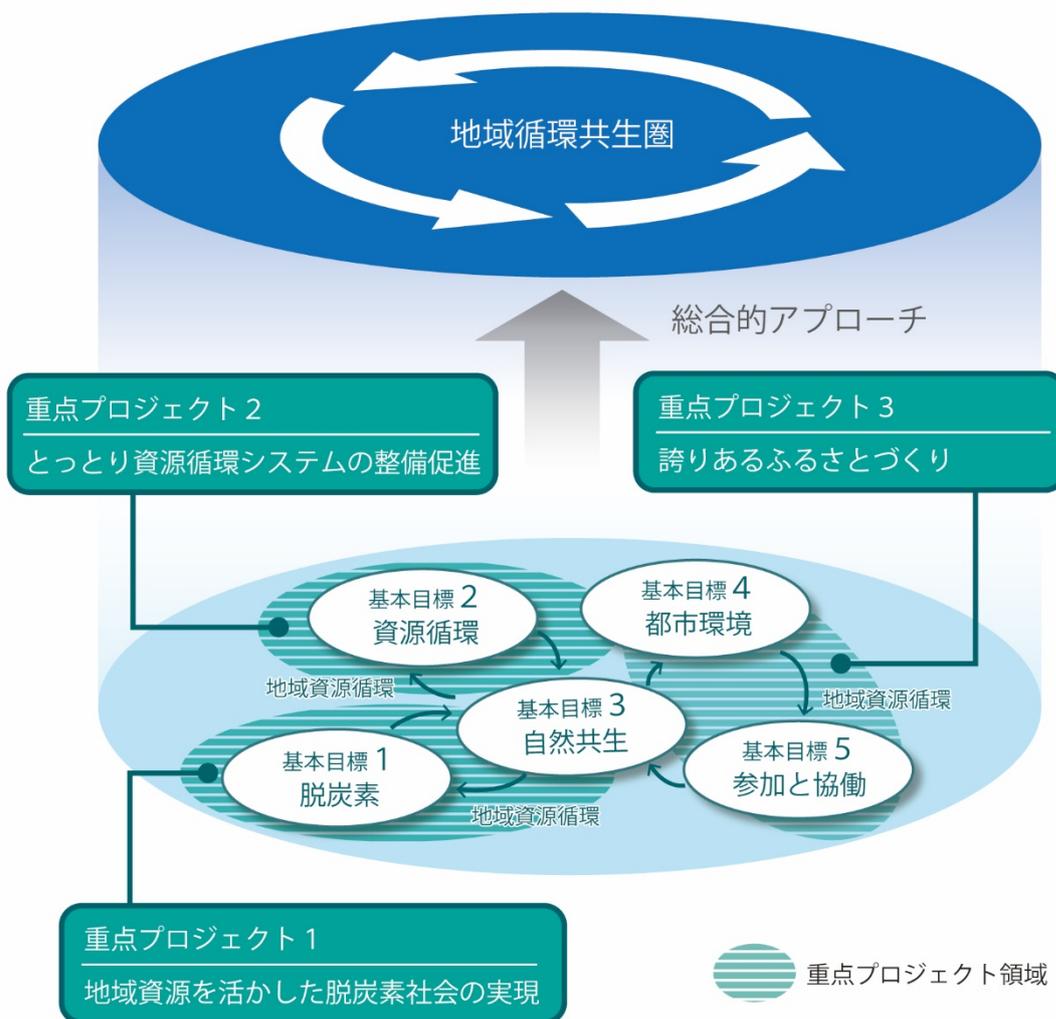
### ◆ 地域の環境・社会・経済にも貢献する

環境だけでなく、産業、福祉、防災、教育等、分野を横断して便益をもたらし、課題解決に繋がる事業を重点プロジェクトとします。

### 3. 重点プロジェクト

「重点プロジェクト」を推進することで、各基本目標の分野が相互に連携し合い、地域資源が活用され、循環する地域社会の実現を目指します。

- 「地域循環共生圏」の具現化に向けた重点プロジェクト（イメージ）



## 【重点プロジェクト1：地域資源を活かした脱炭素社会の実現】

### ■概要

太陽光・風力・バイオマス等の再生可能エネルギーの活用は、地域の気候・自然条件等に左右されるとともに、土地の確保や周辺住民への影響回避等の観点から、実際の導入ポテンシャルは都市圏よりも地方圏で高くなります。

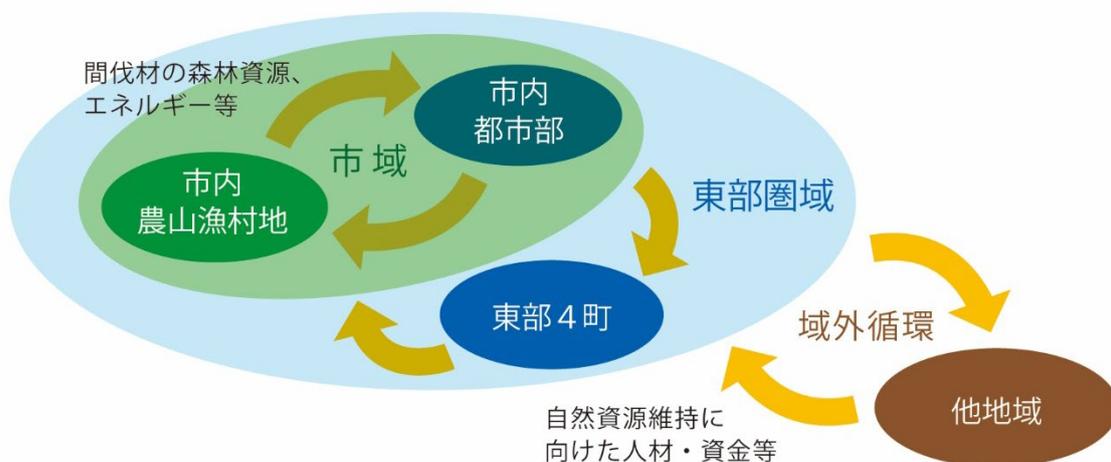
本市では、再生可能エネルギーの導入拡大と、それらの活用によるエネルギーの地産地消に取り組みます。同時に、市域内の連携による持続可能な森林管理を進めることでカーボンオフセットを行い、木材等の地域資源の循環利用に寄与します。

これらの取組により、地域循環共生圏と脱炭素社会の一体的な構築を目指します。

### ■施策パッケージ

基本目標	施策	事業
基本目標 1	再生可能エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エネルギーの地産地消促進</li> <li>● 太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギー設備の設置促進</li> </ul>
	環境ビジネスなどの創出支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バイオマス資源のエネルギーとしての利活用の推進</li> <li>● ビジネス化を図るための実証事業、設備導入に係る経費への支援</li> </ul>
基本目標 3	山林の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 間伐や適切な植林管理等森林整備の促進</li> <li>● 森林保全の推進</li> </ul>

### ■ 目指す地域の姿（イメージ）



## 【重点プロジェクト2：とっとり資源循環システムの整備促進】

### ■概要

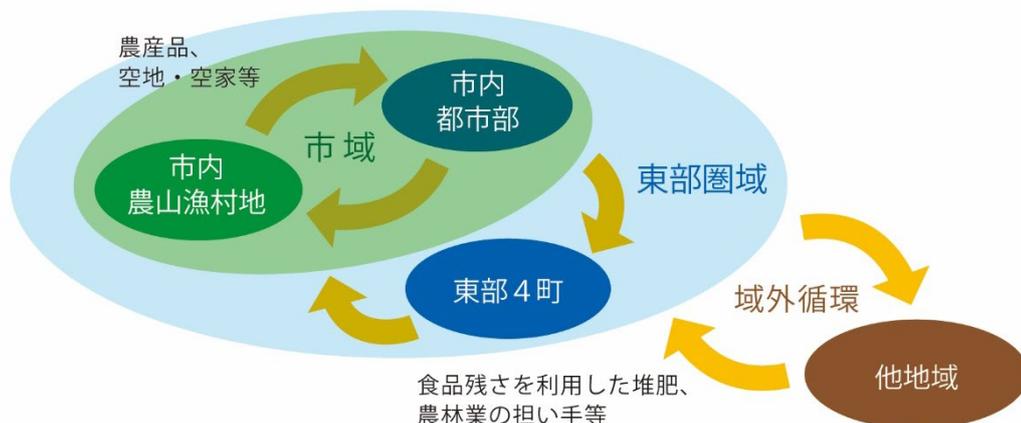
天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、上流から下流までのライフサイクル（資源確保、生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等の全ての段階）にわたり、資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現する必要があります。

本市では、市民・事業者・市が一体となって、廃棄物の排出抑制、再利用の促進、ごみを少なくする習慣やシステムづくりをはじめ、ライフサイクルにわたる包括的な対策により、多様な生活環境における資源循環システムを整備します。また、空家・空地を適正に管理・活用するとともに、環境との調和のとれた循環型農業等、持続性の高い農業生産活動により環境負荷の低減を目指します。

### ■施策パッケージ

基本目標	施策	事業
基本目標 2	リフューズ・リデュース・リユース・リユース施策の継続的な展開	●家庭における生ごみの堆肥化の普及推進
	事業者との連携によるリデュース・リユースの推進	●土壌中の微生物によって分解される農業資材（生分解性マルチ）の推進
	リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみの分別の徹底</li> <li>●環境への負荷が少ない製品の購入や利用の推進</li> <li>●使用済小型電子機器等の分別収集による資源の有効利用の推進</li> <li>●畜産農家と稲作農家の連携による堆肥利用や飼料生産を一貫して行う循環型農業の促進</li> </ul>
基本目標 3	農地の保全	●日本型直接支払制度を活用した農業生産活動（農地、農業施設の保全管理と農地の遊休化、耕作放棄地化の防止）の推進
基本目標 4	景観・美観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空地の適正管理の推進</li> <li>●空家の適正管理の推進</li> </ul>

### ■ 目指す地域の姿（イメージ）



## 【重点プロジェクト3：誇りあるふるさとづくり】

### ■概要

本市は、鳥取砂丘をはじめとする全国に誇れる豊かな自然環境を有し、海や山はもちろん、独自の歴史や文化が根づく、地域資源にあふれたまちです。

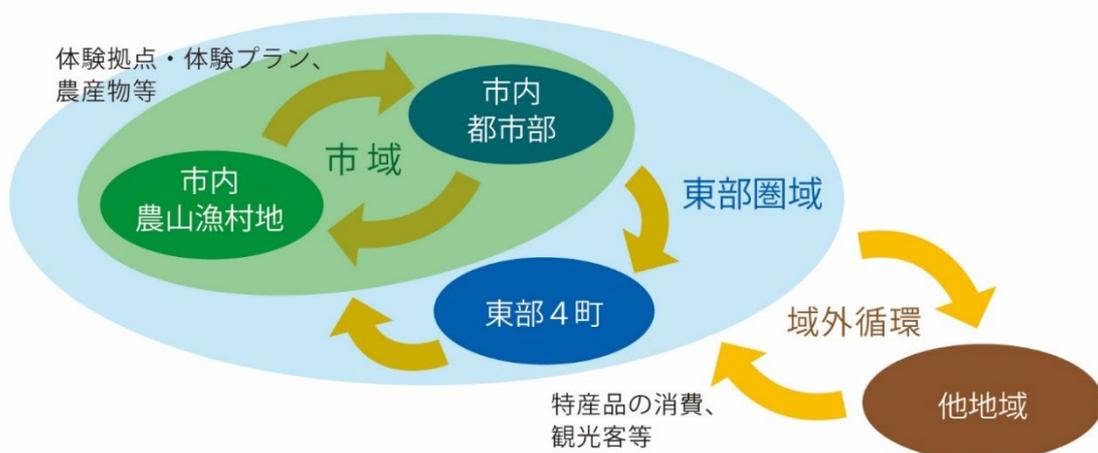
これらの資源は市民全体の誇りであり、自立した地域づくりを進める中で、さらに市民が夢と希望をもてる魅力的なまちを作るためにも、磨き上げていかなければならないものです。

市民に郷土（ふるさと）に誇りを持ってもらえるよう、また、本市を訪れる観光客等に魅力を感じてもらえるよう、豊かな自然や魅力ある歴史・文化等地域資源の活用や農業体験、イベント、物産販売等を通じた、自信と誇りに満ちた活力のある地域づくりを推進します。

### ■施策パッケージ

基本目標	施策	事業
基本目標 3	農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農山村の地域資源を活かしたグリーンツーリズムの推進</li> <li>● 特産品の販売促進</li> </ul>
	自然とのふれあいの場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 親しみのある川づくりの推進</li> <li>● 貴重な自然とのふれあいの場の保全</li> </ul>
	自然とのふれあい機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中山間地域住民との交流促進</li> <li>● 農産物生産の体験機会の設置</li> </ul>
基本目標 4	景観・美観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳥取砂丘の景観の保全</li> <li>● 地域の環境美化活動の促進</li> </ul>
	歴史・文化的環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 物産品の磨き上げや掘り起こしの推進</li> <li>● 自然・文化遺産の保存・伝承</li> </ul>
基本目標 5	学習の場や機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然や文化に直接ふれる体験活動の実施</li> </ul>

### ■ 目指す地域の姿（イメージ）

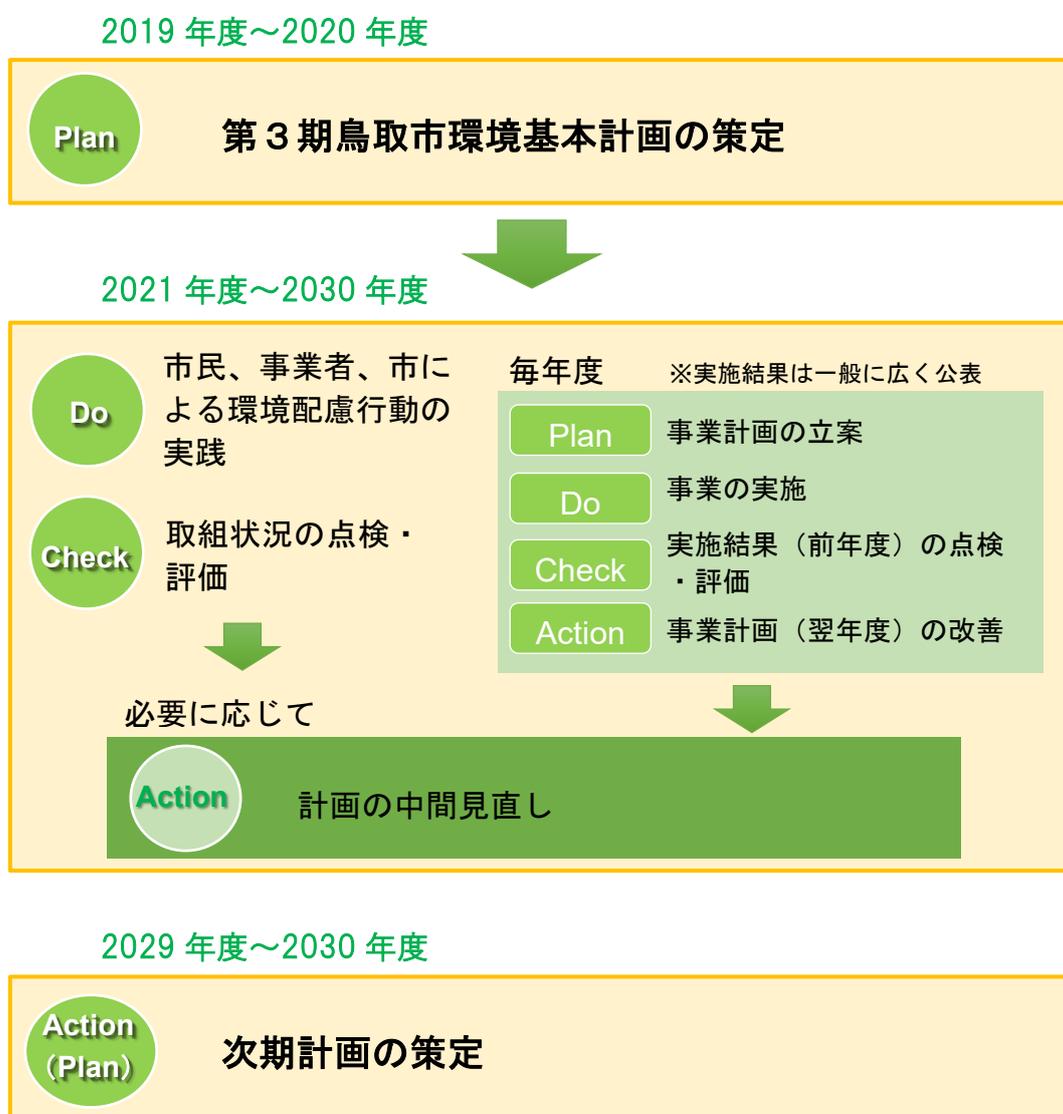


# 第5章 計画の推進

## 1. 進行管理の考え方

本計画の推進においては、PDCA サイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。

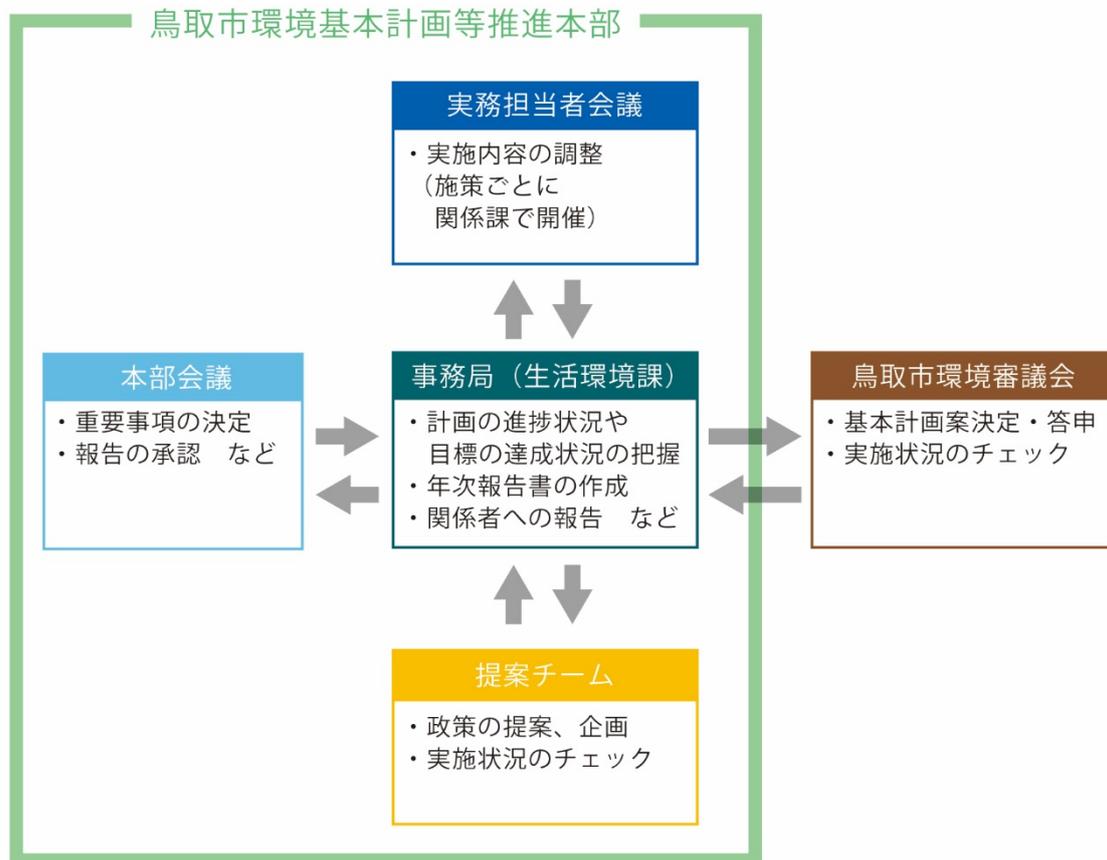
計画の進行管理に際しては、①計画の進行管理に係る全期間のPDCA と、②事業の進行管理に係る毎年度のPDCA から成る2種類のPDCA サイクルを運用します。前者のPDCA サイクルについては、長期にわたる計画期間の途中段階に中間見直しの機会を設け、計画の改善に繋がります。



## 2. 進行管理の体制

本計画を進行管理するため、以下のような組織体制を整えます。

### ■ 進行管理の体制



#### 【鳥取市環境審議会】

鳥取市環境審議会条例第1条に基づき設置される鳥取市環境審議会は、学識経験者、各種団体、市民の代表者で構成され、地球温暖化対策実行計画を含む環境基本計画に関する事項、自然保護及び生活環境の保全並びに公害の防止等環境保全について必要な事項を調査・審議するとともに、本計画の推進にかかる総合的な点検・評価と必要な見直しを行います。

#### 【鳥取市環境基本計画等推進本部】

地球温暖化対策実行計画を含む環境基本計画を推進し、環境マネジメントに取り組む組織です。

庁内の関係部局による横断的な施策の総合調整、環境指標の確認、施策・計画の実施状況の取りまとめ等を行います。

# 資料編

※表・グラフの数値等は四捨五入により一致しない場合があります。

## (1) 鳥取市の環境

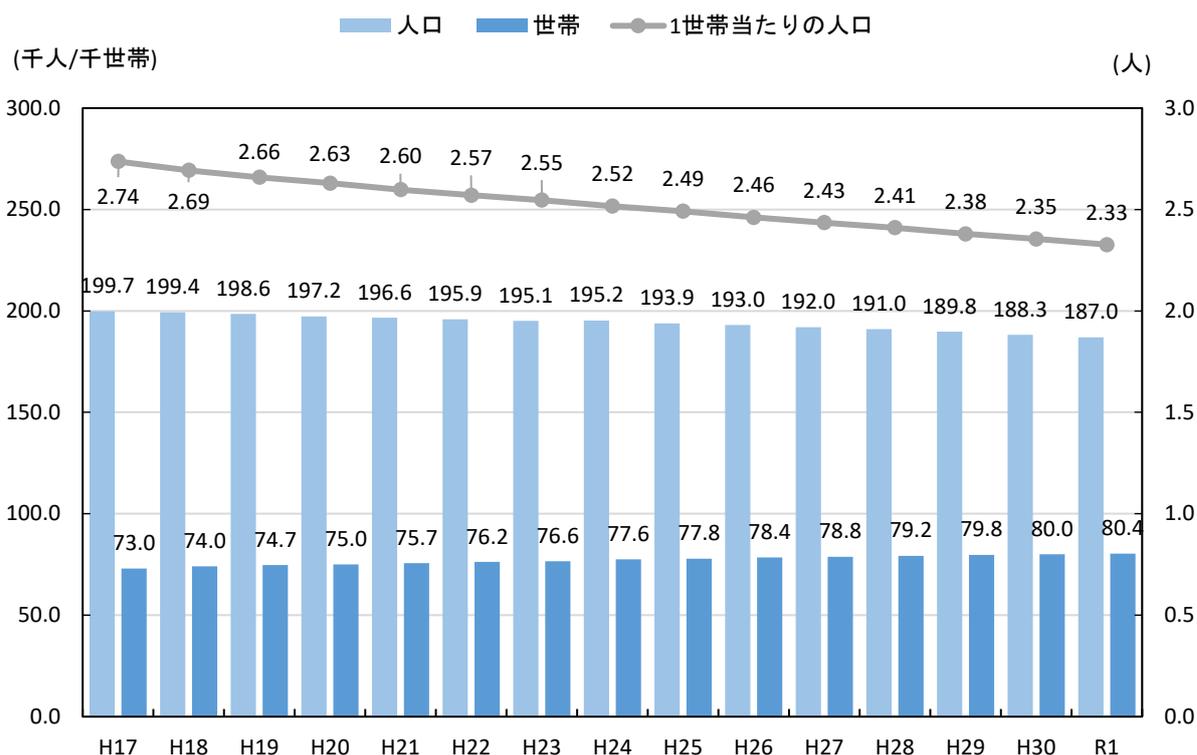
### ① 人口

本市の人口は、減少傾向で推移しており、令和元（2019）年には、187.0千人となっています。

本市の世帯数は、増加傾向で推移しており、令和元（2019）年には、80.4千世帯となっています。

また、1世帯あたりの人口は、減少傾向で推移しており、令和元（2019）年には、1世帯あたり2.33人となっています。

#### ■ 鳥取市の人口及び世帯数の推移



※毎年12月末現在の数値

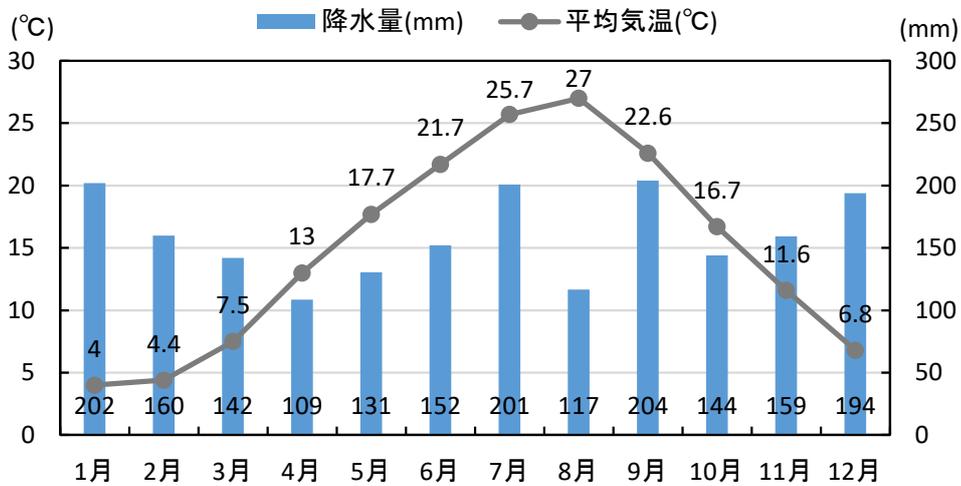
出典) 市勢要覧「鳥取市のすがた(年次別人口・世帯数)」より作成

## ② 気候

本市の気候は、日本海型気候に属するものの、四季のうつろいが実感できる比較的温暖な気候となっています。

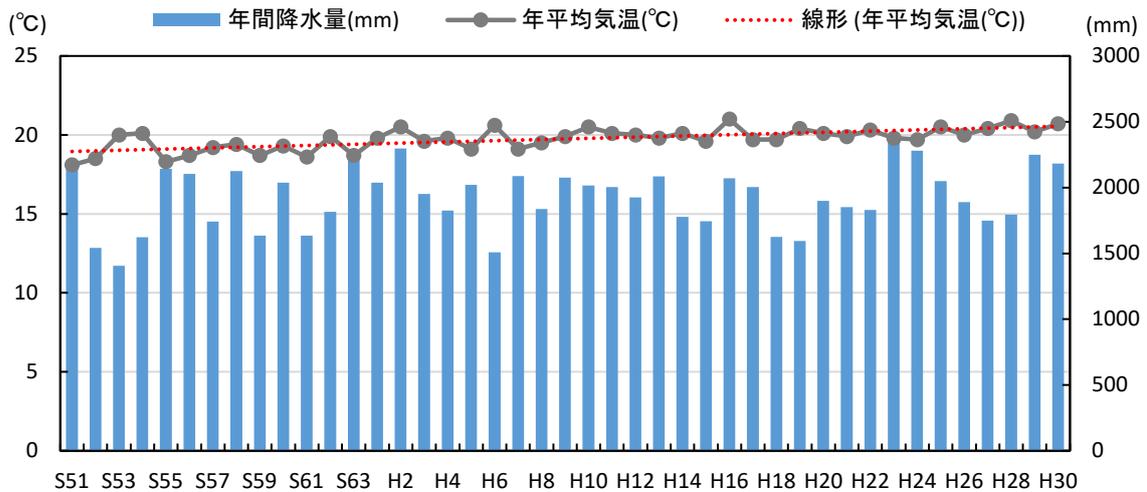
鳥取地方気象台の気温の平年値（1981-2010年の30年間の観測値の平均）は14.9℃で、月別では1月が最も低く、8月が最も高くなっています。降水量の平年値は1,914mmで、1月、7月、9月は200mmを超えています。平成30（2018）年は、年平均気温は20.7℃、年降水量は2,184mmでした。

### ■ 鳥取地方気象台における月別降水量及び平均気温（月別平年値）



出典) 気象庁ホームページ「気象統計情報」より作成

### ■ 鳥取地方気象台における年平均気温・年間降水量の推移

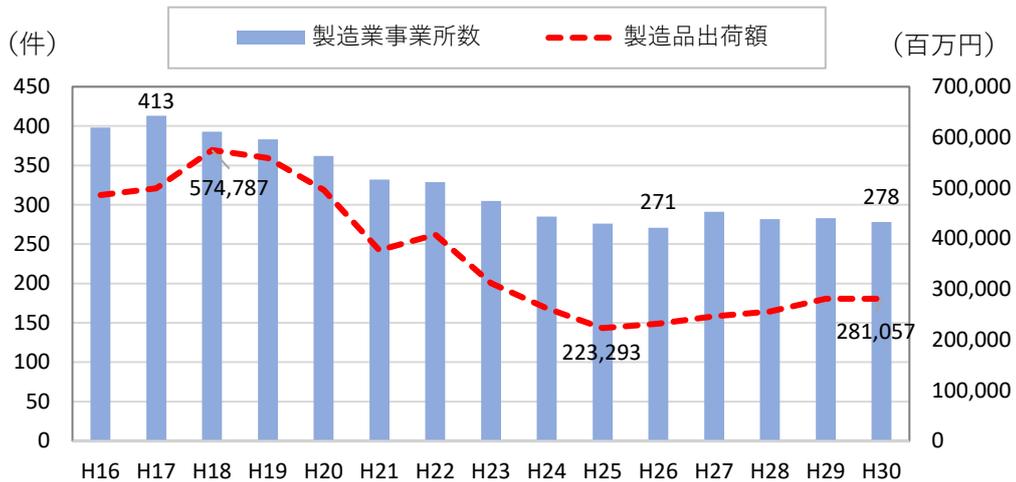


出典) 気象庁ホームページ「気象統計情報」より作成

### ③ 産業

本市の製造業の事業所数は減少傾向が続いており、平成 26（2014）年度には 271 件と なっています。製造品出荷額も減少傾向にありましたが、近年は漸増傾向が見られ、平成 30（2018）年度には約 2,811 億円となっています。

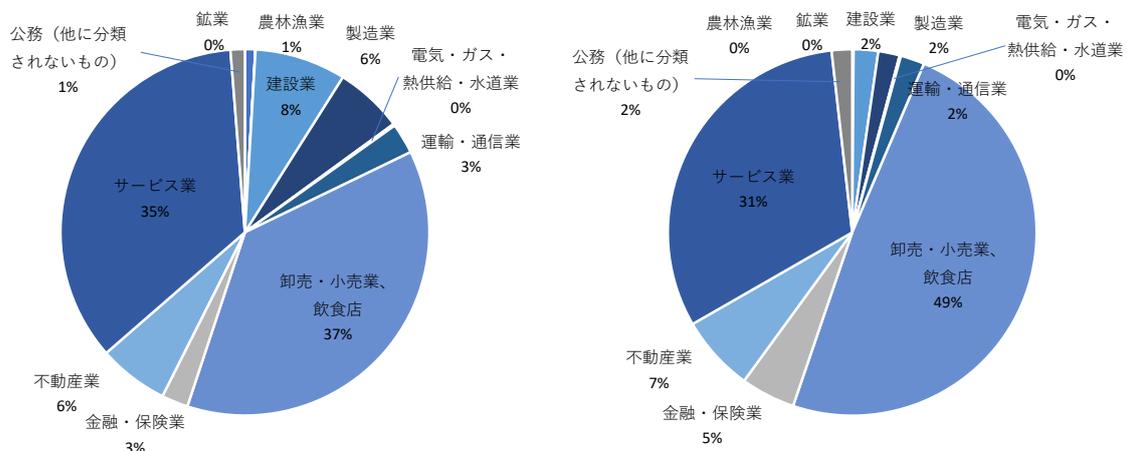
#### ■ 鳥取市の製造品出荷額及び製造業事業所数の推移



出典)「鳥取県工業統計調査」(鳥取県)より作成

産業分類別の事業所数を見ると、中心市街地には「卸売・小売業、飲食店」、「サービス業」、 「不動産業」、「金融・保険業」の事業所の数が多くなっています。また、鳥取市では、「卸売・ 小売業、飲食店」、「サービス業」、「建設業」、「不動産業」の事業所数の割合が高くなっていま す。

#### ■ 鳥取市における産業分類別事業所数 (H26) (左図：中心市街地、右図：鳥取市)



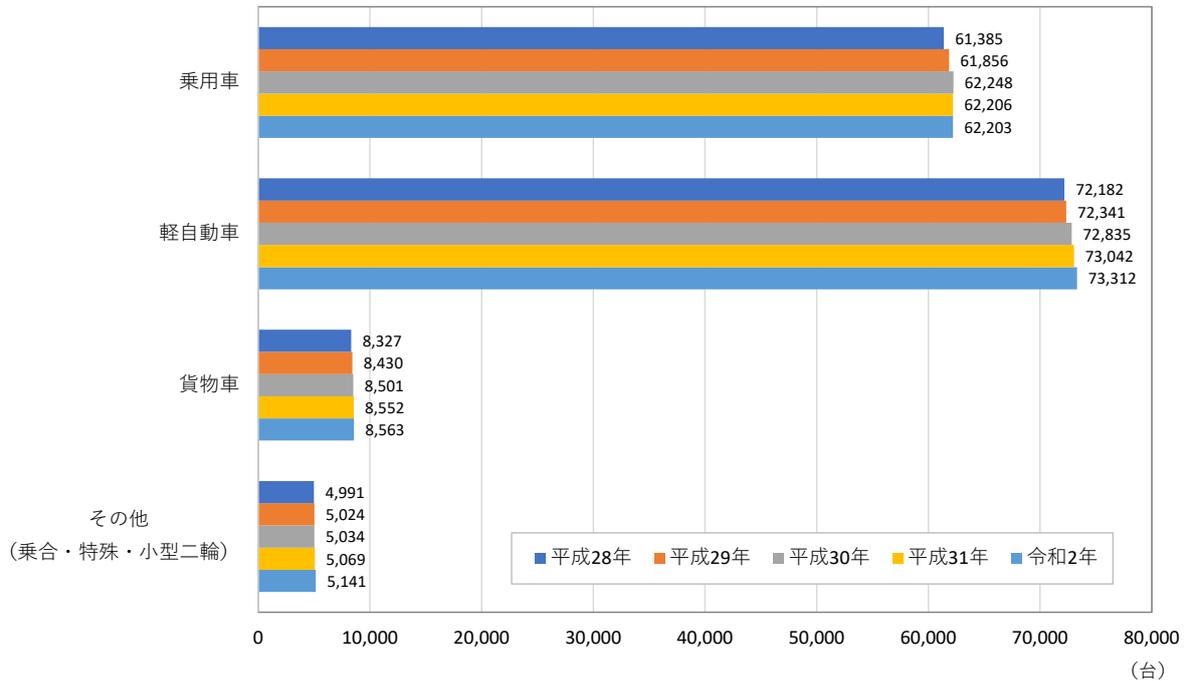
出典)「鳥取市中心市街地活性化基本計画」(鳥取市)より作成

#### ④ 交通

本市における、平成30（2018）年から令和2（2020）年までの車種別自動車保有台数の推移を見ると、いずれの車種も増加傾向が続いており、乗用車より軽自動車が普及しています。

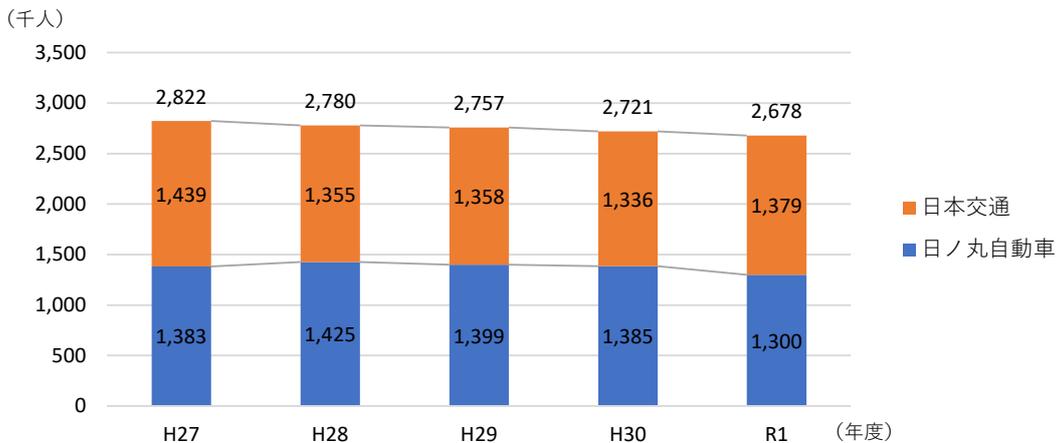
路線バス利用者数では、日ノ丸自動車と日本交通が運行する路線バスの一般路線利用者数が、令和元（2019）年度で2,678千人となっており、近年減少傾向が続いています。

##### ■ 鳥取市の自動車登録台数の推移（各年3月末）



出典)「2020 市勢要覧」(鳥取市)

##### ■ 鳥取市における路線バスの一般路線利用者数



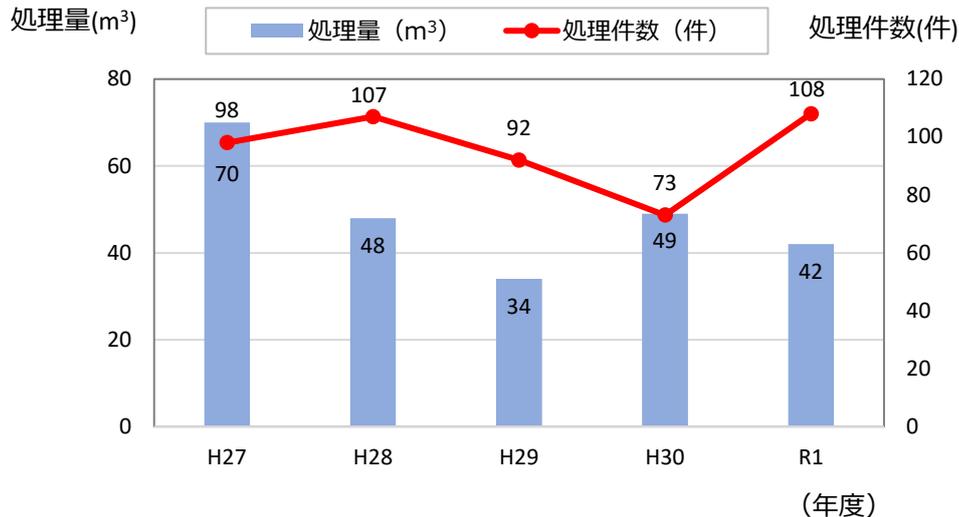
注) 鳥取県東部(鳥取市, 岩美郡, 八頭郡)圏内の利用者数

出典)「2020 市勢要覧」(鳥取市)より作成

## ⑤ 不法投棄

本市における不法投棄は近年減少傾向にありましたが、処理件数は増加し、令和元(2019)年度では処理量 42m<sup>3</sup>、処理件数 108 件となっています。不法投棄は、交通量の少ない道路や川沿い等に多くみられ、美観を損ねるほか、新たな不法投棄を招く要因となっています。

■ 本市における不法投棄等の処理量及び処理件数



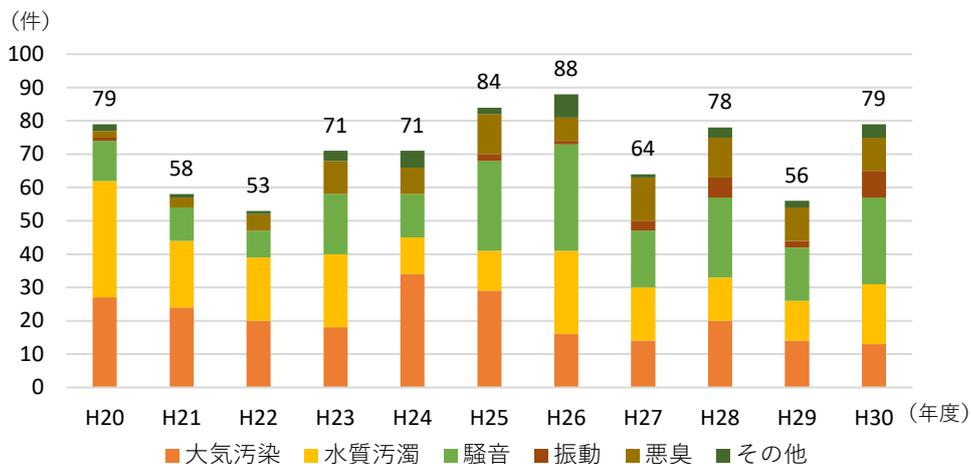
出典)「第11次鳥取市総合計画」(鳥取市)

## ⑥ 公害苦情件数

本市における公害苦情件数は近年増減を繰り返しており、平成30(2018)年度に市民から寄せられた公害苦情件数は79件となっています。

その内訳は、大気汚染(煙や粉じん)が13件、水質汚濁(油等の流出)が18件、騒音(事業所・工事等の騒音)が26件、その他(振動・悪臭等)が22件となっています。

■ 本市における苦情件数種類別発生状況の年次推移

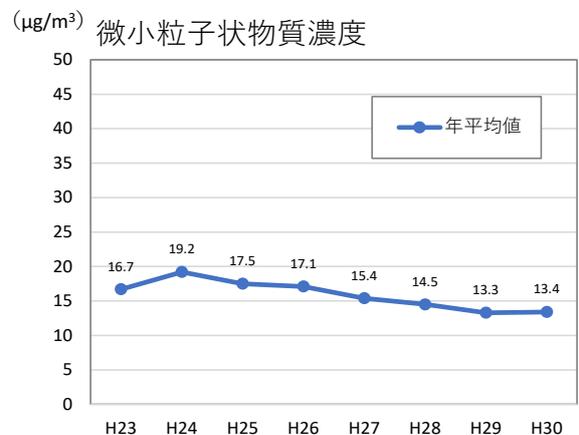
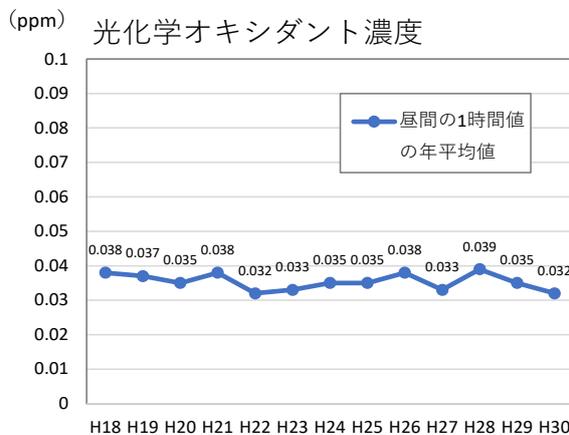
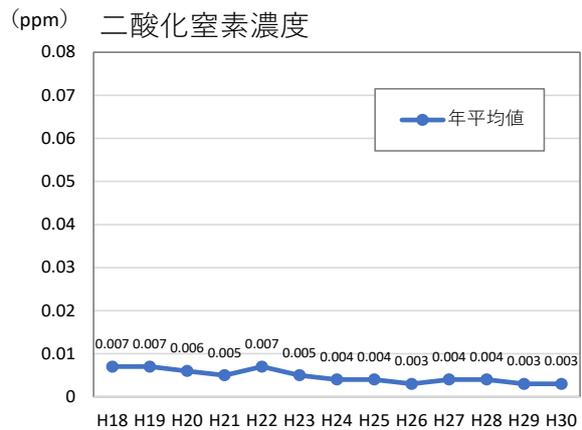
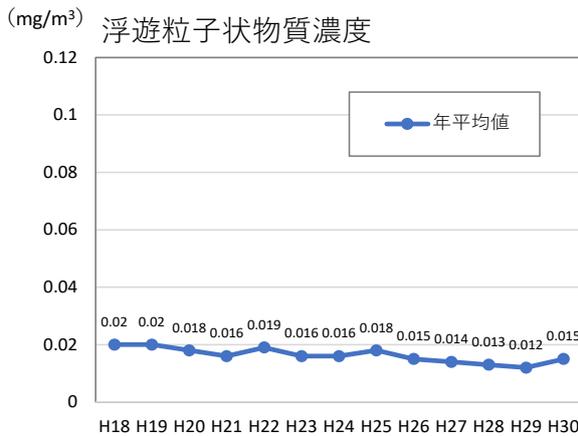
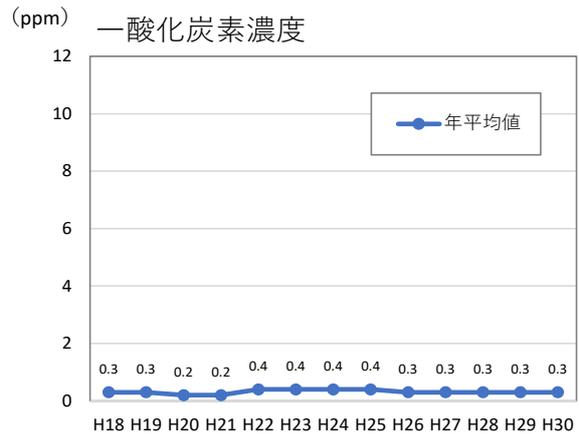
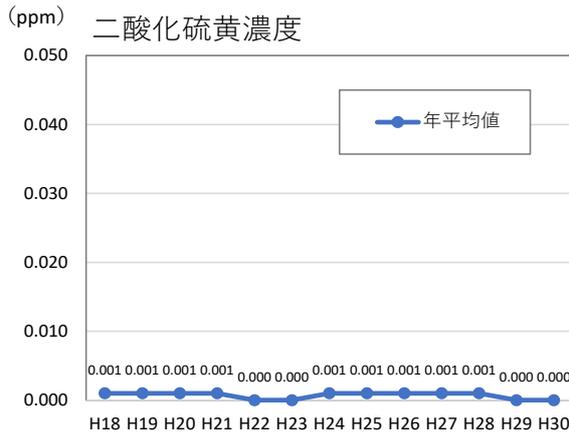


出典)「令和元年度版 鳥取市の環境」(鳥取市)より作成

## ⑦ 大気環境

大気汚染に係る環境基準物質は、市内の2地点（鳥取県庁西町分庁舎及び鳥取市栄町）で測定しています。その結果、大気汚染にかかわる環境基準が適用される二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質において環境基準に適合しています。一方、光化学オキシダントは環境基準を超過している状況にあります。

### ■ 大気汚染に係る環境基準物質の経年変化（鳥取県庁西町分庁舎）



出典)「令和元年度版 鳥取市の環境」(鳥取市)

(参考) 大気汚染に係る環境基準

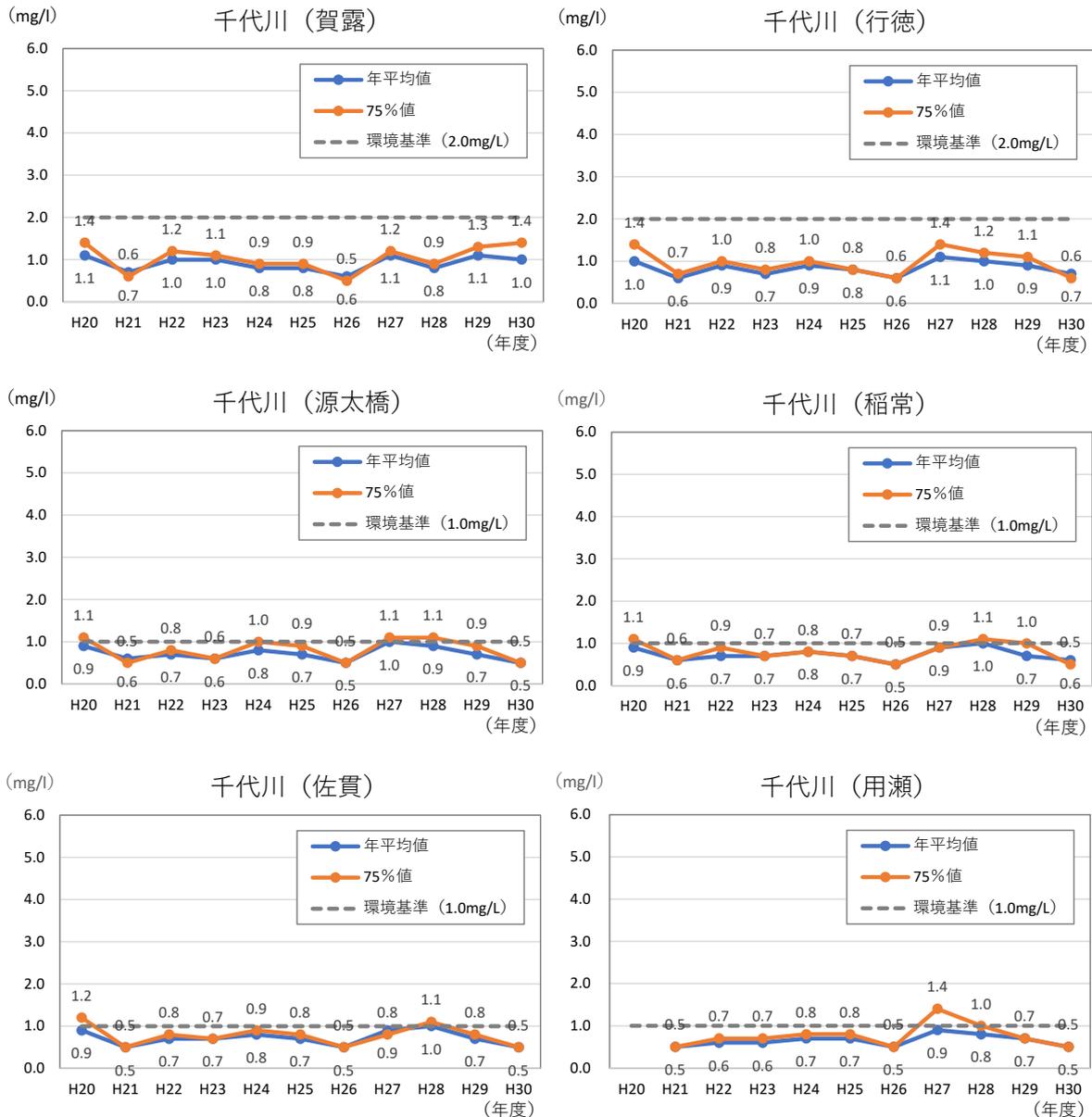
二酸化硫黄	短期的評価	1 時間値の日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
	長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上続かないこと。
一酸化炭素	短期的評価	1 時間値の日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
	長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上続かないこと。
浮遊粒子状物質	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
	長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。ただし、日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が 2 日以上続かないこと。
二酸化窒素	長期的評価	年間の日平均値の 98%値が 0.06ppm 以下であること。
光化学オキシダント	短期的評価	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	短期的評価	年間の日平均値の 98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
	長期的評価	1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

## ⑧ 水質環境

千代川には、有富川との合流点から上流が類型AA（BOD1mg/L以下）、下流が類型A（BOD2mg/L以下）という環境基準が定められています。

全地点（類型AA水域4地点、A水域2地点）の水質は、ほぼ環境基準を達成していて、経年的にみても同程度の水質で推移しています。

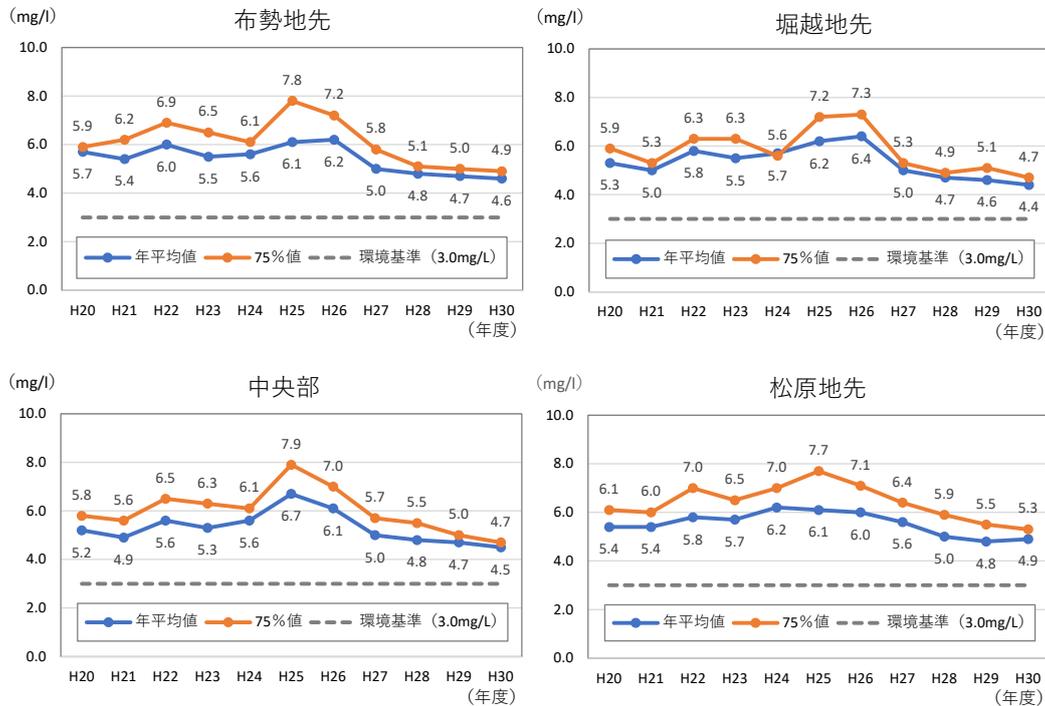
### ■ 千代川におけるBOD経年変化



出典)「令和元年度版 鳥取市の環境」(鳥取市)

湖山池は、湖沼類型A（COD3mg/L以下）の環境基準が定められています。4地点の水質は、COD（75%値）5.0～5.5 mg/Lで、いずれの地点も環境基準を超えています。

■ 湖山池におけるCOD経年変化



出典)「令和元年度版 鳥取市の環境」(鳥取市)

⑨ 騒音・振動状況

本市では、5地点で道路騒音測定を行い、その測定結果と過去に実施した測定結果を元に環境省の面的評価システムを使用し、6路線で環境基準達成状況の評価を行っています。

平成30(2018)年度の測定結果では、昼夜とも基準値以下であったのは91.9%、基準値を超過したのは2.6%でした。

■ 平成30年度自動車騒音常時監視結果

評価路線 (区間延長距離) 起点～終点	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
鳥取自動車道 (22.8km) 用瀬町川中～本高	47戸 79.7%	0戸 0.0%	1戸 1.7%	11戸 18.6%
一般国道9号 鳥取西道路 (1.8km) 本高～嶋	3戸 100.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%
鳥取河原線 (7.1km) 古海～長谷	237戸 100.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%
鳥取湖山停車場線 (3.1km) 賀露町～湖山町	113戸 100.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%
鳥取国府線 (3.1km) 東品治町～国府町宮下	883戸 99.7%	0戸 0.0%	3戸 0.3%	0戸 0.0%
若葉台東町線 (7.0km) 紙子谷～東町	631戸 80.5%	0戸 0.0%	110戸 14.0%	43戸 5.5%
全体 (44.9km)	1,914戸 91.9%	0戸 0.0%	114戸 5.5%	54戸 2.6%

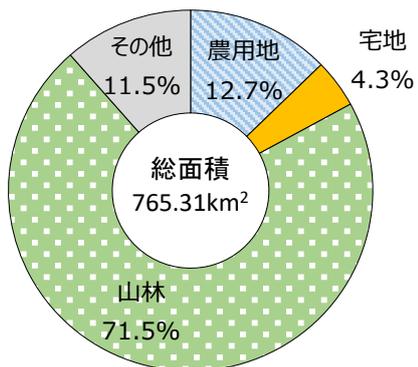
出典)「令和元年度版 鳥取市の環境」(鳥取市)

## ⑩ 緑の状況

本市の緑地の大部分を占める農用地や山林は、市域面積 765.31 km<sup>2</sup>に対し約 8 割を占めています。

また、本市では、自然保護及び環境保全条例により、良好な自然環境の確保と地域の美観風致を維持することを目的に、指定保存樹木（名木・古木）を現在 23箇所指定しています。

### ■ 鳥取市の地目別土地面積割合（令和 2（2020）年 4 月 1 日）



出典)「2020 市勢要覧」(鳥取市)

### ■ 鳥取市の保存樹木（名木・古木）（左図：安長堤防林、右図：長田神社のケヤキ）



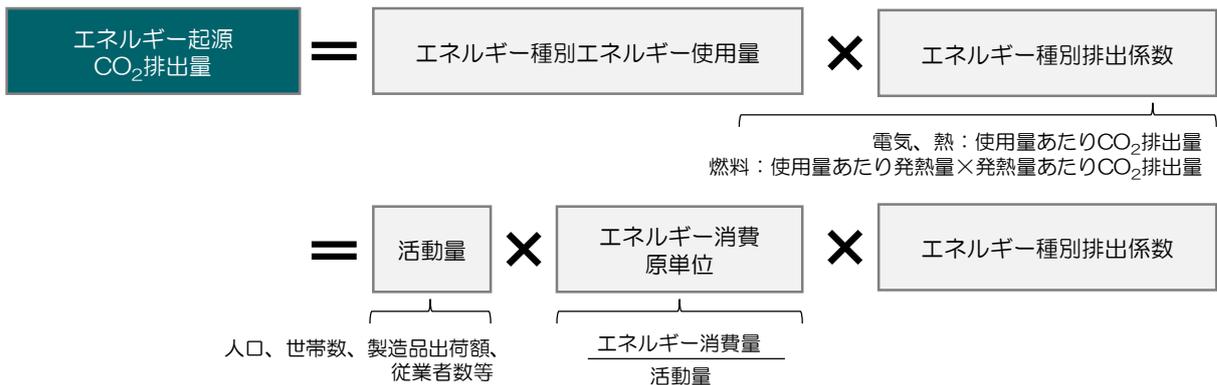
## (2) 温室効果ガス排出量の算出と予測

### ① 温室効果ガス排出量の現況推計

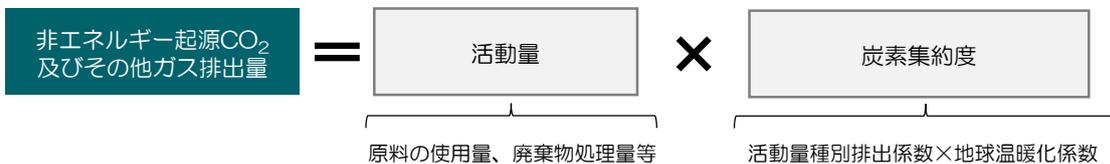
#### 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、環境省が策定している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき、以下の算定式を基本として推計しています。

#### ■エネルギー起源 CO<sub>2</sub>



#### ■非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他ガス



#### ■温室効果ガス排出量の算定対象部門・分野

ガス区分	部門・分野	温室効果ガス排出量の算定方法
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	産業部門	製造業、農林水産業・鉱業・建設業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	業務部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設等におけるエネルギー消費に伴う排出
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
	運輸部門	自動車や鉄道、船舶等の輸送機関のエネルギー消費に伴う排出
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 及びその他ガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼や、自動車走行に伴う排出（CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O）
	工業プロセス分野	セメントの生成等、工業材料の化学変化に伴う排出（非エネ起源 CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O）
	農業分野	水田からの排出、耕地における肥料の使用、家畜の飼育や排泄物の管理、農業廃棄物の焼却等に伴う排出（CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O）
	廃棄物分野	廃棄物の焼却処分・埋立処分、排水処理等に伴い発生する排出（非エネ起源 CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O）
	代替フロン等 4 ガス分野	金属の生産、代替フロン等を利用した製品の製造・使用、溶剤への使用等に伴う排出（HFCs、PFCs、SF <sub>6</sub> 、NF <sub>3</sub> ）

各部門・分野の温室効果ガス排出量は以下に示す方法で推計

■ エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量

部門・分野		エネルギー種	算定手法	出典データ
産業部門	製造業	電力	鳥取県の電力消費量をみなし小売分・新電力分に按分し、さらに製造品出荷額で按分	都道府県別エネルギー消費統計（資源・エネルギー庁） 電力取引報（経済産業省） 工業統計（経済産業省）
		都市ガス	鳥取ガス（工業用）の実績値を採用	鳥取ガス提供データ
		その他燃料	鳥取県の業種別エネルギー消費量を製造品出荷額で按分	都道府県別エネルギー消費統計（資源・エネルギー庁） 工業統計（経済産業省）
	その他（農林水産鉱建設業）	電力	鳥取県の電力消費量をみなし小売分・新電力分に按分し、さらに業種別の就業者数で按分	都道府県別エネルギー消費統計（資源・エネルギー庁） 電力取引報（経済産業省） 経済センサス（総務省）
		都市ガス	鳥取県の業種別エネルギー消費量を就業者数で按分	都道府県別エネルギー消費量統計 経済センサス（総務省）
		その他燃料	鳥取県の業種別エネルギー消費量を就業者数で按分	都道府県別エネルギー消費量統計 経済センサス（総務省）
業務部門	電力	鳥取県の電力消費量をみなし小売分・新電力分に按分し、さらに従業者数で按分	都道府県別エネルギー消費統計（資源・エネルギー庁） 電力取引報（経済産業省） 経済センサス（総務省）	
	都市ガス	鳥取ガスの実績値（商業用＋その他用）を採用	鳥取ガス提供データ	
	その他燃料	鳥取県の業種別エネルギー消費量を従業者数で按分	都道府県別エネルギー消費量統計 経済センサス（総務省）	
家庭部門	電力	鳥取県の電力消費量をみなし小売分・新電力分に按分し、さらに世帯数で按分	都道府県別エネルギー消費統計（資源・エネルギー庁） 電力取引報（経済産業省） 国勢調査（総務省）	
	都市ガス	鳥取ガス（家庭用）の実績値を採用	鳥取ガス提供データ	
	LPG・灯油	世帯あたり燃料購入量（市）×世帯数	家計調査（総務省） 国勢調査（総務省）	
運輸部門	自動車	ガソリン・軽油・LPG	鳥取県の燃料消費量を自動車保有台数で按分	自動車燃料消費統計（国土交通省） 鳥取県統計年鑑（鳥取県）
	鉄道	軽油	JR 西日本の軽油等燃料分を営業キロで按分	JR 西日本 HP
	船舶	軽油・A重油・B重油・C重油	全国の燃料消費量を内航船入港船舶総トン数で按分	総合エネルギー統計（資源・エネルギー庁） 鳥取市統計要覧（鳥取市）
	航空	ジェット燃料	ジェット燃料消費量を着陸回数によって国内線分に按分	暦年・年度別空港管理状況調書（国土交通省）

■非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他ガス

分野	項目	算定手法	出典データ
燃料燃焼分野	炉の燃焼 (CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O)	産業部門、業務部門の燃料消費量 ×消費量あたり排出係数	上記の算定手法で推計された産業 部門、業務部門の燃料消費量推計 結果
	自動車の走行 (CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O)	鳥取県の車種別走行量を保有台数 で按分×走行 1km あたり排出係 数	自動車燃料消費統計(国土交通省) 鳥取県統計年鑑(鳥取県)
工業プロセス分野	工業プロセス 及び製品の使 用(非エネ起源 CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、 N <sub>2</sub> O)	全国の排出量実績を業種別製造品 出荷額で按分	温室効果ガスインベントリ(国立 環境研究所) 工業統計(経済産業省)
農業分野	水田(CH <sub>4</sub> )	鳥取市水田作付面積×水管理割合 ×水管理状況別排出係数	作物統計 作況調査(農林水産省)
	家畜の飼養 (CH <sub>4</sub> )	種類別家畜飼養頭数×1 頭あたり 排出係数	鳥取市保有データ
	家畜の排泄物 の管理 (CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O)	種類別家畜飼養頭数×1 頭あたり 排出係数	鳥取市保有データ
	肥料の使用 (N <sub>2</sub> O)	種類別栽培面積×化学肥料・有機 肥料別排出係数	作物統計 作況調査(農林水産省)
	残さのすき込 み (N <sub>2</sub> O)	種類別栽培面積×乾物率×残さ率 (1-残さの焼却割合)×排出係数	作物統計 作況調査(農林水産省)
廃棄物分野	廃棄物の焼却 (非エネ起源 CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、 N <sub>2</sub> O)	廃棄物焼却量×ごみ組成×排出係 数	一般廃棄物処理実態調査(環境省) 鳥取県産業廃棄物処理実態調査報 告書(鳥取県)
	廃棄物の埋立 (CH <sub>4</sub> )	産業廃棄物最終処分量×排出係数	鳥取県産業廃棄物処理実態調査報 告書(鳥取県)
	終末処理場 (CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O)	終末処理場下水処理量×排出係数	鳥取市保有データ
	し尿処理施設 (CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O)	し尿・浄化槽汚泥処理量×排出係 数	一般廃棄物処理実態調査(環境省)
	生活排水処理 施設 (CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O)	生活排水処理対象人員×排出係数	一般廃棄物処理実態調査(環境省)
代替フロン等 4 ガ ス分野	HFCs	全国の排出量実績(HFCs)を業種 別の製造品出荷額で按分	温室効果ガスインベントリ(国立 環境研究所) 工業統計(経済産業省)
	PFCs	全国の排出量実績(PFCs)を業種 別の製造品出荷額で按分	温室効果ガスインベントリ(国立 環境研究所) 工業統計(経済産業省)
	SF <sub>6</sub>	全国の排出量実績(SF <sub>6</sub> )を業種 別の製造品出荷額で按分	温室効果ガスインベントリ(国立 環境研究所) 工業統計(経済産業省)
	NF <sub>3</sub>	全国の排出量実績(NF <sub>3</sub> )を業種 別の製造品出荷額で按分	温室効果ガスインベントリ(国立 環境研究所) 工業統計(経済産業省)

## 温室効果ガス排出量の現況推計値

### 1) ガス別の温室効果ガス排出量の現況

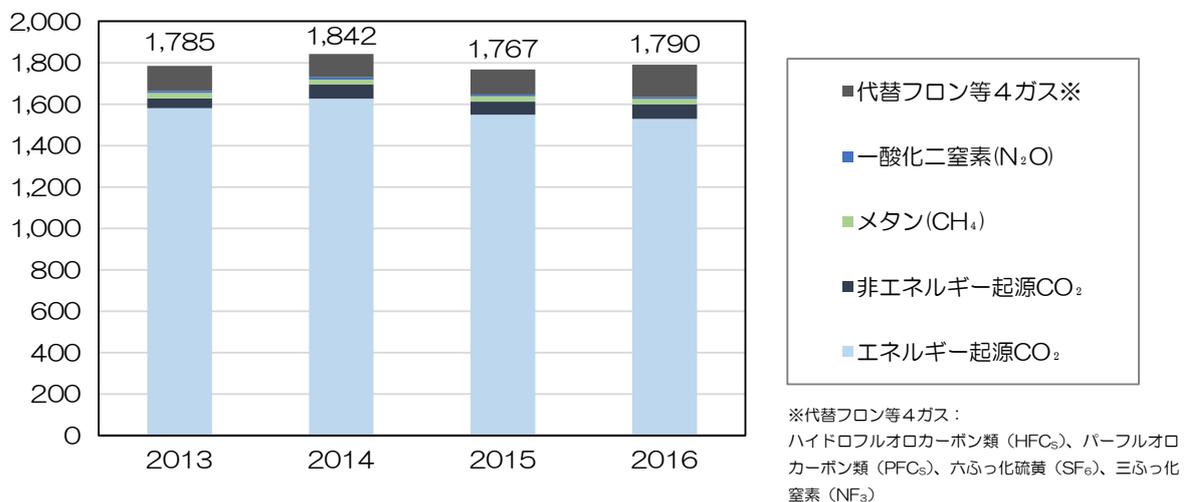
本市の平成 28 (2016) 年度における温室効果ガス排出量は 1,790 千 t-CO<sub>2</sub> となり、平成 25 (2013) 年度比で約 0.3% の増加となっています。

排出量の内訳をみると、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> が 1,529 千 t-CO<sub>2</sub> と全体の 85% を占めており、次いで代替フロン等 4 ガス、非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) の順となっています。

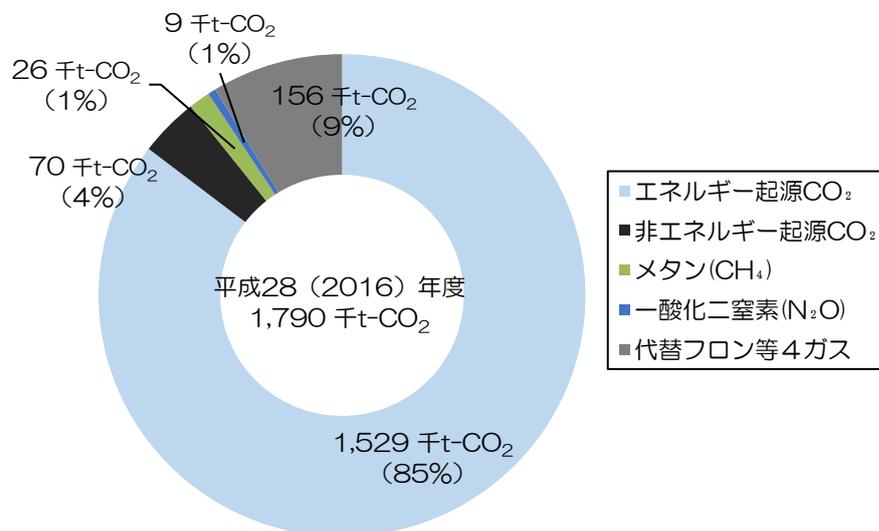
エネルギー起源 CO<sub>2</sub> については、平成 25 (2013) 年度比で 3.2% 減少しています。エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の内訳をみると、電力消費に伴う排出量が全体の 58% を占めており、ガソリンや灯油等の石油系の燃料由来の排出量が全体の 36% を占めています。

#### ■鳥取市における温室効果ガス排出量の推移 (ガス別) (再掲)

[千t - CO<sub>2</sub>]



#### ■鳥取市における温室効果ガス排出量の内訳 (ガス別)

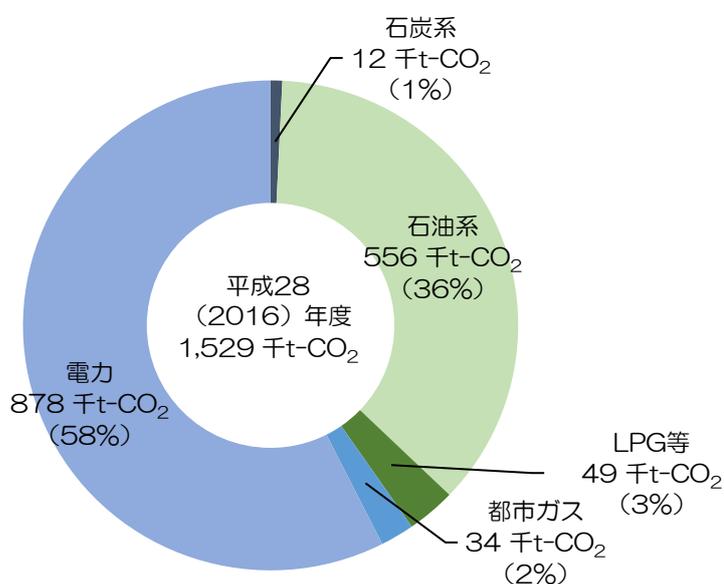


■鳥取市における温室効果ガス排出量（ガス別）

単位：千t-CO<sub>2</sub>

ガス区分	2013	2014	2015	2016	基準年度比 2016/2013
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	1,580	1,627	1,550	1,529	-3.2%
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	49	68	63	70	+45.0%
メタン (CH <sub>4</sub> )	26	24	26	26	-0.8%
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	10	11	9	9	-2.8%
代替フロン等 4 ガス	121	113	120	156	+28.6%
合計	1,785	1,842	1,767	1,790	+0.3%

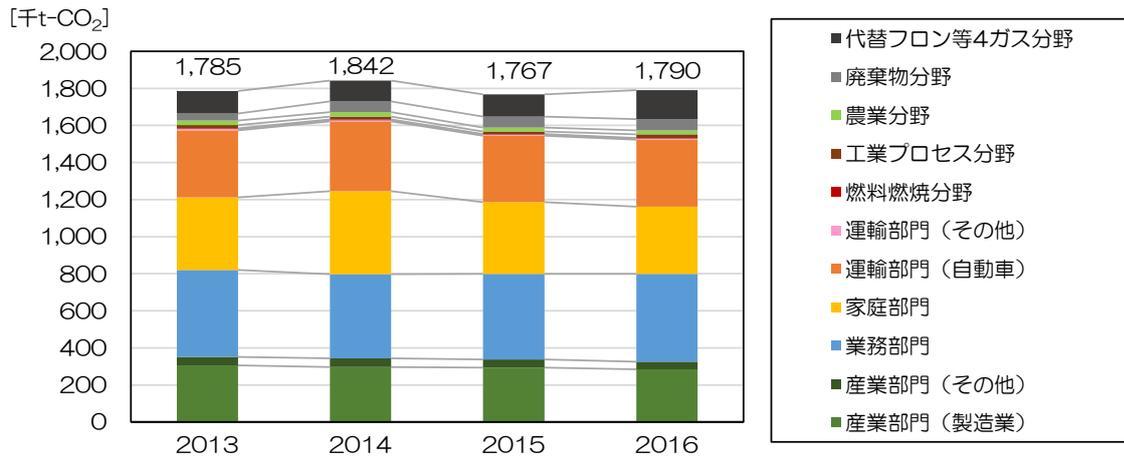
■鳥取市におけるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の構成（再掲）



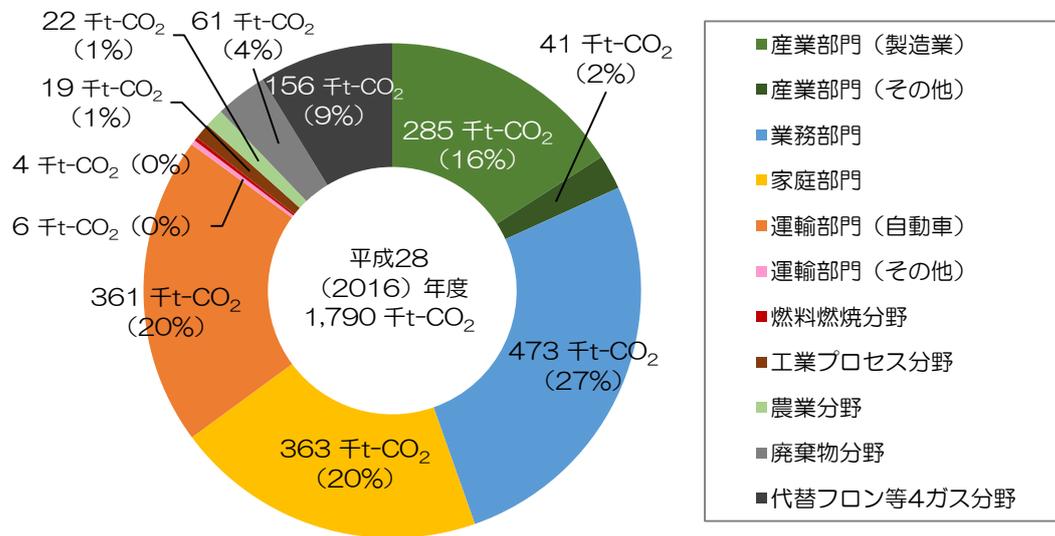
2) 部門別温室効果ガス排出量の現況

温室効果ガス排出量を部門別に見ると、業務部門が全体の27%、次いで運輸部門（自動車）が20%、家庭部門が20%の順となっており、住宅やビル等建物におけるエネルギー消費や、自動車由来の排出量が特に大きくなっています。

■鳥取市における温室効果ガス排出量（部門別）（再掲）



■鳥取市における部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の構成（再掲）



■鳥取市における温室効果ガス排出量（部門別）

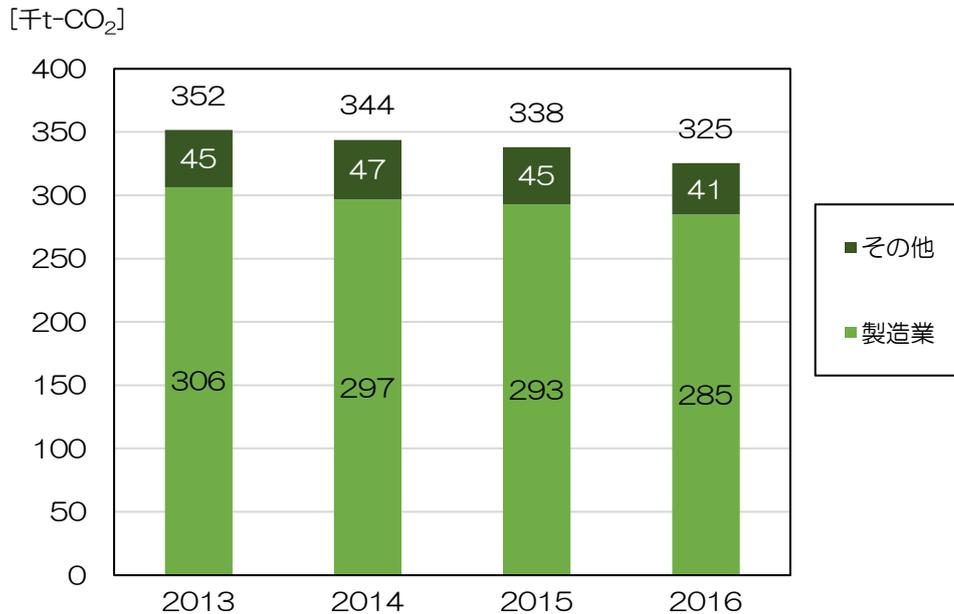
単位：千 t-CO<sub>2</sub>

部門・分野/年度		2013	2014	2015	2016	基準年度比 2016/2013
エネルギー起 源 CO <sub>2</sub>	産業部門（製造業）	306	297	293	285	-7.1%
	産業部門（その他）	45	47	45	41	-10.0%
	業務部門	469	454	462	473	+0.9%
	家庭部門	391	447	387	363	-7.1%
	運輸部門（自動車）	362	376	357	361	-0.3%
	運輸部門（その他）	7	6	6	6	-12.4%
	小計	1,580	1,627	1,550	1,529	-3.2%
非エネルギー 起源 CO <sub>2</sub> 、 その他ガス	燃料燃焼分野	4	4	4	4	-6.3%
	工業プロセス分野	18	16	13	19	+6.7%
	農業分野	24	24	22	22	-9.4%
	廃棄物分野	38	59	58	61	+59.9%
	代替フロン等4ガス分野	121	113	120	156	+28.6%
小計	205	215	217	262	+27.3%	
合計	1,785	1,842	1,767	1,790	+0.3%	

### ■エネルギー起源 CO<sub>2</sub>（産業部門）

平成 28（2016）年度の産業部門の CO<sub>2</sub> 排出量は、325 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 25（2013）年度比で約 7%減少しています。排出量の内訳をみると、製造業の割合が高く、産業部門全体の 88%を占めています。

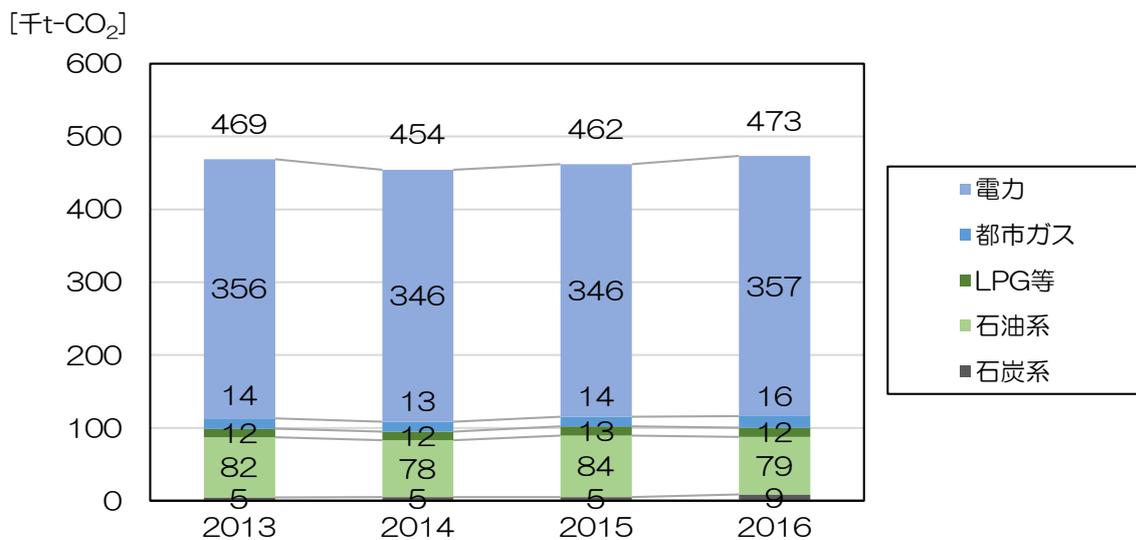
#### ■鳥取市における産業部門の CO<sub>2</sub> 排出量（業種別）



### ■エネルギー起源 CO<sub>2</sub>（業務部門）

平成 28（2016）年度の業務部門の CO<sub>2</sub> 排出量は、473 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 25（2013）年度比で約 1%増加しています。近年の排出量は増加傾向です。

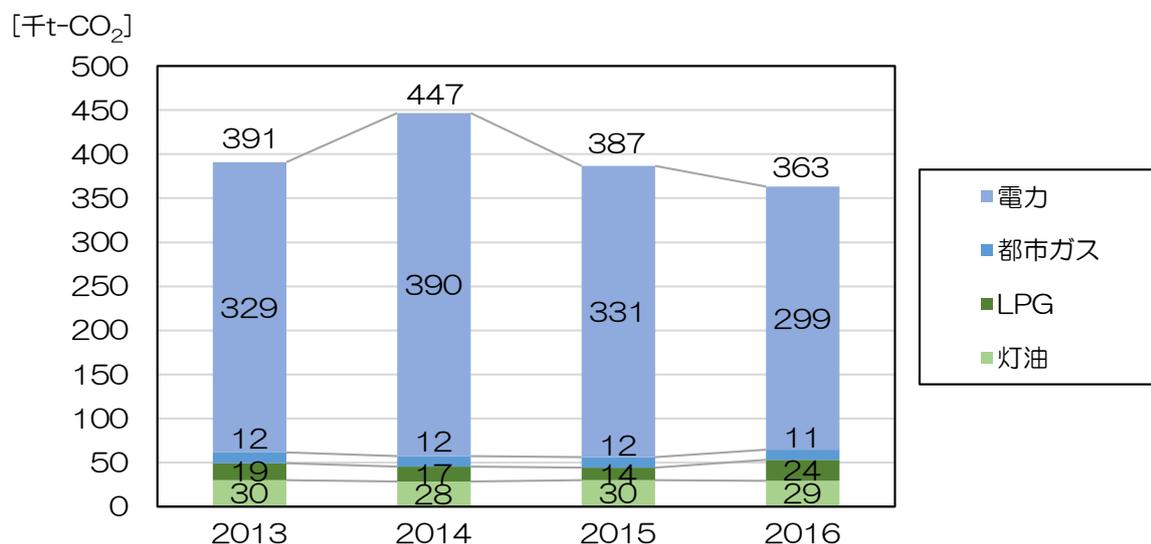
#### ■鳥取市における業務部門の CO<sub>2</sub> 排出量（燃料種別）



### ■エネルギー起源 CO<sub>2</sub>（家庭部門）

平成 28（2016）年度の家庭部門の CO<sub>2</sub> 排出量は、363 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 25（2013）年度比で約 7%減少しています。排出量は平成 26（2014）年度に大きく増加したものの、以降は減少の傾向を示しています。

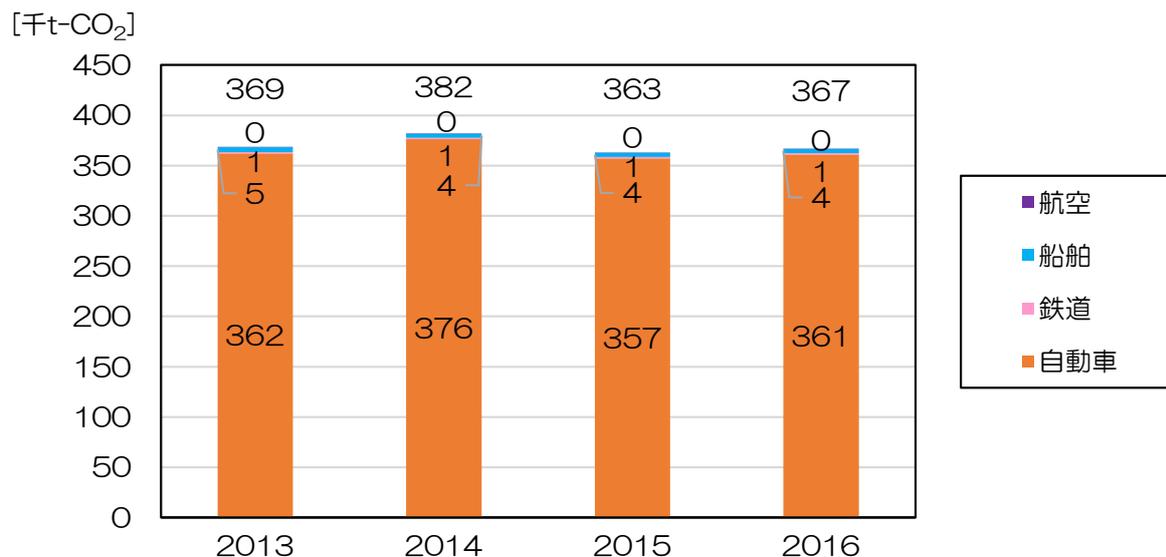
#### ■鳥取市における家庭部門の CO<sub>2</sub> 排出量（燃料種別）



### ■エネルギー起源 CO<sub>2</sub>（運輸部門）

平成 28（2016）年度の運輸部門の CO<sub>2</sub> 排出量は、367 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 25（2013）年度比で約 1%減少しています。近年の排出量はほぼ横ばいで推移しています。

#### ■鳥取市における運輸部門の CO<sub>2</sub> 排出量（輸送機関別）



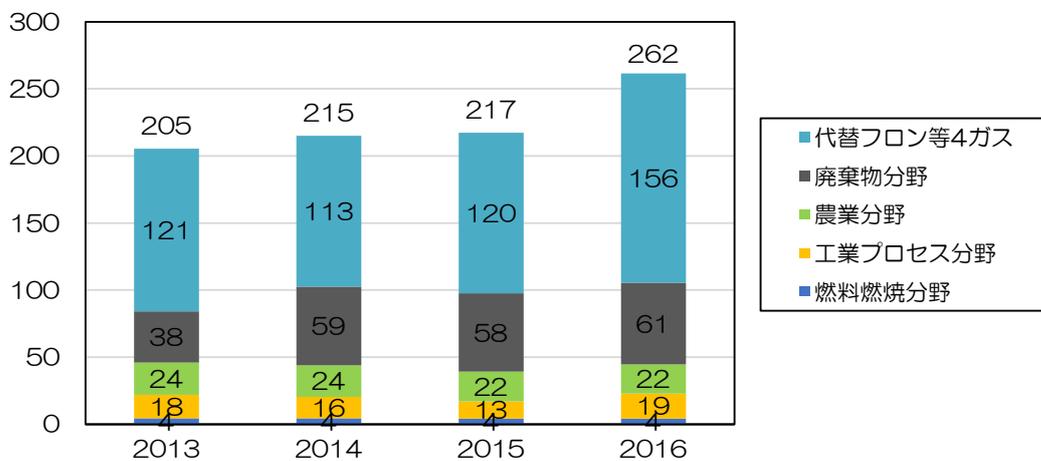
## ■非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他ガス

平成 28 (2016) 年度の非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他ガスの排出量は、262 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 25 (2013) 年度比で約 27% と大きく増加しています。特に、廃棄物の焼却由来の排出と、代替フロン類由来の排出が増加しています。

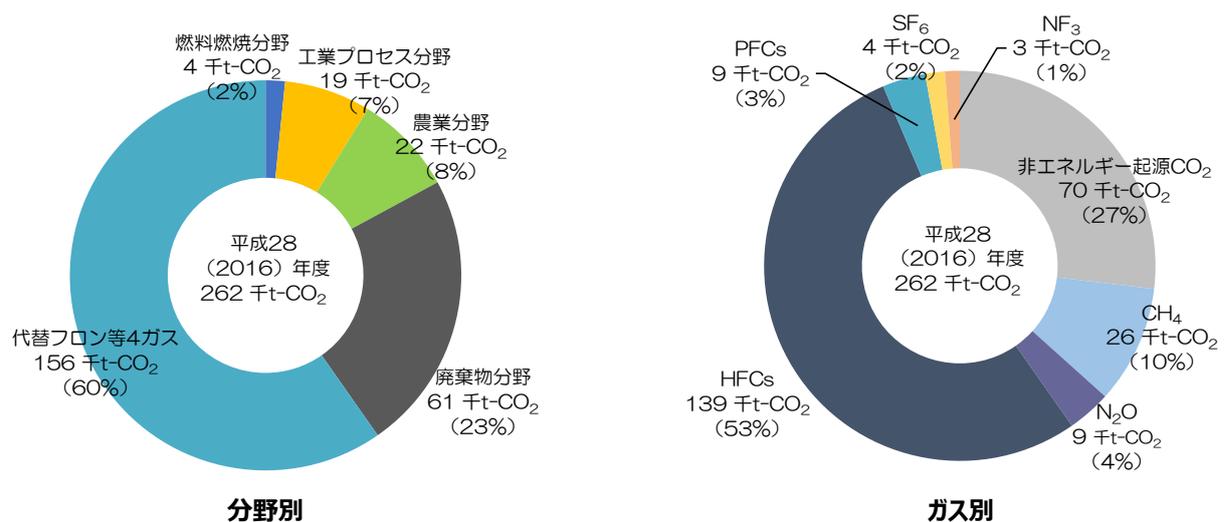
排出量の内訳をみると、代替フロン等 4 ガス分野の割合が全体の 60% と最も高く、次いで廃棄物分野が 23% となっています。ガス種別にみると、自動車のカーエアコンや家電等から排出される HFCs の割合が 53% と最も高く、次いで廃棄物の焼却や、工業プロセスにおける原料から排出される非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の割合が 27% となっています。

### ■鳥取市における非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他ガスの排出量

[千t-CO<sub>2</sub>]



### ■鳥取市における非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他ガスの排出量 (内訳)



## ② 温室効果ガス排出量の将来推計(BAU ケース)

### BAU ケースの温室効果ガス排出量の推計方法

本市における温室効果ガス排出量の削減目標を検討するため、今後新たな地球温暖化対策が講じられないまま推移した場合（BAU ケース）の温室効果ガス排出量を推計しました。

部門ごとに、CO<sub>2</sub> 排出係数や、エネルギー効率が現状のまま変化せず、人口や世帯数や製造品出荷額等の活動量のみが変化するものとして、以下の通り将来推計を行いました。

#### ■将来の活動量の推計方法

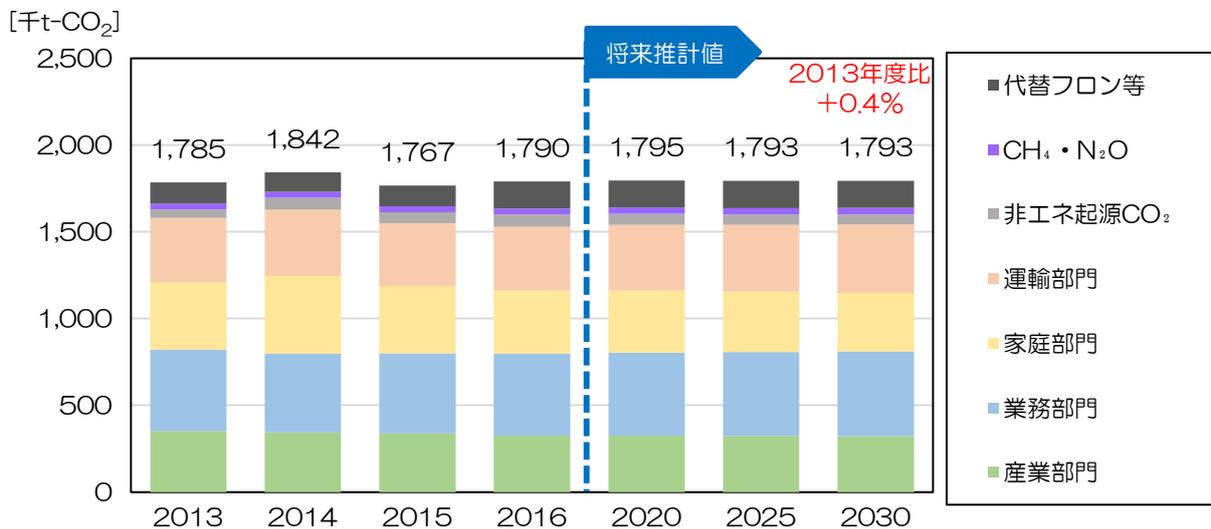
区分		推計に用いる活動量	将来の活動量の推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額等	直近年度までの実績値に大きな増減のトレンドが見られないため、直近年度実績のまま推移するとして推計
	その他 (農林水産 鉱建設業)	従業者数	直近年度までの実績値のトレンドを踏まえ、近似式によって推計（減少傾向）
業務部門		業務系建築物延床面積	直近年度までの実績値のトレンドを踏まえ、近似式によって推計（増加傾向）
家庭部門		人口	「鳥取市人口ビジョン」(鳥取市)による将来推計を基に、令和 12 (2030) 年度の人口が約 17.8 万人になるものとして推計（減少傾向）
運輸部門	自動車	自動車保有台数	人口 1 人あたりの保有台数について、トレンドを踏まえて近似式によって推計し、将来人口に乗算して推計（増加傾向）
	船舶	入港船舶総トン数	直近年度までの実績値に大きな増減のトレンドが見られないため、直近年度実績のまま推移するとして推計
	航空	—	直近年度までのエネルギー消費量の実績値のトレンドを踏まえ、近似式によって推計（増加傾向）
	鉄道	—	直近年度までのエネルギー消費量の実績値のトレンドを踏まえ、近似式によって推計（増加傾向）
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>		廃棄物焼却量	人口 1 人あたりの焼却量について、トレンドを踏まえて近似式によって推計し、将来人口に乗算して推計(減少傾向)
メタン (CH <sub>4</sub> )		—	直近年度までの実績値に大きな増減のトレンドが見られないため、直近年度実績のまま推移するとして推計
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		—	直近年度までの排出量の実績値のトレンドを踏まえ、近似式によって推計（増加傾向）
代替フロン等 4 ガス		—	直近年度までの実績値に大きな増減のトレンドが見られないため、直近年度実績のまま推移するとして推計

## BAU ケースの温室効果ガス排出量の推計結果

BAU ケースにおける令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量は、1,793 千 t-CO<sub>2</sub>と推計され、平成 25（2013）年度比で 0.4%の増加となります。

家庭部門では人口減少の影響により排出量が減少し、平成 25（2013）年度比で 13.6%の減少と推計されました。産業部門の排出量についても、製造業以外の従業者数の減少により、平成 25（2013）年度比で 8.7%の減少となる見込みです。一方で、業務部門や運輸部門の排出量については、延床面積や自動車保有台数の増加により、排出量はそれぞれ平成 25（2013）年度比で 4.3%、6.8%の増加となります。排出量の減少する部門と増加する部門の影響により、温室効果ガス排出量の総量はほぼ横ばいで推移します。

### ■部門別温室効果ガス排出量の将来推計結果（BAU）（再掲）



### ■鳥取市における温室効果ガス排出量（ガス別）

単位：千 t-CO<sub>2</sub>

区分	2013 (基準年度)	2025	基準年度比 2025/2013	2030	基準年度比 2030/2013
産業部門	352	323	-8.2%	321	-8.7%
業務部門	469	484	+3.3%	489	+4.3%
家庭部門	391	348	-11.1%	338	-13.6%
運輸部門	369	385	+4.4%	394	+6.8%
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	49	60	+24.0%	58	+19.8%
CH <sub>4</sub> ・N <sub>2</sub> O	36	37	+3.8%	37	+5.5%
代替フロン等 4 ガス	121	156	+28.6%	156	+28.6%
合計	1,785	1,793	+0.4%	1,793	+0.4%

### ③ 温室効果ガス排出量の削減ポテンシャルの推計

#### 削減ポテンシャルの推計方法

各部門について、令和 12（2030）年度に向けて排出削減対策を実行した場合の削減ポテンシャル（削減可能量）を算定しました。

推計にあたっては、国の「地球温暖化対策計画」で示されている各種対策による削減見込量に基づき、以下の条件で対策を行うものとして削減量の試算を行いました。

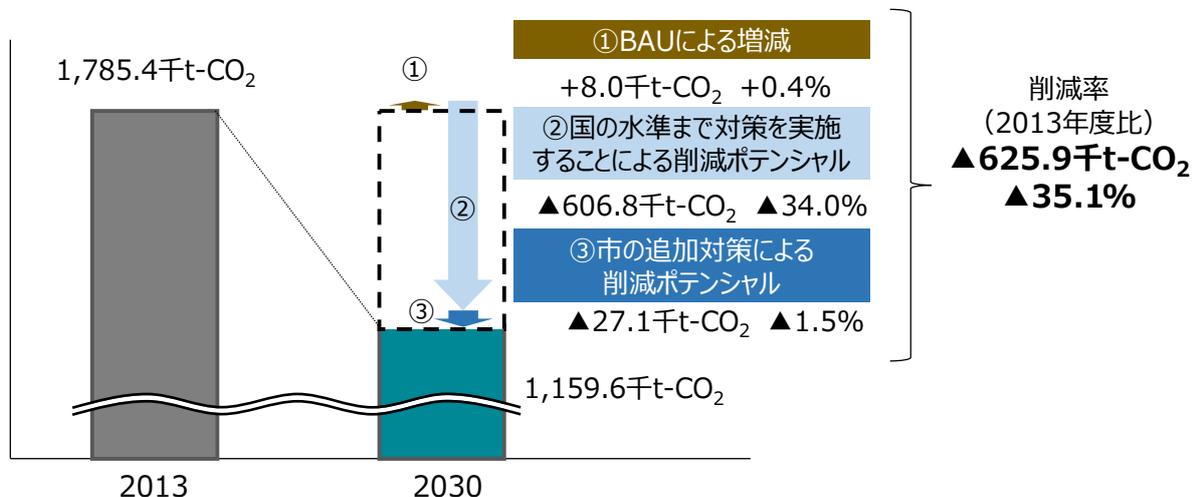
#### 【削減ポテンシャルの推計における対策の実施条件】

1. 国の目標で掲げられている削減対策のうち、鳥取市で実施可能な対策については、下記 2、3 の場合を除いて国の目標水準と同等の対策を実施します。
2. 市民アンケートの実施結果に基づき、将来的に国の導入率以上の導入が期待できる削減対策については、国以上の水準の対策を実施します。
3. FEMS・BEMS の導入や家庭エコ診断の実施等、第 2 期計画期間においても本市が取り組んできた一部の対策については、国以上の水準の対策を追加的に実施します。
4. さらに追加的な対策として、省エネ行動促進や自家消費型の太陽光発電の導入対策を実施します。

#### 削減ポテンシャルの推計結果

上記の条件に基づき、本市と国等が連携して対策を実施し、一部で国以上の追加的対策を実施した場合の削減ポテンシャルを算定しました。算定の結果、令和 12（2030）年度において 633.9 千 t-CO<sub>2</sub> の削減ポテンシャルが見込まれました。削減ポテンシャルと BAU による排出量の増加を合わせると、合計 625.9 千 t-CO<sub>2</sub> になり、削減率は 2013 年度比で ▲35.1% となります。

#### ■本市における温室効果ガス排出量の削減ポテンシャルの推計結果



■本市における温室効果ガス排出量の削減ポテンシャルの内訳

区分	部門/対策分類	対策の例	排出削減量 [千 t-CO <sub>2</sub> ]
エネ起 源 CO <sub>2</sub>	産業部門		47.4
	省エネ技術・設備の導入	高効率空調システム、産業用照明の導入等	44.9
	エネルギー管理の徹底	製造過程における省エネ技術の導入等	1.6
	その他対策・施策	業種間連携省エネの取組推進	0.3
	市の追加対策分	FEMS のカバー率の向上	0.5
	業務部門		99.9
	建築物の省エネ化	既存建築物の断熱化、新築建築物の省エネ基準適合の推進	20.7
	省エネ機器の導入	BEMS、高効率照明、高効率 <sup>※</sup> 1 <sup>※</sup> の導入等	65.0
	省エネ行動の推進	こまめな消灯、クールビズ・ウォームビズ、適切な室温管理等	4.6
	その他対策・施策	ヒートアイランド対策、廃棄物発電の導入等	5.6
	市の追加対策分	BEMS の導入率向上、省エネ基準適合率の向上、事業系建物への太陽光発電導入促進等	3.9
	家庭部門		70.0
	住宅の省エネ化	既築住宅の断熱化、新築住宅の省エネ基準適合の推進等	14.7
	省エネ機器の導入	HEMS・スマートメーター導入、高効率給湯器の導入等	38.8
	省エネ行動の推進	こまめな消灯、適切な室温管理等	1.1
	市の追加対策分	家庭エコ診断実施率の向上、省エネ行動の促進、戸建て住宅への太陽光発電導入促進等	15.4
	運輸部門		77.7
	単体対策	自動車の燃費改善、低公害車等の普及促進	43.6
	その他対策	公共交通機関の利用促進、エコドライブの推進等	26.8
	市の追加対策分	低公害車等の普及促進	7.3
エネルギー転換		256.7	
再エネ熱利用	再エネ熱の利用拡大	11.4	
電源の排出係数の改善	再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の高効率化等、原子力発電の活用	245.3	
エネ起 源 CO <sub>2</sub> 以外	非エネ起源 CO <sub>2</sub>	廃棄物焼却量の削減等	3.8
	CH <sub>4</sub> ・N <sub>2</sub> O	最終処分量の削減、肥料に伴う一酸化二窒素削減等	4.6
	代替フロン等 4 ガス	フロン類の漏えい防止等	73.7
合計（市の追加対策分を含まない）			606.8
合計			633.9

### (3) 計画策定の経緯

#### ■ 諮問

年月日	内容等
令和元年8月29日	市長から環境審議会へ諮問

#### ■ 環境審議会審議経過

年月日	項目	内容等
令和元年8月29日	令和元年度 第2回環境審議会	環境基本計画・地球温暖化対策実行 計画（区域施策編）検討協議
令和元年11月25日	令和元年度 第4回環境審議会	
令和2年4月21日	令和2年度 第1回環境審議会	
令和2年7月1日	令和2年度 第2回環境審議会	
令和2年10月20日	令和2年度 第3回環境審議会	
令和3年2月12日	令和2年度 第4回環境審議会	

#### ■ パブリックコメント

年月日	内容等
令和2年11月5日～ 11月30日	本市ホームページ等で公開意見募集 （市民意見26件）

#### ■ 答申

年月日	内容等
令和3年2月15日	環境審議会から市長へ答申

## (4) 環境審議会委員

任期：平成30年5月10日～令和2年5月9日

分野	役職	氏名	備考
1号（学識経験）	公立鳥取環境大学 教授	吉永 郁生	会長
	公立鳥取環境大学 准教授	笠木 哲也	
	国立大学法人 鳥取大学大学院 准教授	増田 貴則	
	鳥取県衛生環境研究所 元水環境室長	南條 吉之	
	公益財団法人 鳥取県東部環境管理公社 理事長	松長 俊和	
2号（各種団体）	鳥取市自治連合会 副会長	下澤 理如	副会長
	鳥取商工会議所 中小企業振興部 次長	竹内 秀徳	
	鳥取市消費者団体連絡協議会 副会長	広沢 京子	
	鳥取市連合婦人会	北中 裕子	
	特定非営利活動法人 ECOフューチャーとっとり 副理事長	山本 ルリコ	
	鳥取いなば農業協同組合 代表理事専務	岡本 達眞	
3号（公募）	公募委員	手島 秀光	
	公募委員	大口 明彦	
	公募委員	牛尾 柳一郎	

任期：令和2年5月10日～令和4年5月9日

分野	役職	氏名	備考
1号（学識経験）	公立鳥取環境大学 教授	吉永 郁生	会長
	公立鳥取環境大学 准教授	笠木 哲也	
	国立大学法人 鳥取大学大学院 准教授	増田 貴則	
	鳥取県衛生環境研究所 元水環境室長	南條 吉之	
	公益財団法人 鳥取県東部環境管理公社 元理事長	松長 俊和	
2号（各種団体）	鳥取市自治連合会 副会長	中村 克彦	
	鳥取商工会議所 中小企業振興部 次長	竹内 秀徳	副会長
	鳥取市消費者団体連絡協議会 副会長	広沢 京子	
	鳥取市連合婦人会 常任委員	民野 千秋	
	特定非営利活動法人 ECOフューチャーとっとり	新家 憲一郎	
	鳥取いなば農業協同組合 代表理事専務	山本 茂樹	
3号（公募）	公募委員	手島 秀光	
	公募委員	牛尾 柳一郎	
	公募委員	中嶋 恵子	

## (5) 諮問・答申

### ■ 諮問

発市生第606号  
令和元年8月29日

鳥取市環境審議会  
会長 吉永 郁生 様

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市環境基本計画及び鳥取市地球温暖化対策実行計画について（諮問）

鳥取市環境審議会条例（平成22年12月28日鳥取市条例第40号）第2条により、下記に掲げる事項について諮問します。

#### 記

- 1 鳥取市環境基本計画について
- 2 鳥取市地球温暖化対策実行計画について

■ 答申

令和3年2月15日

鳥取市長 深澤義彦様

鳥取市環境審議会  
会長 吉永 郁生 様

鳥取市環境基本計画及び鳥取市地球温暖化対策実行計画について（答申）

令和元年8月29日付発市生第606号で諮問のありました「鳥取市環境基本計画」及び「鳥取市地球温暖化対策実行計画」について、本審議会で審議した結果、別添のとおり答申します。

## (6) 鳥取市自然保護及び環境保全条例

昭和 47 年 10 月 13 日

鳥取市条例第 29 号

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
  - 第 2 章 都市の緑化（第 7 条—第 11 条）
  - 第 3 章 自然の保護（第 12 条—第 15 条）
  - 第 4 章 生活環境の保全（第 16 条—第 22 条の 2）
  - 第 5 章 環境保全の措置（第 23 条—第 26 条）
  - 第 6 章 雑則（第 27 条・第 28 条）
- 附則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むため、自然の保護と生活環境の保全に関し必要な事項を定め、市、市民及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な環境の確保に努め、自然に恵まれたうるおいあるまちづくりに寄与することを目的とする。

#### (市の責務)

第 2 条 市は、自然の保護と生活環境の保全について良好な環境を確保するための総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

#### (市民の責務)

第 3 条 市民は、常に自然を愛し、日常生活を緑にみちたうるおいのあるものにし、自然及び生活環境を損なうことのないよう進んでその整備に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

#### (事業者の責務)

第 4 条 事業者は、常に環境の保全に留意し、自然及び生活環境を損なうことのないよう進んでその防止に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

#### (環境基準の設定)

第 5 条 市長は、良好な環境を確保するための環境基準を設けることができる。

2 市長は、前項の基準を設けるに当たっては、鳥取市環境審議会の意見を聴かなければならない。また、この基準を改正しようとするときも同様とする。

(普及、啓発等)

第6条 市長は、自然の保護及び生活環境の保全に関する知識の普及、思想の高揚を図るとともに、市民のこれらの自主的活動の助長に努めなければならない。

## 第2章 都市の緑化

(市街の緑化)

第7条 市は、街路、公園その他公共の場所に、樹木、草花を植栽し、市街地の緑化に努めるものとする。

2 市民は、市街地の緑化推進のため、住所地に樹木、草花の植栽に努めなければならない。

3 事業者は、市街地の緑化推進のため、事業所の敷地に樹木、草花の植栽に努めるとともに、特に環境保全のための緩衝緑地の整備を図らなければならない。

(樹木等の保護)

第8条 市民は、樹木、草花を愛し、みだりにこれを伐採し、又はき損することなくこれらの保護に努めなければならない。

(修景緑化街区の指定等)

第9条 市長は、修景緑化を推進する必要があると認めるときは、その街区を修景緑化街区に指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、当該地域住民の意見を尊重し、鳥取市環境審議会の意見を聴かなければならない。また、当該街区の指定を変更し、又は解除しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前2項により指定、変更又は解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(修景緑化街区の緑化等)

第10条 市は、修景緑化街区に街路樹の植栽、花だん、照明等修景のための施設を整備するものとする。

2 修景緑化街区に建築物等施設を設置している者又は設置しようとする者は、樹木、草花の植栽と花だんによる花木づくりに努めるとともに、市が行う前項の事業に協力しなければならない。

(木の日及び花の日の指定)

第11条 市は、緑化運動を推進するため、木の日及び花の日を定めるものとする。

### 第3章 自然の保護

#### (自然の保護)

第12条 市民は、自ら河川、湖沼、海浜、山岳及び溪谷において、みだりに植物、土砂等の採取、鳥類及び魚類の乱獲等自然環境を破壊しないよう、これらの保護に努めなければならない。

#### (保護地区及び保存樹木等の指定等)

第13条 市長は、特に良好な自然環境を保護する必要があると認めるときは、次に掲げる区分により保護すべき地区等（以下「保護地区」という。）を指定することができる。

- (1) 自然緑地保護地区 原生林及び自然を残すために必要な地区
- (2) 景観保護地区 景勝地等市域内に自然風物を残すために保護することが必要な地区
- (3) 動植物保護地区 野生動物の生息地又は野生植物の生育地であって、これらの保護又は繁殖を図るため必要な動植物とその地区

2 市長は、良好な自然環境の確保及び地域の美観風致を維持するため保存することを必要と認める樹木又は樹木の集団を保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

3 市長は、前2項の指定をしようとするときは、あらかじめその権利者等の意見を徴し、鳥取市環境審議会の意見を聴かなければならない。また、当該保護地区及び保存樹木等の指定を変更し、又は解除しようとするときも同様とする。

4 第9条第3項の規定は、前3項に掲げる指定、変更又は解除について準用する。

#### (保護地区及び保存樹木等の保全)

第14条 市長は、指定した保護地区及び保存樹木等の保全について必要と認めるときは、適切な保全措置を講じるものとする。

2 指定された保護地区及び保存樹木等の権利者等は、その土地、樹木及び動植物を常に良好な状態の保全に留意しなければならない。

3 市長は、指定した保護地区及び保存樹木等の保全のため、自然保護協力員をおくことができる。

#### (保護地区の行為の制限)

第15条 何人も自然緑地保護地区及び景観保護地区において現状を破壊し、又は樹木のき損、伐採等その自然を損なう行為をしてはならない。

2 何人も動植物保護地区において、保護動植物の捕獲、採取、き損又はその卵を採取してはならない。

3 この条の制限行為で市長の許可を得たものは、この限りでない。

4 次に掲げる行為については、前3項の規定は適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で保護地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもの

(3) その規模が規則で定める基準を超えない建築物その他の工作物の新增改築

#### 第4章 生活環境の保全

(公共地域の清潔保持)

第16条 市民は、公園、道路、河川、湖沼、海浜等公共地域の清掃に協力するとともに、廃棄物の不法投棄をなくし、清潔な環境保持に努めなければならない。

(清掃の協力)

第17条 市民は、自治組織等の活動を通じ自主的に地域の清掃に努めるとともに、市が行う清掃業務の収集方法に進んで協力しなければならない。

(空地の維持管理)

第18条 住宅周辺に空地を所有する者又はその管理者は、環境の美化と害虫発生防止のため常に除草及び清掃を行い、空地の清潔な維持管理に努めなければならない。

(公害防止施設の整備)

第19条 事業者は、事業活動に伴うばい煙、粉じん等大気汚染、河川等公共水域の水質の汚濁、騒音振動及び廃棄物等によって、公害を発生しないよう適切な防止施設及び処理施設の整備に努めなければならない。

(家畜飼養施設等の維持管理)

第20条 家畜、家きん等飼養施設の所有者又は使用者は、汚物、汚水の処理施設を設け、これを適正に管理し、汚物、汚水の流出、悪臭の発散及び害虫の発生防止に努めなければならない。

(排出水の処理)

第21条 河川等公共水域に家庭排水を放出する者は、汚水ます、ろ過池等の処理施設を設け、これの適正な維持管理を行い、直接汚水を河川等へ放流することなく、衛生的に処理して浄化に努めなければならない。

2 し尿浄化槽を設置している者は、その清掃を定期的に行うとともに、適正な維持管理を行わなければならない。

(水道水源の保全)

第 21 条の 2 何人も、水道の水源及びその周辺の環境が飲料水に与える影響を認識し、その水質の保全に努めなければならない。

(広告物等の処理)

第 22 条 広告物等の設置者は、常に地域的美観を損なわないように努め、利用後は直ちに回収する等事後処理を的確に行わなければならない。

(快適な生活環境の確保)

第 22 条の 2 第 16 条から前条までに定めるもののほか、市、市民及び事業者は、生活環境を害することとなる行為を防止し、清潔で美しいまちづくりを推進することにより、快適な生活環境の確保に努めなければならない。

## 第 5 章 環境保全の措置

(環境美化推進員)

第 23 条 第 1 条の目的を達成するため、各町内に環境美化推進員(以下「推進員」という。)を置く。

2 推進員は、地域の自然保護と生活環境の保全及び美化清掃推進のため、住民の指導啓発を行うとともに、地域住民と協力してまちの清潔保持に努めるものとする。

3 推進員は、市民のうちから市長が委嘱する。

(協定の締結)

第 24 条 市長は、環境保全に関し必要と認めるときは、事業者と公害防止、環境保全に関する協定を締結することができる。

2 市長は、第 13 条の規定により保護地区及び保存樹木等に指定した土地、樹木等物件の所有者と、その自然保護及び樹木の保全に関し必要な措置の協定を締結することができる。

(指導助言又は勧告)

第 25 条 市長は、この条例の規定に基づき自然の保護及び生活環境の保全のため必要と認めるときは、関係該当者に対し指導助言又は勧告をすることができる。

(資金のあっ旋及び補助)

第 26 条 市長は、この条例の規定に基づき自然の保護及び生活環境の保全のため必要と認めるときは、資金のあっ旋及びその費用の一部を補助することができる。

## 第 6 章 雑則

(立入調査)

第 27 条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員をして関係場所へ立ち入り、状況を調査させることができる。

- 2 前項の調査を行う職員は、常に証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取市公害対策審議会設置条例（昭和 46 年鳥取市条例第 7 号）は、これを廃止する。  
（昭和 50 年条例第 5 号から昭和 53 年条例第 19 号までの改正附則省略）

附 則（平成 7 年 3 月 29 日条例第 1 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日条例第 8 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例（中略）第 13 条から第 23 条まで（中略）の規定による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく委員は、この条例（中略）第 13 条から第 23 条まで（中略）の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則（平成 13 年 3 月 23 日条例第 19 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日条例第 1 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 25 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日条例第 8 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 20 年 9 月 24 日条例第 42 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例第 10 条、第 11 条、第 15 条、第 21 条から第 23 条まで、第 25 条及び第 26 条の規定による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく委員は、この条例第 10 条、第 11 条、第 15 条、第 21 条から第 23 条まで、第 25 条及び第 26 条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則（平成 22 年 12 月 28 日条例第 40 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

## (7) 計画策定にあたっての市民意見等

### ① アンケート結果

#### ■ 調査概要

##### 【調査方法】

- ①調査対象 市内在住の男女（2,500人）
- ②抽出方法 20歳以上の市民から無作為抽出
- ③調査方法 郵送による配布・回収
- ④実施時期 令和元年9月14日～10月4日
- ⑤送付資料 調査票（依頼文併記）

##### 【回収率】

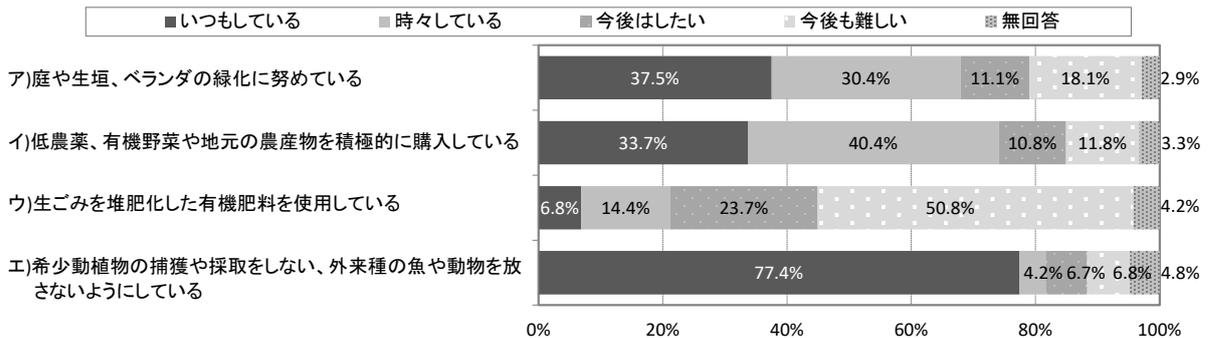
30.1%（752/2,500）

#### ■ 調査結果

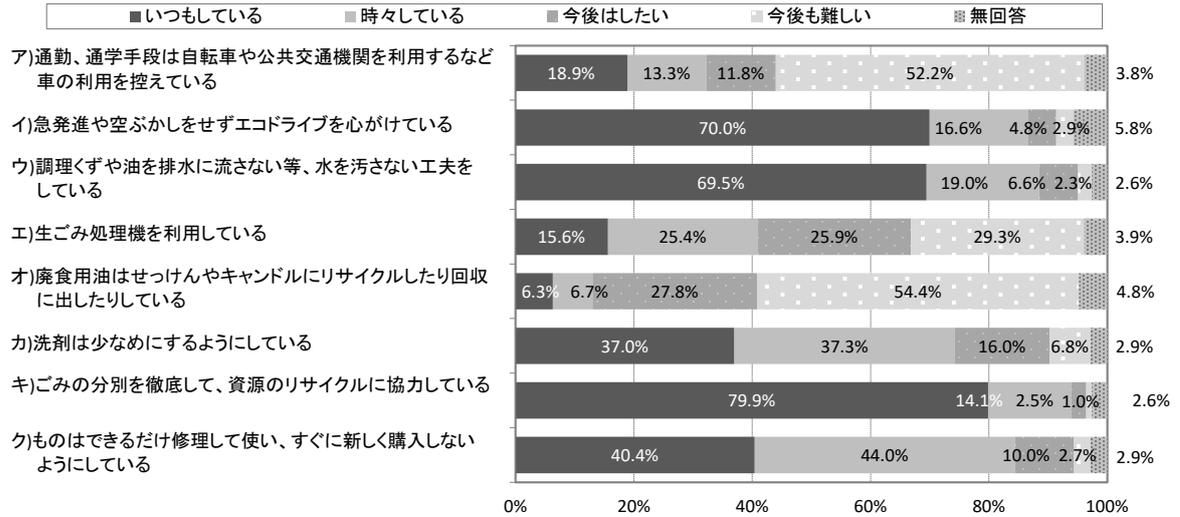
##### 1. 環境行動について

(1) あなたが日常行っている環境に配慮した取組について教えてください。また、行っていない場合、今後は取り組みたいと思いますか。

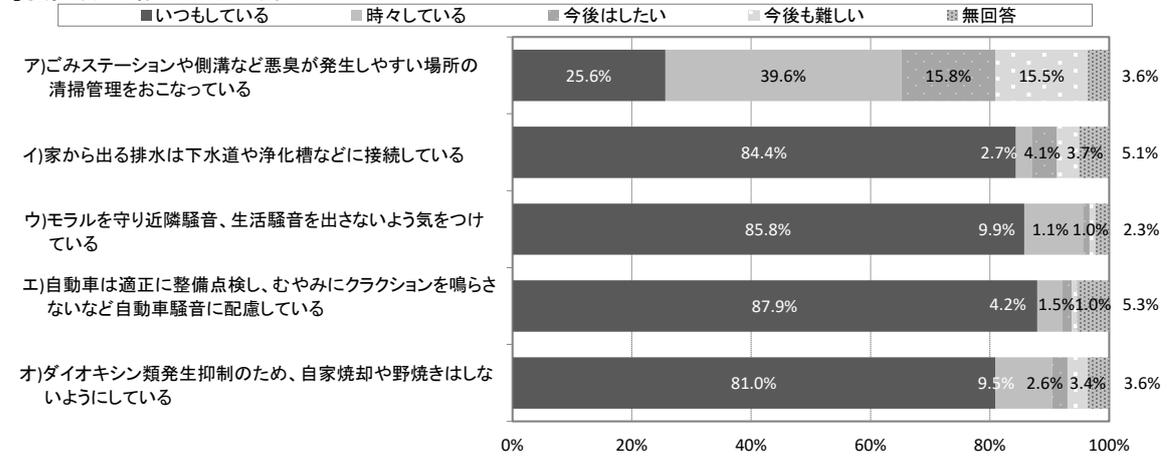
##### ① 身近な自然に関する取組



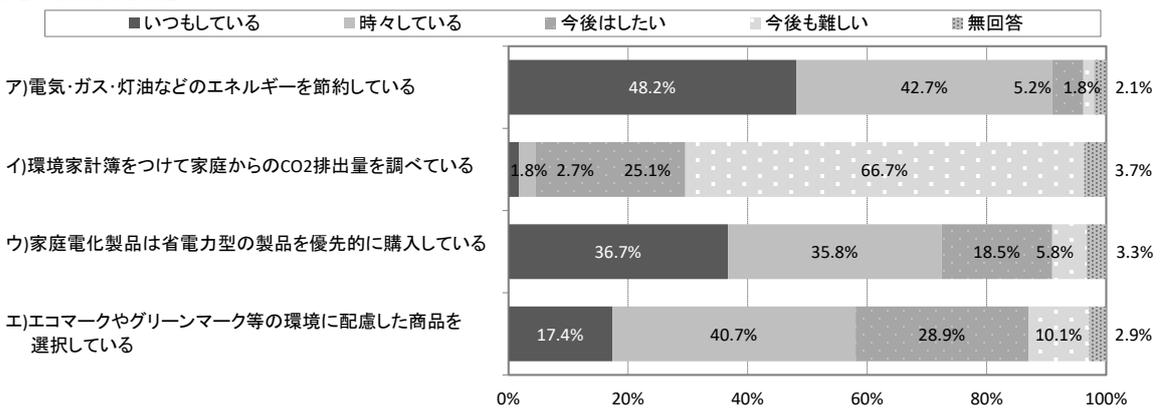
②環境への負荷を減らすための取組



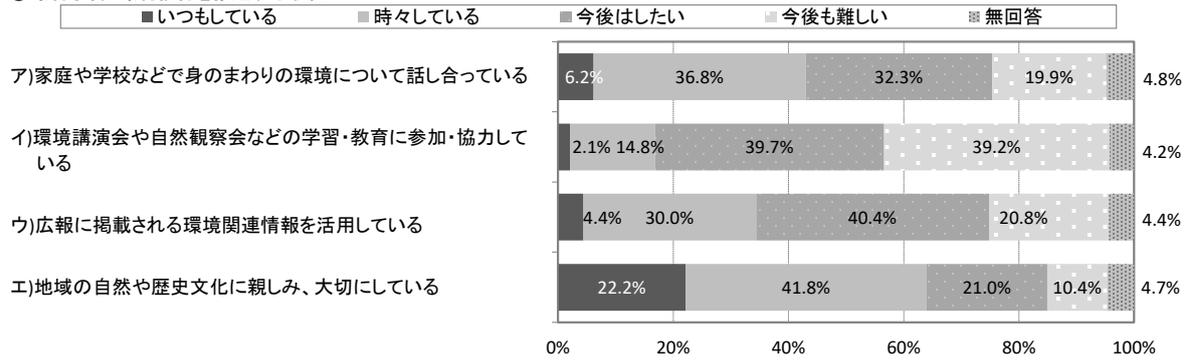
③健康で安全な暮らしのための取組



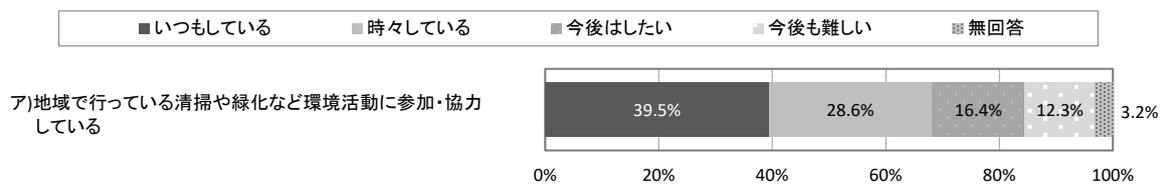
④地球環境を守る取組



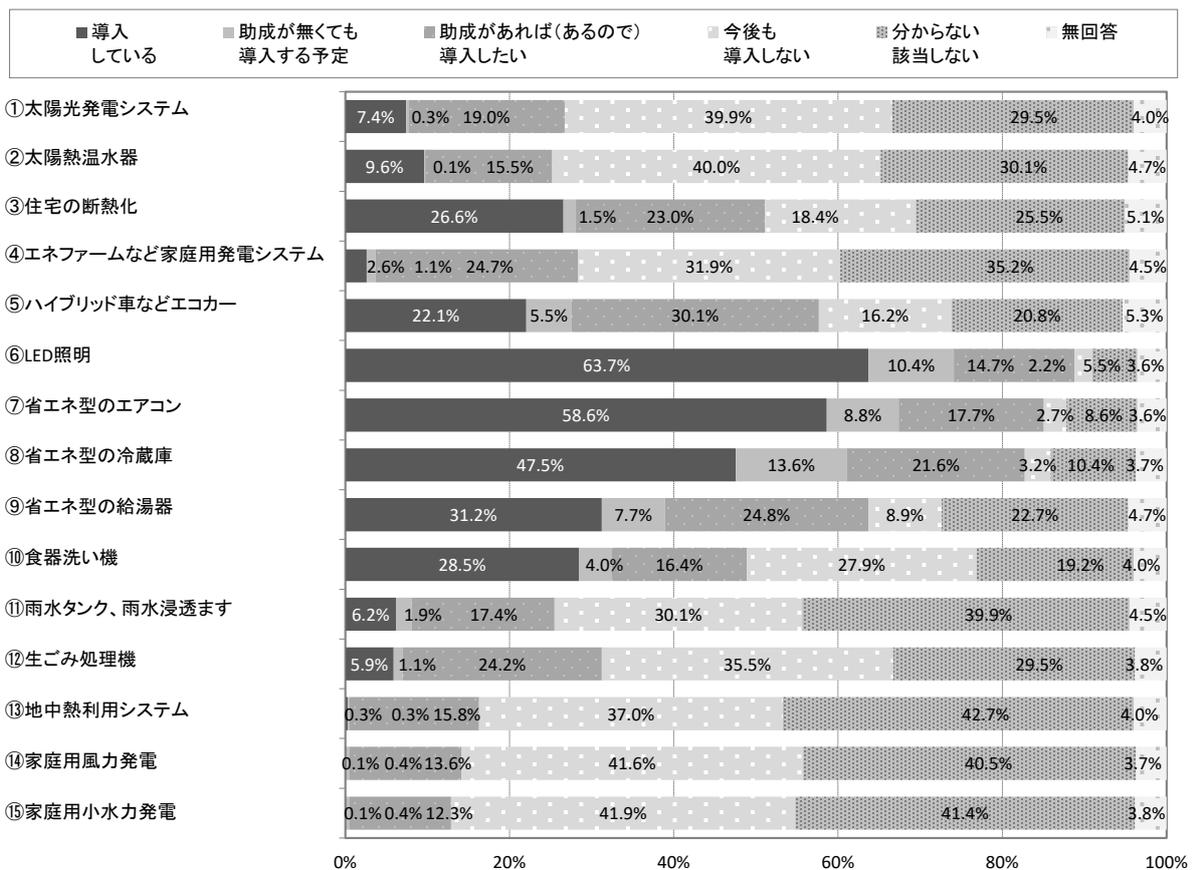
⑤環境学習・環境教育を推進する取組



⑥地域の協力に関する取組

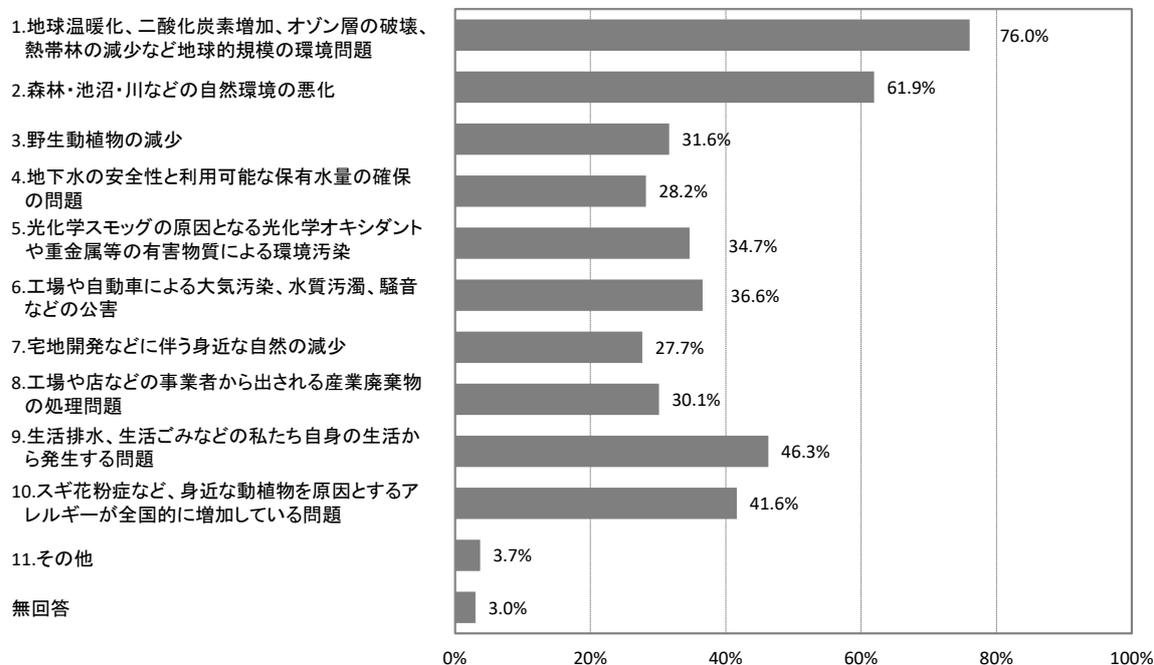


(2) ご家庭における機器類の導入状況について、該当するものを選んでください。

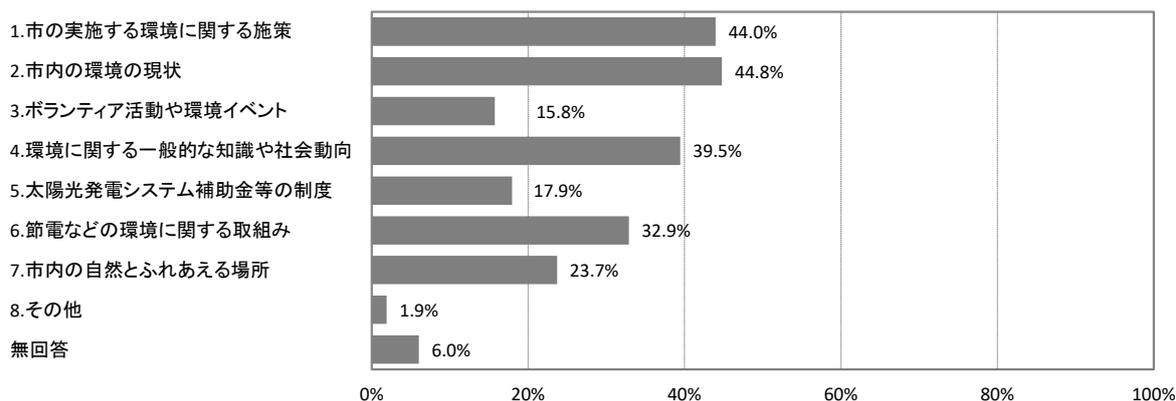


## 2. 環境問題に対する認識について

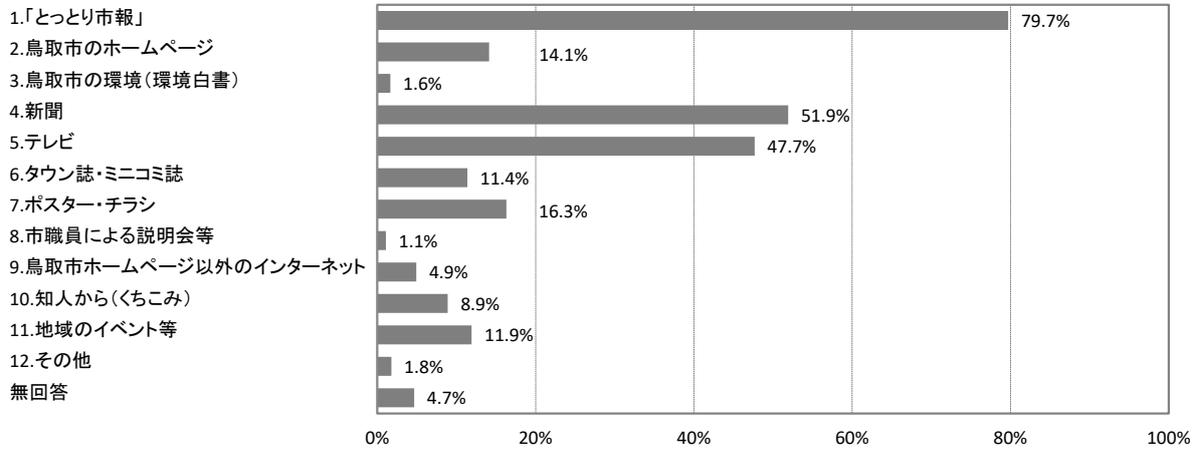
(1) あなたは現在どのような環境問題に関心がありますか。(複数回答)



(2) 環境の課題の解決に向けて取り組んでいくために知りたい情報は何か。(複数回答)



(3) 市の環境に関する情報はどのように知っていますか。(複数回答)



(4) あなたにとって、①市内の好きな・誇りに思う環境、将来に残したい環境はありますか。また、②環境に関して困っていること、改善したい環境はありますか。(自由記述)

①市内の好きな・誇りに思う環境、将来に残したい環境

分類	好きな環境等	概要	件数
自然環境	海・海岸	きれいな海、山陰海岸、日本海など	94
	山・緑	山地、森林、氷ノ山、扇ノ山など	79
	田園	田畑、棚田、田園風景、農村の風景など	19
	星空	星空、星のみえる町など	9
	砂丘・鳥取砂丘	鳥取砂丘	80
	禊野公園	禊野公園	14
	湖山池・青島	湖山池、ナチュラルガーデン、フラワーパーク、青島など	32
	川(千代川など)	きれいな川、千代川、袋川など	44
	出合いの森	出合いの森	11
	滝(雨滝など)	雨滝、三滝溪など	6
	野生動物等	コウノトリ、氷ノ山のイヌワシ、ホタル、田んぼのサギやカエルなど	10
	その他自然環境	自然の豊かさ、身近にある自然など	48
	生活環境	水がきれい・おいしい	水がきれい・おいしいなど
空気がきれい・おいしい		空気がきれい・おいしいなど	23
静か・騒音がない		静か・騒音がない	5
廃棄物関係		河川の清掃、ごみの分別の徹底など	3
その他生活環境		住みやすい、暮らしやすいなど	6
地球環境	温暖化	地球温暖化に対する市の取組	1
都市環境	街並み	袋川の桜土手、神社寺院周辺、高層ビルが少ないなど	26
	道路整備	道路整備	2
	久松山	久松山・久松公園・仁風閣	28
	都市公園	布勢運動公園、市内の公園など	16
	城跡・城下町等の歴史的街並み	鳥取城跡、城下町の街並みなど	9
参加・協働	参加・協働	砂丘の清掃、海や河川のごみ拾いなど	8
文化	食文化・文化財	美味しい農産物、文化財保護など	7
その他	その他	温泉、風車、スキー場など	17
	なし	特になし	7

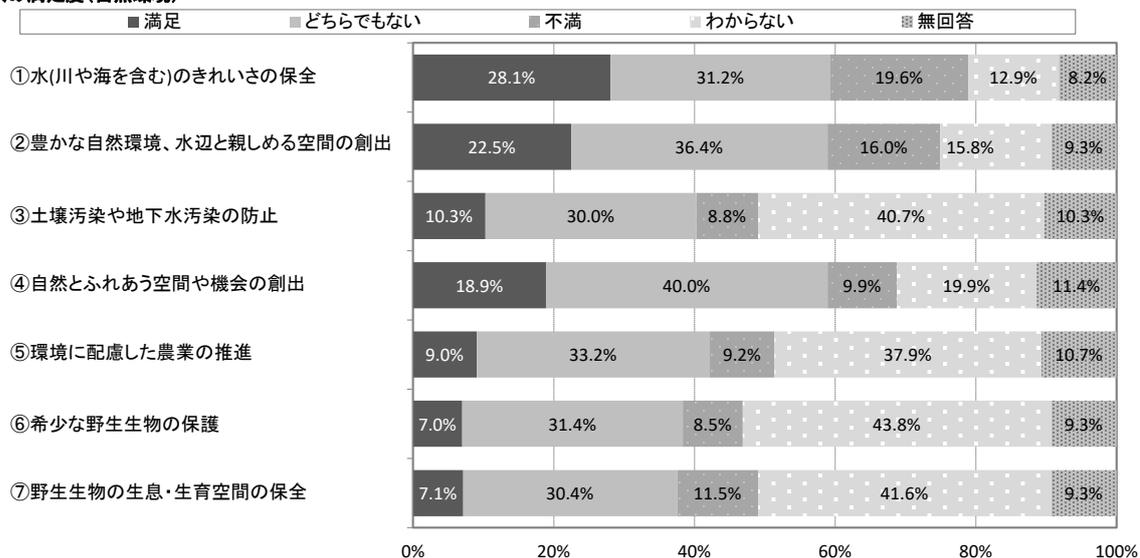
②環境に関して困っていること、改善したい環境

分類	改善したい環境等	概要	件数
自然環境	野生動物被害	野生動物による農作物やごみステーションへの被害など	28
	外来種	セイタカアワダチソウなど、外来種の増加	9
	自然環境全般	山林の荒廃、自然の減少など	21
生活環境	大気汚染	PM2.5、黄砂、排ガス、花粉など	21
	水質汚濁	湖山池の水質、川の汚染など	17
	雑草・雑木	河川の雑草・雑木、公園の雑草など	44
	悪臭	養鶏場、野焼き臭など	15
	騒音	近隣の大声、騒音など	5
	不法投棄	不法投棄	4
	海岸ごみ	海岸の漂着ごみ	9
	野焼き・ごみ焼き	野焼き・ごみ焼き	13
	河川整備	氾濫対策	9
	廃棄物	ごみの分別、プラスチックごみなど	44
	地球環境	温暖化・気候変動	温暖化、異常気象
都市環境	景観・美観	シャッター街化など	5
	公園・緑化	緑地の減少、自然のある公園	13
	公共交通	自転車道の整備、バスの本数の増加など	9
	道路整備・交通	交通量の増加、生活道路の不便など	16
	街づくり	宅地開発が多い、居住地域の環境整備	26
	ポイ捨て	ごみのポイ捨て、たばこのポイ捨て	32
	ペット	ペットの糞尿の始末	3
	喫煙	歩きタバコ、市街地の灰皿など	5
	空き家	空き家が多い	14
耕作放棄地	耕作放棄地の増加	12	
参加・協働	活動	近所の方々が掃除をしないなど	3
その他	その他	行政によるルールづくり、観光資源の活用・宣伝	11
	なし	特になし	4

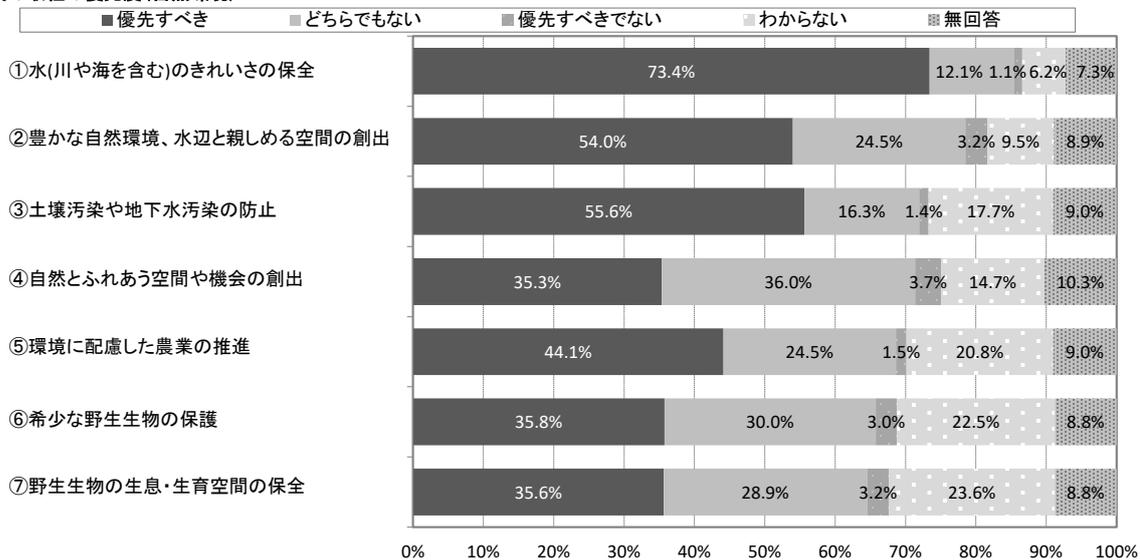
### 3. 施策の満足度・優先度について

(1) 鳥取市の環境をよくするための取組について、「現状の満足度」と「今後の取組の優先度」のそれぞれについて、お考えに近いものを選んでください。

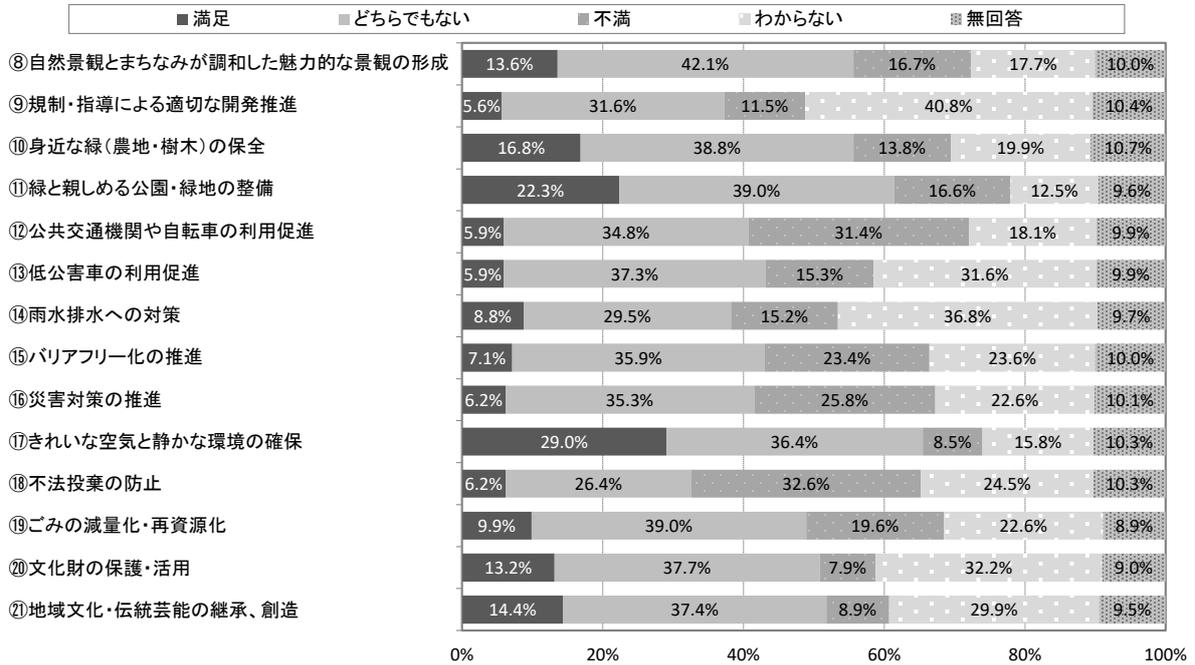
#### 現状の満足度(自然環境)



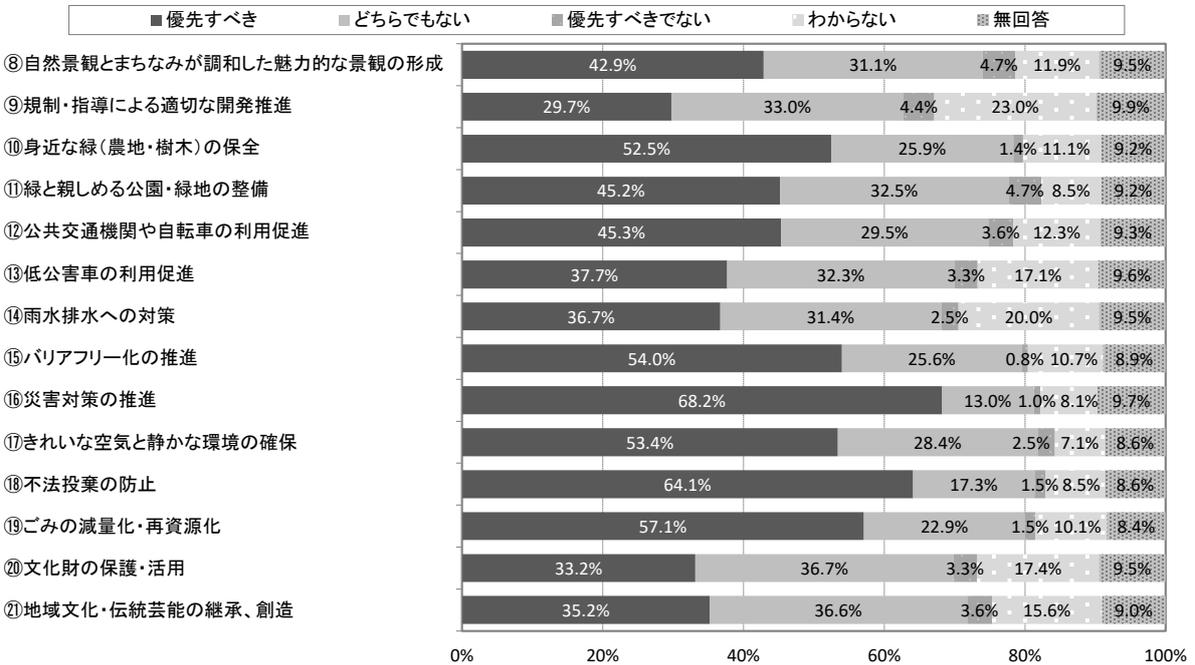
#### 今後の取組の優先度(自然環境)



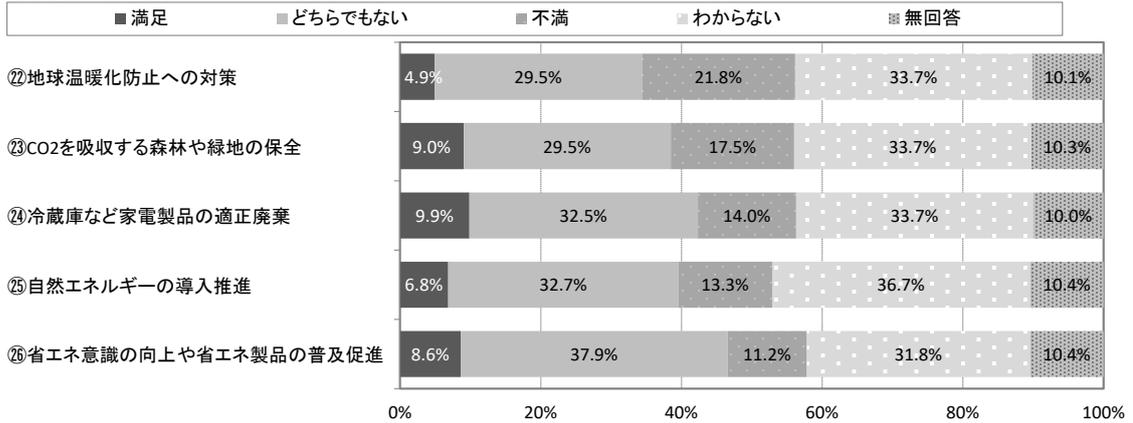
現状の満足度(生活環境)



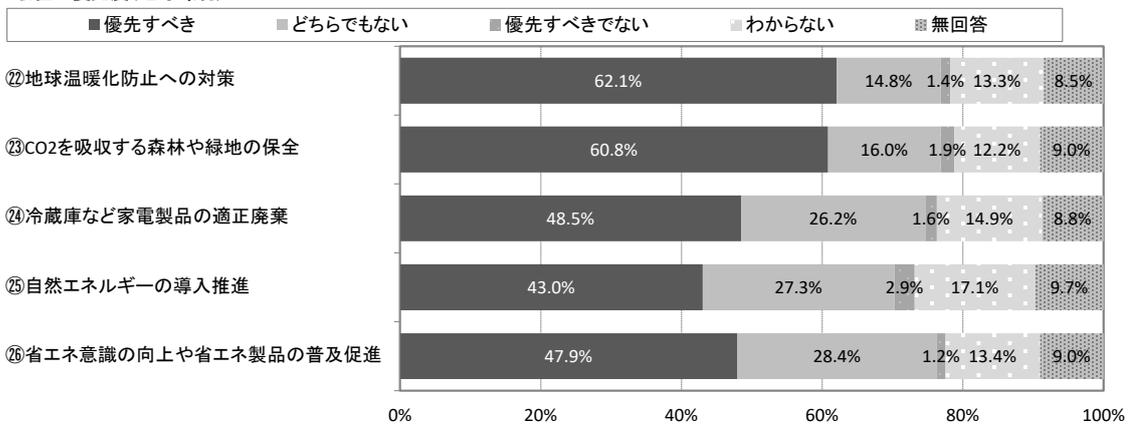
今後の取組の優先度(生活環境)



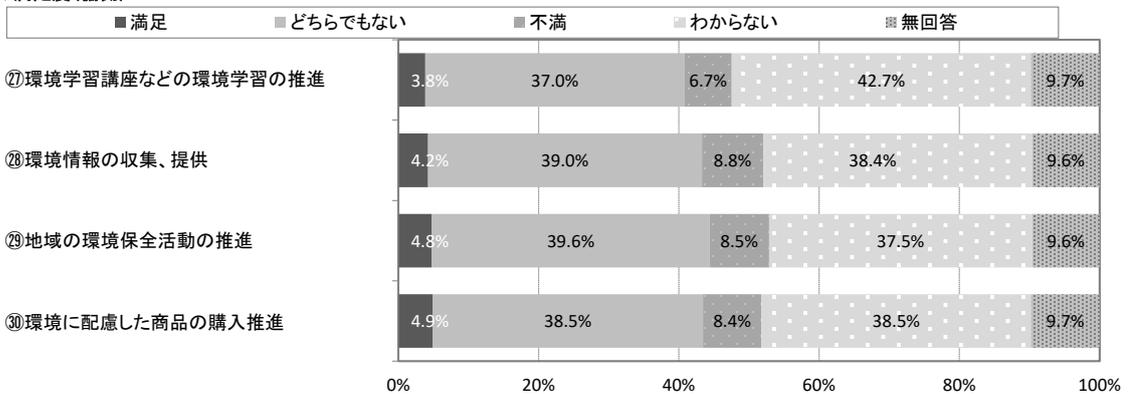
現状の満足度(地球環境)



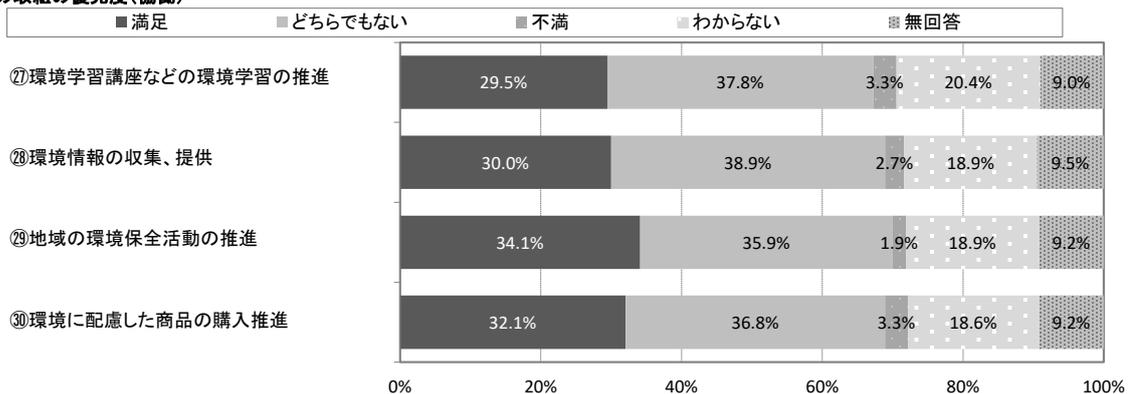
今後の取組の優先度(地球環境)



現状の満足度(協働)



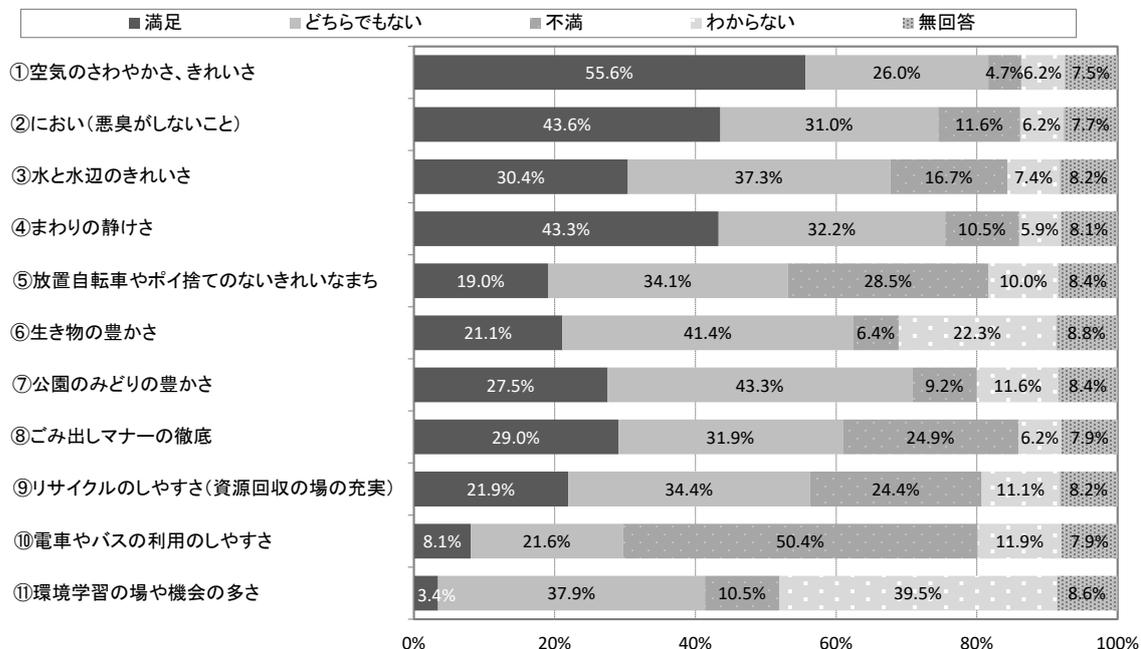
今後の取組の優先度(協働)



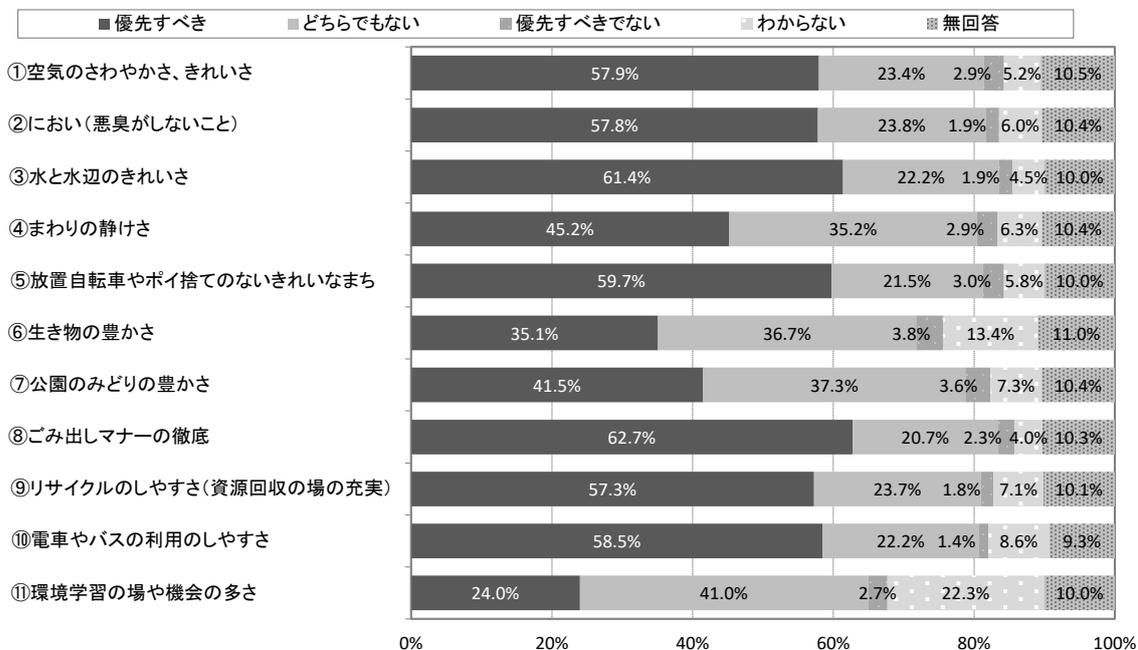
#### 4. 身の回りの環境の満足度・優先度について

(1) お住まいの地域周辺の環境について、「現状の満足度」と「今後の取組の優先度」のそれぞれについて、お考えに近いものを選んでください。

##### 現状の満足度

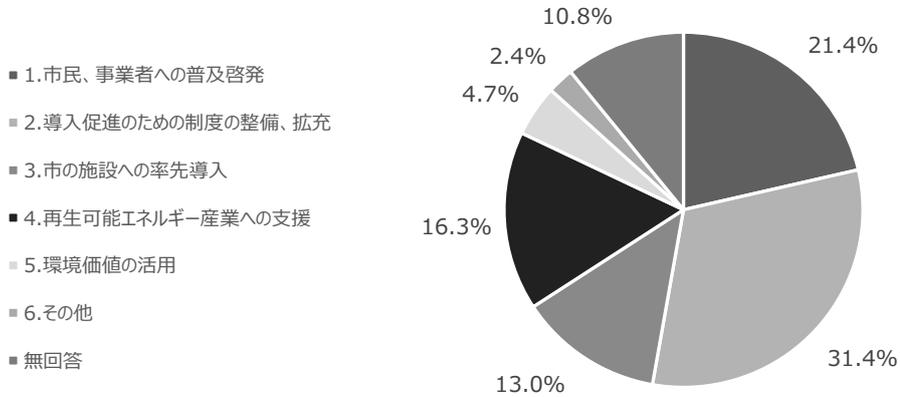


##### 今後の取組の優先度

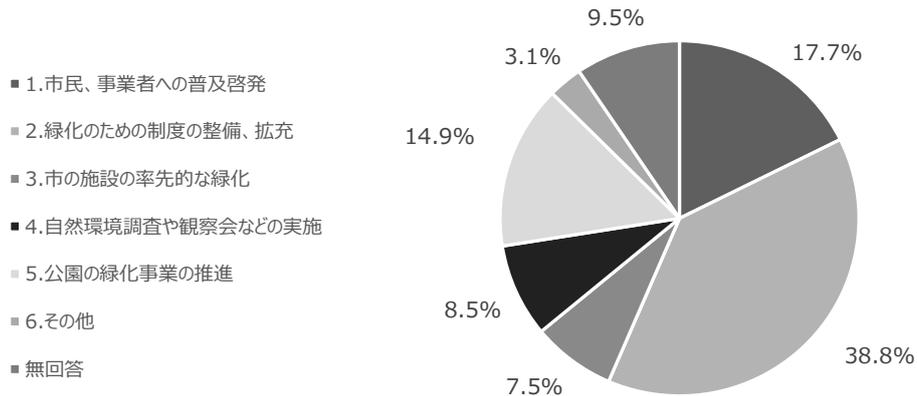


## 5. これからの市の取組について

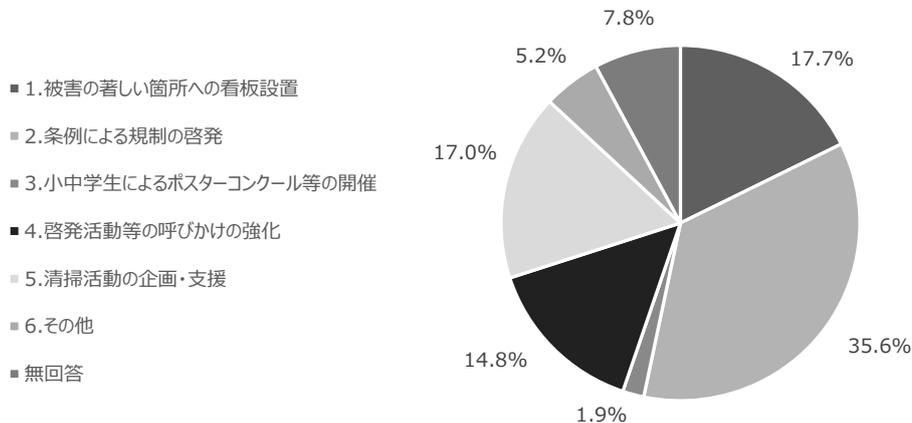
(1) 市の再生可能エネルギーに関する施策について、今後どのような取組を検討していくべきだと思いますか。



(2) 市の自然環境を保全し、みどりを残していくために、今後どのような取組を検討していくべきだと思いますか。

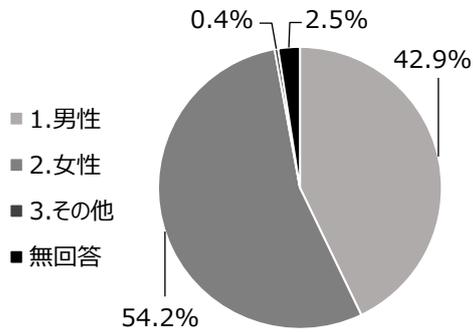


(3) ごみのポイ捨て対策として、市ではパトロールや啓発を実施していますが、今後どのような対策を行っていくべきだと思いますか。

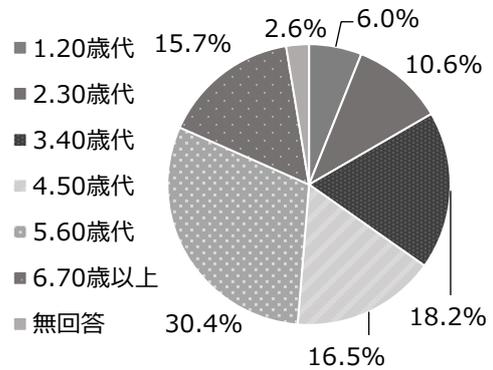


## 6. 回答者の属性

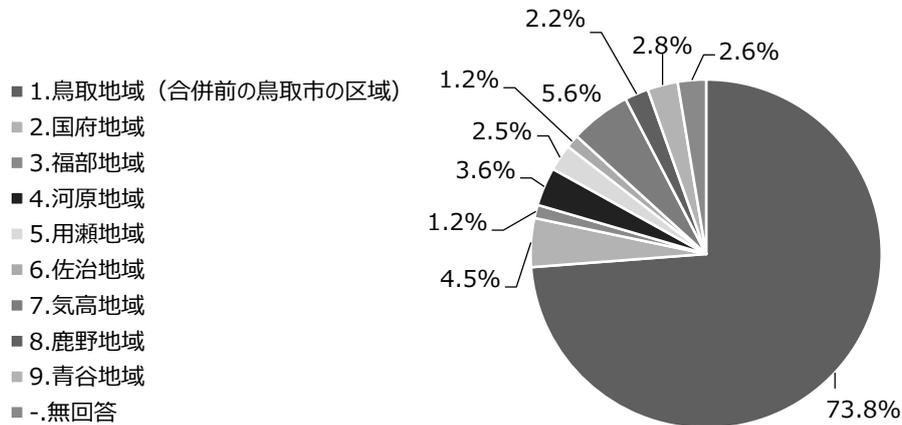
(1) 性別



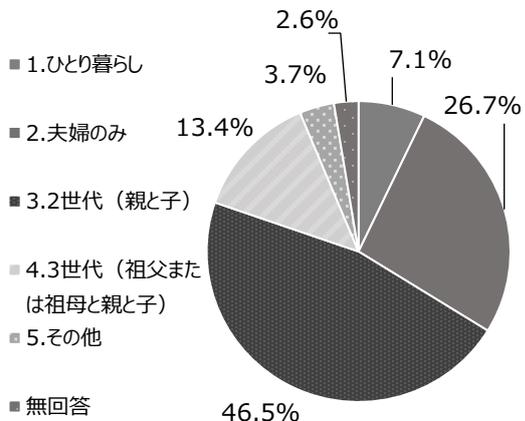
(2) 年齢



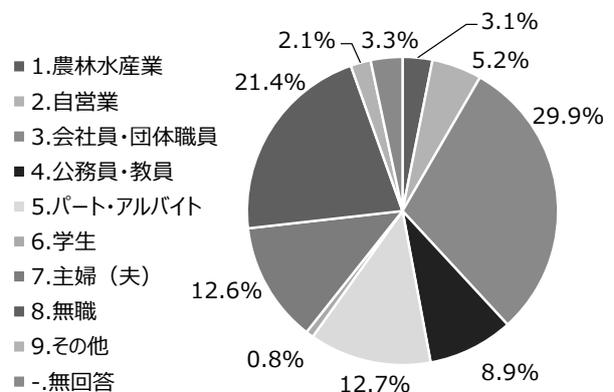
(3) 居住地域



(4) 家族形態



(5) 現在の職業



## ② 学生ワークショップ結果

### ■期日

令和元（2019）年 10 月 23 日

### ■場所

公立鳥取環境大学

### ■参加者構成

- ・公立鳥取環境大学 環境学部・経営学部の3年生～4年生（18名）
- ・公立鳥取環境大学 環境学部 吉永郁生教授
- ・公立鳥取環境大学 地域連携コーディネーター 福田忠司氏
- ・鳥取市生活環境課 職員（オブザーバー）

### ■目的

市内大学生との意見交換を通じて、本市が目指すべき「環境都市像」に関する若年層の意見を詳しく把握するとともに、その実現のために市民等が実践すべき行動を検討し、「第3期鳥取市環境基本計画」に反映することを目的として開催しました。

### ■ワークショップ実施内容

ワークショップには公立鳥取環境大学環境学部・経営学部の3年生～4年生が参加し、1～4の4グループに分かれて作業を行いました。参加学生は、事務局準備資料を活用し、テーマ1・2についてグループ議論を行い、共同作業を実施しました。共同作業の結果はグループごとに発表を行い、各グループでまとめた意見を参加者全員で共有しました。

### ■ワークショップの内容

テーマ	作業内容
テーマ1 鳥取市のあるべき環境都市像	参加学生が各自で行った事前調査結果をもとに、鳥取市の良い点と改善すべき点を列挙・整理し、鳥取市の地図上に、2030年頃にあるべき環境資源を落とし込み、都市像全体のテーマを決定。
テーマ2 環境都市像実現に向けた私の将来アクション	自らが行動するという視点で、目標実現のため取り組むべき／取り組める環境配慮行動を列挙・整理。

■ワークショップの結果（概要）

班	タイトル
1 班	「環境モデル都市とっとり～人口減少を武器に！！～」
テーマ 1 「鳥取市のあるべき環境都市像」	
<b>良い点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギーが豊富にある</li> <li>・見守り合うコミュニティがのこっている</li> <li>・環境に関する教育施設が多い</li> <li>・自然資源が多い</li> <li>・人口が少ない</li> </ul>	<b>課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車を利用する人が多すぎる</li> <li>・湖山地の汚染</li> <li>・ごみの適正な分別</li> <li>・森林資源の活用ができていない</li> <li>・農林漁業者の高齢化</li> <li>・鳥獣被害の増加</li> <li>・少子高齢化</li> </ul>
テーマ 2 「環境都市像実現に向けた私の将来アクション」	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方の企業の販路をつくる</li> <li>・鳥取の自然を活かした環境教育</li> <li>・地方のコミュニティに若者を連れてくる</li> <li>・子どもが暮らしやすいまちであることを県外に発信する</li> <li>・環境について家族で学べるような体験型のイベントをする</li> </ul>	

班	タイトル
2 班	「鳥取の豊富な資源を活かした環境都市像」
テーマ 1 「鳥取市のあるべき環境都市像」	
<b>良い点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの導入が進んでいる</li> <li>・EVなど新エネルギー利用の試みがされている</li> <li>・海ごみ対策についての政策がある</li> <li>・空き家利用した施設がある</li> <li>・観光利用できる自然がある</li> <li>・環境教育に利用できる施設が多い</li> </ul>	<b>課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力の地産地消</li> <li>・適切にごみを分別できていない</li> <li>・海ごみ対策をボランティアに頼っている</li> <li>・木材利用の推進</li> <li>・耕作放棄地の増加</li> <li>・中心市街地における空家増加</li> </ul>
テーマ 2 「環境都市像実現に向けた私の将来アクション」	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の電力を使う</li> <li>・地域の木材を利用する</li> <li>・環境保全活動、地域イベントに参加する</li> <li>・環境ビジネスを起業する</li> <li>・子育て世代の呼びこみによる人口増加</li> </ul>	

班	タイトル
3 班	「ポストディズニーランド～自然と人が共生する近未来都市～」
テーマ 1 「鳥取市のあるべき環境都市像」	
<b>良い点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジオパークとして認められている</li> <li>・再生可能エネルギーの導入</li> <li>・ゴミステーションの充実</li> <li>・ごみの分別類が多い</li> <li>・自然との距離が近い</li> <li>・目立った騒音・振動はない</li> <li>・小さい頃からの環境の教育</li> </ul>	<b>課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代自動車の充電設備が整っていない</li> <li>・公共交通機関</li> <li>・ごみの出し方の周知</li> <li>・ごみのポイ捨てが目立つ</li> <li>・海岸など鳥取で自然を感じれる場所でのごみ</li> <li>・林業などの後継者</li> </ul>
テーマ 2 「環境都市像実現に向けた私の将来アクション」	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネの実施・蓄電池の活用</li> <li>・災害に備える</li> <li>・海岸清掃などのボランティア参加</li> <li>・食品ロスを減らす</li> <li>・資源を利用する際に持続的であるかについて考える</li> </ul>	

班	タイトル
4 班	「既存の良さを伸ばしつつ、新しいものに対する情報を市民と共有 ～まきこめ！！環境意識！～」
テーマ 1 「鳥取市のあるべき環境都市像」	
<b>良い点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーミックスに力を入れている</li> <li>・レジ袋を有料化している店がある</li> <li>・豊かな海・山など良い資源がある</li> <li>・景観を意識した都市づくり</li> <li>・環境教育をしやすい環境</li> </ul>	<b>課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤ラッシュ時の渋滞</li> <li>・海岸の漂着ごみが多い</li> <li>・耕地・街路樹が少ないと感じる</li> <li>・自然は多いが親しめる場が少ない、整備されていない</li> <li>・湖山池の水質</li> <li>・工場の排ガス</li> </ul>
テーマ 2 「環境都市像実現に向けた私の将来アクション」	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの地産地消に協力する</li> <li>・公共機関を使う</li> <li>・ごみの分別を徹底</li> <li>・自然環境の保護と利用の兼ね合いを考える</li> <li>・子どもへの環境に対する意識づけ</li> <li>・地域の活動を自分から働きかける</li> </ul>	

## ■ワークショップの様子



### ③ パブリックコメント

#### ■周知方法

第3期鳥取市環境基本計画（案）を市ホームページに掲載及び下記場所での閲覧により、意見募集を行った。

#### ■実施期間

令和2（2020）年11月5日～11月30日

#### ■閲覧場所

本庁舎総合案内、各総合支所

#### ■実施結果

意見数 8名 26件

## (8) 用語集

【アルファベット】

### BAU ケース

何も対策を実施しなかった場合にどうなるのかを指します。(Business as usual: 特段の対策のない自然体)

### BEMS

Building Energy Management System (ビルディングエネルギーマネジメントシステム) の略で、建物内の空調や、給湯等のエネルギー消費機器全体のセンシング、自動制御を行うシステムを指します。

### FEMS

Factory Energy Management System (工場エネルギー管理システム) の略で、工場全体のエネルギー消費を削減するため、受配電設備のエネルギー管理や生産設備のエネルギー使用・稼働状況を把握し、見える化や各種機器を制御するためのシステムを指します。

### HEMS

Home Energy Management System (ホームエネルギーマネジメントシステム) の略で、家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムを指します。

### IoT

Internet of Thing (インターネット オブシング) の略で、コンピュータ等の情報・通信機器以外の様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットへ接続することによって自動認識・自動制御等を行う技術を指します。

### IPCC (気候変動に関する政府間パネル)

地球温暖化問題について科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、国連環境計画及び世界気象機関により設立された組織をいいます。

### Jクレジット

省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を、クレジット(温室効果ガスの排出権)として国が認証し、売買取引の対象とする制度です。

### PDCA サイクル

Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(是正)を意味し、品質向上のための体系的考え方をいいます。管理計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、その結果を内部で点検

(Check)し、不都合な点を是正(Action)したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものです。

### PRTR 制度

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みをいいます。

#### **【ア行】**

### アイドリングストップ

車を運転中に信号待ち等で一時停車したときに、エンジンを停止することをいいます。また、自動的にエンジンがストップする機能のことをアイドリングストップ機能といいます。

### アスベスト

繊維状に変形した鉱石の一種で、極めて細く、熱や摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材や摩擦材といった様々な工業製品に使用されてきました。しかし、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が明らかとなり、現在では、原則として製造・使用等が禁止されています。

### アダプトプログラム

一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動（清掃）を行い、行政がこれを支援する制度を指します。

### エコマーク

「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。

### エネルギーマネジメントシステム

電気、ガス、熱等のエネルギーの見える化や電力の制御による設備の最適運用等を実現するシステムを指します。

### 温室効果ガス

二酸化炭素やメタン等、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つガスを指します。1997年の第三回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められました。

#### **【カ行】**

### カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まず出来るだけ排出量が

減るよう削減努力を行ったうえで、温室効果ガスの削減・吸収活動に投資すること等によって排出される温室効果ガスを埋め合わせることをいいます。

### カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量とカーボンオフセット等による削減・吸収量が釣り合った状態にあることをいいます。

### 外来生物

一般的には人為によって自然分布域の外から持ち込まれた種を外来種と呼び、外来生物法においては、明治元年以降に海外から日本に導入された生物を外来生物として定義しています。なお、外来生物のうち、特に人の健康、生態系等への被害が認められるものは、駆除の対象となる「特定外来生物」に規定され、オオクチバス（ブラックバス）やヒアリ等が代表的な種です。

### 環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、法律に基づき定められたものを指します。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などが対象とされています。

### 環境マネジメント

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに

あたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを指します。

### クールビズ・ウォームビズ

冷房による二酸化炭素の排出の増加を抑えるため、冷房時の室温 28℃を目安に夏を快適に過ごすライフスタイルをクールビズ、暖房による二酸化炭素の排出の増加を抑えるため、暖房時の室温 20℃を目安に冬を快適に過ごすライフスタイルをウォームビズといいます。

### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいいます。

### グリーンツーリズム

緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動を指します。

### こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生まで誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、地域の環境保全活動の環を広げることがを目的としています。

## 【サ行】

### 再生可能エネルギー

太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱など、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に温室効果ガスをほとんど排出しないエネルギーを指します。

### 持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連サミットで採択された17のゴール・169のターゲットから構成される国際目標です。ゴールとして貧困・福祉対策や経済対策、気候変動対策などが掲げられており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓ったものとなっています。

### 蒸気タービン

蒸気を持つ熱エネルギーから、羽根車の回転を介して動力を取り出す原動機をいいます。

### 食品ロス

本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物をいいます。日本では平成29年度に約612万トンの食品ロスが発生したと推計されています。

### スマート農業

ロボット技術やAI（人工知能）、IoT等先端技術を活用し、作業の自動化や高品質生産を実現する新しい農業を指します。

### 節足動物媒介感染症

昆虫やダニが病原体を媒介して人が罹患する感染症をいいます。デング熱や日本紅斑熱、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等が含まれます。

### ソーラーシェアリング

農地に支柱を立てて上部空間に太陽光パネルを設置し、農業生産と太陽光発電を同時に行う取組で、売電による収入や発電電力の自家利用により、農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大や6次産業化の推進が期待できます。

### 総合計画

地方自治体が策定する全ての計画の基本となる行政運営の総合的な指針となる計画をいいます。本市においては、令和3年度から令和12年度を基本構想期間とする第11次総合計画が策定されました。

## 【タ行】

### ダイオキシン

塩素を含む物質の不完全燃焼等で生成される化学的化合物の一種で、難分解性の環境汚染物質です。

### 代替フロン

ハイドロフルオロカーボン（HFC）やパーフルオロカーボン（PFC）等を指します。これらのガスは、オゾン層破壊物質として

モントリオール議定書で削減対象とされた「特定フロン」クロロフルオロカーボン（CFC）を代替するために開発されましたが、後に温室効果ガスであることが判明し、現在では削減が求められています。

### **多極ネットワーク型**

いわゆる一極集中型の都市構造ではなく、中心市街地や複数の生活拠点において、医療・福祉、商業の各施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、ネットワーク化された公共交通により各施設に容易にアクセスできるなど、日常生活に必要な各種サービスが住まい等の身近に存在する都市形態をいいます。

### **多面的機能**

農業・農村は、私たちが生きていくのに必要な米や野菜等の生産の場としての役割を果たすだけでなく、農村で農業が継続して行われることにより、私たちの生活に色々な『めぐみ』をもたらしています。このめぐみを「農業・農村の有する多面的機能」と呼んでいます。

### **地域新電力事業**

地域内の発電電力等を活用し、主に地域内の公共施設や民間企業、家庭等に電力を供給する小売電気事業をいいます。2016年4月の法改正による電力小売自由化に

より、地方自治体の戦略的な参画・関与の下で事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者が誕生しています。

### **蓄電池**

1回限りではなく、充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）のことです。スマートフォンやノート PC 等に内蔵されているバッテリー等もその一種です。再生可能エネルギーは時間や時期等によって発電量が変動することが多いため、蓄電池を用いて電気を蓄えることで安定供給を図っています。

### **中核市**

地方分権を推進するため、政令指定都市に次ぐ人口規模の市へ都道府県の事務権限を委譲することで、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした制度です。本市は平成30年4月1日に中核市へ移行し、保健所業務等を新たに行っています。

### **低公害バス**

CNG（圧縮天然ガス）バス、ハイブリッドバス及び新長期規制適合バスを指します。

## 鳥取県東部広域行政管理組合

鳥取県東部圏域の1市4町（鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町）により組織された広域行政機構（特別地方公共団体）で、経済的、事務的効率の観点から各市町が単独で行うより広域的に処理することが適当と思われる事務を共同処理しています。

### 【ナ行】

#### 日本型直接支払制度

農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度を指します。

#### 燃料電池

水素と酸素の化学反応（水の電気分解の逆反応）により、電力と熱を発生させる技術です。発電の際、発生するものは水のみで、二酸化炭素は発生せず、また、燃料電池自体には駆動する部分がないため、騒音・振動等もありません。環境に良い発電技術ですが、一方で、発電に用いる水素を大量に製造する工程において二酸化炭素を発生させていることが課題となっています。

#### 農業・農村の多面的機能

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより

生じる、食料等の供給機能以外の多面にわたる機能のことを指します。

### 【ハ行】

#### パリ協定

2015年11月にフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約で、2016年11月に発効されました。『世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え（2℃目標）、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求する」こと（1.5℃目標）』が世界共通の長期目標として掲げられています。

#### ヒートアイランド

都市の気温が郊外よりも高くなる現象のことをいいます。地表の人工物化、人口排熱の増加、都市の高密度化が主な原因と考えられています。

### 【マ行】

#### 緑のカーテン

アサガオやゴーヤ等のツル植物でつくった日よけのことをいいます。夏場では、日差しをやわらげ、部屋の中に涼しい風を通すため、夏の二酸化炭素削減及び節電対策として期待されています。

## 【う行】

### レッドデータブックとっとり

鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップしてその現状等をまとめたものです。平成14年に初版が、平成24年に改訂版が発行されています。本書によると、市内にはニホンイタチ、オオタカ等絶滅のおそれのある動物が237種、ミズニラ、キキョウ等絶滅のおそれのある植物が128種生息・生育しています。

# 第3期鳥取市環境基本計画

令和3年3月発行

発行 鳥取市 生活環境課

〒680-8571 鳥取市幸町71番地



